

安全の政治と統計学
——ドイツ労働災害保険をめぐる科学言説再読 1871-1932——

高岡 佑介

目次

序章.....	5
第一節 本研究の目的	5
第二節 先行研究と視角	7
一 統計学に関する研究史	
(1) 国家学のツールとして	
(2) 優生学、医学・公衆衛生との関わり	
(3) 「確率革命」——ビーレフェルト研究グループの試み	
(4) 情報と管理統制	
(5) 統治のテクノロジー	
二 「社会的なものの科学化 (Verwissenschaftlichung des Sozialen)」	
第三節 方法論的考察——フーコーの言説分析	14
一 言説の概念	
二 言説分析の賭金	
第四節 本論文の構成	21
第一章 生政治 (Biopolitik) としての社会政策 (Sozialpolitik)	22
第一節 「生政治」——資本と生命のエコノミー	22
一 生権力——資本の蓄積をめぐる実践	
二 安全 (セキュリティ) の場としての「人口」	
第二節 「社会的なもの」	30
一 社会的なもの——「生命過程の公的組織化」	
二 社会的なものの場所	
第二章 講壇社会主義の経済学.....	37
第一節 「人間の価値」——費用価値と収益価値	38
第二節 「社会的病」としての労働災害	43
第三節 放物線としての「社会」	47
第三章 労働科学.....	51
第一節 産業社会の労働形態——精神労働とは何か	52
第二節 揺らぎの一時的収束としての主体	56
第三節 規律の実践としての労働心理学	59
第四章 社会統計学.....	64
第一節 災害統計による偶発的危険の合理化	65
第二節 統計学——国家学から社会科学へ	68
第三節 緩やかな法則性——確率的社会秩序	75

第五章 保険学.....	80
第一節 「文化の尺度」としての保険	81
第二節 気遣い (Sorge) の営みと安心の主体	85
第三節 共感から公正へ——「年金闘争」の実践	89
終章.....	94
文献	99

凡 例

- 一 引用文のうち、() は原文に含まれたもの、[] は筆者による補足である。
- 二 翻訳のある欧語文献の引用については、以下の規則にしたがった。原典を参照したものはそこから出典を示し、対応する邦訳の頁数を併記した。訳文に関しては、先行の訳業を参考にしながら、筆者自身の手で訳し直した。邦訳のみを参照した場合は、邦語文献のみを挙げた。

序章

第一節 本研究の目的

ミシェル・フーコーは、十九世紀後半のヨーロッパにおいて「事故（アクシデント）」の問題が持っていた重要性を次のように指摘している。

ごく一般的に、とりわけ十九世紀後半において、事故の問題が法に対してだけではなく、経済や政治に対しても有していた重要性を強調しなければならない。……十九世紀においては、賃金制度、産業技術、機械化、交通手段、都市構造の発展とともに、二つの重要な事柄が現れた。第一に、第三者に及ぶリスク（賃金労働者を労働災害に曝す使用者や、乗客だけでなく偶然その場に居合わせた人びとを事故に曝す旅客運送人）。次に、これらの事故がしばしば一種の過失（*faute*）に結び付けられえたという事実——ただしその場合の過失とは些細なもの（不注意、慎重さの欠如、怠慢）であり、さらに、その民事上の責任とそれに結びついた損害の弁済を担うことができない者によって犯されるものである¹。

近代において事故とは、産業化の進展と随伴的に生じる危険現象である。それは産業化以前には、外部から襲来する自然現象として捉えられていた。しかしエネルギーの調達に機械技術による自然の改変を通じて行われるようになると、事故は翻って、技術によって制御されたエネルギーの暴発というかたちで、いわば社会内部から生じる現象となる²。事故は、それに遭遇しやすい人びととそうでない人びとの分化を促すという点で危険の社会的配分をめぐる、またそれが金銭的な損失をもたらすという点でその補填をめぐる、

¹ Michel Foucault, «L'évolution de la notion d'individu dangereux dans la psychiatrie légale du XIX^e siècle», in: *Dits et écrits II, 1976–1988*, Gallimard, 2001, pp. 459–460.

（ミシェル・フーコー「十九世紀司法精神医学における『危険人物』という概念の進展」上田和彦訳『ミシェル・フーコー思考集成 VII』、筑摩書房、二〇〇〇年、四〇頁）

² 「自然を制御する技術水準と、この技術が起こす事故の落下高度との間には正確な比例関係が成立している。産業化以前の時代は、この意味での技術的な事故というものを知らなかった。ディドロの百科全書では、『事故』（*accident*）は文法的、哲学的概念であり、事故とは偶然と同義語だった。産業化以前の大災害は自然の出来事であり、自然の事故であった。大災害は、それが破壊する対象に向かって、嵐、洪水、雷、坑内ガス爆発などというかたちで外部から訪れる。これに反して、産業革命をもたらすこととなる、技術的な事故による破壊は、いわば内部から訪れる。技術的な機械装置は、自身の力で自らを破壊する。出力として調節して放出するために、蒸気機関が抑制しているエネルギーは、事故の際には蒸気機関自体に止めを刺す。ますます速度を増して走る交通機関は、衝突の場合には自壊して粉々になるまでに至る。機械装置の技術的強化（圧力、張力、速度など）が高まるほど、機能不全の際の破壊はそれだけ徹底的なものとなる。」（Wolfgang Schivelbusch, *Geschichte der Eisenbahnreise: Zur Industrialisierung von Raum und Zeit im 19. Jahrhundert*, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main 2002, S. 118f., ヴォルフガング・シヴェルブシュ『鉄道旅行の歴史』加藤二郎訳、法政大学出版局、一九八二年、一六八頁）

政治的、経済的な軋轢を生み出す。事故の危険は当時、人びとの安寧を乱す要因の一つとして位置づけられていたのであり、その脅威をいかに緩和するかが社会秩序の維持に関する主要な争点をなしていた。

フーコーによるなら、そうした安全確保の実践にとって喫緊の課題となっていたのは、損害を惹起した者の故意・過失を認めてその行為主体に対し処罰や制裁を下すことよりも、むしろ「過失なき責任を法的に基礎づけること」だった。というのも、事故の危険は、財を生産し富を創出し続ける産業社会の営為に内在的な、消去することのできない副産物として捉えられたからだ。それは、損害を惹起した個人ではなく、危険の生産主体である社会がその責任を引き受けるべき問題（「社会問題」）として、法を通じた馴致の対象となる。これに対するその制度的具体化が、いわゆる無過失責任原理に依拠した、一八八四年の労働災害保険法の成立である。まさしく「ビスマルク時代の社会」は、「たんに規律の社会であるばかりでなく安全（*sécurité*）の社会でもあった」³のだ。

フーコーのこの指摘は、ビスマルク期にのみ当てはまるものではない。というのも、規律や安全の実践を下支えする、事故の発生をめぐる政治的懸念は世紀転換期に入っても消えることはなかったからだ。じじつ、労働災害保険法制定の経緯を辿ると、「一八七一年六月七日のライヒ使用者責任法（*Reichshaftpflichtungsgesetz*）」を前身とする一八八四年の「労働災害保険法（*gesetzliche Unfallversicherung*）」は、適用事業の範囲の拡大を伴いながら、一九一一年に成立した「ライヒ保険法（*Reichsversicherungsordnung*）」第三編へと集成され、さらに一九二五年の改正により一層の充実を遂げた⁴。こうした労災保険法の導入と整備に注目するなら、十九世紀後半から二十世紀前半にかけてのドイツは、人間の生を脅かす危険現象に直面し、その制度的対応として安全のシステムが再編されていく過程によって特徴づけられるだろう。

このような前提に立ち、本研究は、大量観察と数値表象によって独特な知覚のモードを可能にした統計学の実践を分析の出発点としながら、ドイツ産業社会を貫いていた安全のメカニズムとその論理を析出することを目指している。

なぜ統計学に着目するかと言えば、統計学は数量化の技術として、安全の再編過程に密接に関与していたからである。それは第一に集団現象の学として、人口の規模・構成・変動から具体的な生活・労働環境に至るまで、個人とも国家とも位相を異にする問題圏＝「社会」の認識に関わっていた。第二に、統計学は確率論と結びつくことで問題状況の集合的把握にとどまらず、未知なるものの予測を可能にし、「偶然」をいかに扱うかという問題に関わっていた。すなわち、統計学は「社会」に関する知として、社会問題の把握およびその解決という文脈に埋め込まれていたのであり、産業社会に固有の政治・経済的諸条件や、それと連関するかたちで構成される問題意識と密接な関係にあった。本研究の課題は、この点に留意しながら、十九世紀後半から二十世紀前半までのドイツにおける統計学の実践に着目し、それらの担い手たちの諸言説を思想的視座から読み直すことにある。ドイツ産業社会において安全の網の目が配備されていく過程は、すでに法学の分野で記述されて

³ Foucault, »L'évolution de la notion d'individu dangereux« dans la psychiatrie légale du XIX^e siècle», p. 460. (四〇頁)

⁴ 西村健一郎「ドイツ労働災害補償法の生成に関する一考察（一）」『民商法雑誌』六五卷四号、有斐閣、一九七二年、五二八―五五八頁。

いるが、その過程を別の視角から書き換えることが本研究の目指すところである。

本研究では、考察のための具体的な場として「労働災害保険」に焦点を当てる。労災保険は、医療保険、老齢・疾病保険と並んで一八八〇年代に、従来の共同体に代わる、安全の新たなシステムとして成立した社会保障の一角をなす制度である。その形成と運用において、統計学に代表される数量化の技術は、危険現象の予測・計算に関わる専門知として中心的な役割を果たした。この点において、労災保険は安全確保の関心と統計学の実践が交差する結節点をなしており、産業社会における安全の論理を読み解くための有効な場を提供していると考えられる。

本研究を導いているのは、数量化の技術が人間の集合的な生の保障とどのように結びついていたのかという関心である。この点を明らかにするためには、統計学をそれが使用された文脈において、すなわち特定の問題をめぐって知が動員され、さまざまな実践の中で展開される場において考察することが、一つの方途となるだろう。本研究では「労働災害保険」をそうした言説の領野として捉えている。「労働災害保険をめぐる科学言説再読」という本論文の副題は、ドイツ産業社会の安全の諸相を、専門知の担い手たちの言説から照射しようとする本研究の意図を表している。

第二節 先行研究と視角

本研究は、一九八〇年代にビーレフェルト大学の研究グループによって提出された統計・確率の歴史に関する一連の研究成果から主要な着想を得ている。本節では、同グループの活動を中心としてこれまでの統計・確率史研究を時系列に沿いながらおおまかに区分、整理した後、「社会的なものの科学化」という、本研究が依拠する視角を導入する⁵。

一 統計学に関する研究史

(1) 国家学のツールとして

統計学は十七世紀ヨーロッパに由来する実践的学問である。当時、統計学 (Statistik) は原義に忠実に、国家学 (Staatswissenschaft) の枠組みの中で、国家の現状を特徴づける要素を記述するものとして用いられていた。しかし、確率論の発展とともに、また十八世紀後半から十九世紀にかけて産業化が進展するにつれて計算することが社会的に重要な意味を持つようになると、統計学は「大数に関する科学」として、十七世紀、十八世紀に見られた「国家の学」とは別の次元で活用され始める⁶。第四章で見るように、統計学の理論は産業化のもとで新たな役割を担うのである。

⁵ 以下、一九七〇年代までの研究動向については次の文献を参考にした。近昭夫「科学史研究者による統計学史研究について」『統計学』五八号、一九九〇年、七〇—七九頁；木村和範「統計的推論の普及とその社会的背景」『北海学園大学経済論集』三六巻三号、一九八九年、二七七—三〇三頁。

⁶ John T. Merz, »On the Statistical View of Nature«, in: *A History of European Thought in the Nineteenth Century*, Vol. II, William Blackwood and Sons, Edinburgh 1903, pp. 548–626.

(2) 優生学、医学・公衆衛生との関わり

近昭夫によれば、こうした観点をより具体的に展開した研究が一九六〇年代、一九七〇年代を通じて提出された。まずチャールズ・ジリスピー (Charles C. Gillispie) が物理学における確率論の応用について論じ、続いてヴィクター・ヒルツ (Victor L. Hiltz)、ルース・コーワン (Ruth L. Schwartz Cowan) がベルギーの社会統計学者アドルフ・ケトレ、イギリスの統計学者フランシス・ゴルトン、カール・ピアソンを取り上げ、統計学の展開を十九世紀の諸思想との関連において考察した⁷。そこで参照されていたのは主に優生思想という文脈である。遺伝学や社会改良をキーワードとしながら、当時の統計学の実践がいかに優生学や社会ダーウィニズムと結びついていたかが批判的に論じられた。

また、統計学の展開を歴史的に考察する際、優生学と並んで頻繁に参照されるのが医学・公衆衛生との関連である⁸。十九世紀前半のイギリスやフランスでは、「統計運動 (The Statistical Movement)」あるいは「統計の熱狂時代 (l'ère d'enthousiasme statistique)」と称されるほど、人びとの生活・労働環境に関わる多様な領域を対象とした統計調査が実施され、そこで得られた多くのデータが公表された。こうした統計的な知の実践を下支えしていたのは、貧困や疫病などの秩序を攪乱する現象が劣悪な衛生条件に由来しており、そうした構造上の問題に対しては、統計調査を通じた状況観察に基づく組織的な改善の働きかけが必要であるという認識だった⁹。

(3) 「確率革命」——ビーレフェルト研究グループの試み

1. 沿革と概要

主として十九世紀のイギリスやフランスを対象としたこれらの研究蓄積に対し、一九八〇年代以降、より広いパースペクティブから統計・確率の歴史を捉えようとする研究潮流

⁷ Charles C. Gillispie, »Intellectual Factors in the Background of Analysis by Probabilities«, in: Alstair C. Crombie, *Scientific Change: Historical Studies in the Intellectual, Social and Technical Conditions for Scientific Discovery and Technical Invention, from Antiquity to the Present*, Heinemann, London 1963, pp. 431–453; Victor L. Hiltz, »Statistics and Social Science«, in: Ronald N. Giere and Richard S. Westfall (eds.), *Foundations of Scientific Method: The Nineteenth Century*, Indiana University Press, Bloomington 1973, pp. 206–233; Ruth L. Schwartz Cowan, »Francis Galton's Contribution to Genetics«, in: *Journal of the History of Biology*, Vol. 5, 1972, pp. 389–412.

⁸ Michael J. Cullen, *The Statistical Movement in Early Victorian Britain: The Foundations of Empirical Social Research*, Harvester Press, Hassocks 1975; John M. Eyler, *Victorian Social Medicine: The Ideas and Methods of William Farr*, Johns Hopkins University Press, Baltimore 1979; Bernard-Pierre Lecuyer, »Médecins et observateurs sociaux: Les Annales d'hygiène publique et de médecine légale (1820–1850)«, in: *Pour une histoire de la statistique*, INSEE, Paris 1977, pp. 445–476.

⁹ これらの研究潮流は一九八〇年代においても継続された。たとえば、優生学との関連については、Stephen J. Gould, *The Mismeasure of Man*, Norton, New York 1981、医学・公衆衛生との関連については、William Coleman, *Death is a Social Disease: Public Health and Political Economy in Early Industrial France*, University of Wisconsin Press, Madison, Wis. 1982 がそれぞれ論じている。

が現れる。その嚆矢となったのが、ビーレフェルト大学の研究グループによる「確率革命 (probabilistische Revolution)」に関する研究プロジェクトである¹⁰。

このプロジェクトは、ビーレフェルト大学学際研究センター (Zentrum für interdisziplinäre Forschung der Universität Bielefeld) にて一九八二年から一九八三年にかけて、ローレンツ・クリューガー (Lorenz Krüger) とミヒャエル・ハイデルベルガー (Michael Heidelberger) をコーディネーターとして行われた。同プロジェクトの特徴は、「統計理論がそのものとしてでなく、それを考察した理論家の理論的、実践的、政治的活動がそのときどきの社会関係のなかで検討され」、「統計理論が社会思想のひとつとして取り扱われている」¹¹点にある。別言すれば、統計理論の形成を自己展開の過程として捉えるのではなく、統計・確率的思考の展開を「社会」に関わる具体的な実践という水準において明らかにしようとする試みと言える。

2. 偶然・不確実性をめぐる思考と実践

この共同研究の参加者が扱っている個別のトピックそのものはきわめて多岐にわたっており、それらを一言でまとめることはできない。しかしプロジェクト全体の核心にあるのは、統計・確率の理論がどのようにしてその応用の場を見つけ、それに関連する個々の概念が有意味なものとして人びとの日常的な語彙の中に登録されたか、またそうした過程において統計・確率的な知を用いた実践がいかに社会秩序の編成に寄与したかという問題関心である¹²。

そうした中で、ビーレフェルト・グループによって強調された論点の一つは、統計・確率論の展開を偶然・不確実性をめぐる思考と実践として読み解くというものである。十八世紀から十九世紀にかけて統計・確率論は「予測不可能性を規則性に」「変動性を一様性に」¹³変換するための手続きとして用いられ、不確実性を算定しその脅威を減弱させるものとして、また偶然を管理し利用する技術として用いられた。具体的には、賭博や保険といった偶然をめぐる実践に始まり、統計と確率は、産業化の進展とそれに伴う社会問題の生起を契機として社会改革運動などの社会政策、それと並行して隆盛した社会科学と密接に結びついていった。特に十九世紀後半のドイツについては、社会問題への対応という文脈において、いわゆる歴史学派の経済学と社会政策学会が重要な役割を担っていた点が指摘されている¹⁴。

¹⁰ 同グループは主な研究成果として、Lorenz Krüger, Lorraine J. Daston and Michael Heidelberger (eds.), *The Probabilistic Revolution*, 2 vols., MIT Press, Cambridge, Mass. 1987 (近昭夫・木村和範・長屋政勝ほか訳『確率革命——社会認識と確率』梓出版社、一九九一年)、および Gerd Gigerenzer, Zeno Swijtink, Theodore Porter et al., *The Empire of Chance: How Probability Changed Science and Everyday Life*, Cambridge University Press, Cambridge; New York 1989 を上梓している。

¹¹ 「訳者あとがき」『確率革命』、四〇五頁。

¹² Daston, »Introduction to Volume 1«, in: *The Probabilistic Revolution*, Vol. I, pp. 1–4.

¹³ Ibid.

¹⁴ Cf. Theodore M. Porter, »Lawless Society: Social Science and the Reinterpretation of Statistics in Germany, 1850–1880«, in: *The Probabilistic Revolution*, Vol. I, pp. 351–375. (セオドア・ポーター「法則のない社会——一八五〇—一八八〇年のドイツにお

(4) 情報と管理統制

ビーレフェルト・グループの研究成果が提出された一九八〇年代後半以降、その研究潮流はさらに展開されていった。以下では主要な論者の議論を整理する。

- セオドア・ポーター (Theodore M. Porter)

ポーターは、数量化の手続きが自然科学のみならず、人間社会の研究においても重視され、いたるところで用いられているという現実をどう理解するべきかという問題関心のもと、十九世紀のヨーロッパ、アメリカにおける会計士や保険数理士、エンジニアなどの専門職および官僚機構の興隆を分析した¹⁵。ポーターによれば、数量化の科学は真理としての客観性の追求などではなく、人と人との「距離に関わるテクノロジー」だという。数値やグラフ、公式はなによりもまずコミュニケーションの諸戦略であり、それらは厳密性と一様性によって特徴づけられる言語である。数量化の操作とそれがもたらす数値データをリアルなものとして信じることは、個性や局所性と結びついた、親密さに関わる知識 (intimate knowledge) や顔の見える人格的な関係に基づいたリアリティを小さなものにしていく。したがって数量化のプロセスは対象の抽象化ならびに非人称化の過程でもあり、それとともに提示される「客観性」とは、距離の制約を越えて従来とは異なるかたちで「信頼」¹⁶を獲得するために用いられる諸々の戦略の別名なのだ。ポーターによれば、数量化の技術が自然科学という文脈を越えて、行政管理などの政治的な場面にまで及んでいく理由はこうした点にある。

- イアン・ハッキング (Ian Hacking)

一方、統計に代表される数量化の技術とそれによって供給される情報を、社会秩序のコントロールという視点と結びつけて統計 (学) の歴史を書き起こしたのがイアン・ハッキングである¹⁷。

ハッキングは、自身の研究内容を説明するにあたって「印刷された数字の雪崩」、「決定論の衰退」、「正常性の創出」をキーワードとして挙げる。これらをもとにハッキングの主張を要約すれば、おおよそ以下のようなになるだろう。

ける社会科学と統計学の再解釈」『確率革命』、二七八—三一八頁)

¹⁵ Porter, *Trust in Numbers: The Pursuit of Objectivity in Science and Public Life*, Princeton University Press, Princeton; New Jersey 1995. この他にも、ポーターには一八二〇年代以降のイギリス、フランス、ドイツを対象とした統計学史研究 (Porter, *The Rise of Statistical Thinking, 1820–1900*, Princeton University Press, Princeton 1986, 『統計学と社会認識——統計思想の発展一八二〇——一九〇〇年』長屋政勝ほか訳、梓出版社、一九九五年) がある。そこでは統計・確率に関する理論の変遷が、社会改革、保険数理、社会有機体説、物理学における気体運動論といったテーマ群といかに連動していたかということが豊富な典拠に基づいて議論されている。

¹⁶ Porter, *Trust in Numbers*, pp. viii, ix.

¹⁷ Ian Hacking, *The Taming of Chance*, Cambridge University Press, Cambridge 1990. (イアン・ハッキング『偶然を飼いならす——統計学と第二次科学革命』石原英樹・重田園江訳、木鐸社、一九九九年)

十九世紀に入ると、官僚機構によって人間とその行為、習俗が「数え上げ」の対象となり、それらが統計資料として爆発的な勢いで公開される。こうした大量の数値データは、そこから規則性を見出そうとする試みを可能とした。これによって、明確な原因は不明であっても長い目で見れば周期的にある程度確からしい頻度・割合で事象が生じるという認識が前景化するようになる。こうした蓋然的法則に依拠した思考様式の展開は、因果関係による事象の継起という決定論モデルの相対的な衰退につながった。

ハッキングの関心は、こうしたいわば「社会の統計化」と「決定論の衰退」という二つの転換の関連を探ることにある。ハッキングによれば、その関連とは制御・管理・統制といった広い意味での「コントロール」だ。すなわち、非決定論が強まるほど、言い換えれば大量データに裏打ちされた蓋然的法則が優勢になればなるほど、人間や社会の制御可能性が高まり、その度合いも強まるというのだ。というのも、因果性によって実現されている秩序においては、現象間の連関は強いもののそれゆえに成立範囲が狭い（ある現象に対してそれを生起させる原因を同定できなければ、そこに関係は認められない）。一方、蓋然性による秩序においては、現象間の連関は弱いもののそれゆえに成立範囲は広がる（現象を個別に検討した場合、そこに因果関係が見出せず混沌として見えても、長い目で見てある規則性に回収できればそこには関係が認められる）。つまり、「決定論の衰退」（事象の認識における因果性から蓋然性への力点のシフト）は、ミクロレベルにおける混沌（無秩序）を、マクロレベルである規則性（秩序）に織り込むことを可能にする。その意味で、「決定論の衰退」は無秩序の到来を意味しない。むしろ秩序は緩やかに拡大しているのである。

こうした規則性、蓋然性によって特徴づけられる認識の網の目が、統計局の調査を通じて「社会」と呼ばれる領域を覆っていく。しかもその際に収集されるのは広義の偏差・逸脱に関わる現象、すなわち自殺や犯罪、病気、あるいは狂気といった、統治に関連の深いデータである。

ここでは人間の認識において偶然の占める位置は変わっている。十八世紀以前には、偶然は人間の無知の表れとされた。偶然に見えるのはたんに人が現象の背後にある因果関係について完全に知らないからだと考えられたのだ。しかし十九世紀になると、偶然は蓋然性の網のもとで把握される対象となっている。そこで偶然は、規則性に照らして把握できるか否か、言い換えれば通常どおりのこととして前提できる事態（常態）かどうかという観点から捉えられる。

偶然をこうした標準、正常性（normalcy）との関連で把握することでその脅威の低減がなされるのだ。

ハッキングによれば、このように統計・確率の歴史は、情報の増加と管理統制が交差する場面を考察するための具体的な場として読み解くことができるのである。

- アラン・デロジエール（Alain Desrosières）

ビーレフェルトの研究プロジェクトには直接関わっていないが、研究の背景にある問題意識から見て、同じ研究潮流の中に位置づけることのできるものがいくつかある。

その一つが、アラン・デロジエールによる統計（学）史研究である¹⁸。デロジエールは、

¹⁸ Alain Desrosières, »How to Make Things Which Hold Together: Social Science,

統計調査における観察・測定対象はそうした行為とは独立なものとして存在するのか、それともただ便宜的に、そのようなものとして存在するかのように扱われるに過ぎないのかという議論を取り上げる。そうして、どちらが真の正しい立場なのかを問うのではなく、それら二つの立場がどのような目的のもとで立てられ、いかなる布置に書き込まれていたかを検討すべきだと主張する。

デロジエールによれば、こうした視野に立つことが重要なのは、統計・確率が、科学・政治・社会といった各領域において、そこでの議論を支持ないしは反駁する〈事実〉を生み出すツールとして機能しているからだという。したがって統計・確率論を歴史的に考察するには、それを数学の一下位分野として描く、あるいは行政管理に関わる技術として描くだけでは十分でなく、その二つの「あいだ」にこそ着目しなければならない。

(5) 統治のテクノロジー

このような「情報と管理統制」というテーマと密接に関わるかたちで、ミシェル・フーコーの理論に依拠しながら統計学の実践を「統治」（「多くの人間の集まりに対して、その行為様式や生活様式を一定の方向に導く行為や実践」¹⁹）との関連で思想史的に検討したのが、重田園江である。

重田は、「認識枠組みの歴史的な変遷」を「社会規範」の変化、すなわち「社会をコントロールし社会秩序を作り上げる、実践的・政治的な関心や戦略との関係で考えようとする」²⁰フーコーにならって、認識枠組みの変化と社会統制の実践の相互関係に分析の照準を定める。考察の対象として据えられているのは、社会保険制度の導入によって福祉国家の原型が思想的に準備されつつあった十九世紀末フランスにおける「社会」像、福祉国家体制以降の保険制度の変容、健康と病気、知能テスト、犯罪者プロファイリングといったテーマ群である。そこでは統計データによって示される「一体性」を備えた社会という集会的なリアリティの強さ、統計と確率を利用したリスク管理の様式、正常（その裏面としての異常）概念と健康管理・教育との関係、人間行動の断片化と再集合化といった問題が論じられている。

Statistics and the State», in: Peter Wagner, Björn Wittrock and Richard Whitley (eds.), *Discourses on Society: The Shaping of the Social Science Disciplines*, Kluwer, Dordrecht 1991, pp. 195–228; id., *The Politics of Large Numbers: A History of Statistical Reasoning*, trans. by Camille Naish, Harvard University Press, Cambridge; Massachusetts; London 1998. (= *La politique des grands nombres: Histoire de la raison statistique*, Éditions La Découverte, Paris 1993.)

¹⁹ 重田園江『フーコーの穴——統計学と統治の現在』木鐸社、二〇〇三年、一六頁。重田以前にも、統計・確率の歴史に関する邦語の研究は蓄積されている。代表的なものを挙げれば、学説、学派の整理に重点を置いた研究として、大橋隆憲『社会科学的統計思想の系譜』啓文社、一九六一年；有田正三『社会統計学研究——ドイツ社会統計学分析』ミネルヴァ書房、一九六三年；足利末男『社会統計学史』三一書房、一九六六年。また、翻訳によってビーレフェルト・グループの研究を日本に紹介した長屋政勝らによる研究（長屋政勝・金子治平・上藤一郎編著『統計と統計理論の社会的形成』北海道大学図書刊行会、一九九九年）は、統計理論の形成と発展を社会史的な文脈において理解しようとする試みである。

²⁰ 重田、前掲書、一五頁。

さまざまな時代と地域を参照しながら、そこで通奏低音として響いているのは、統計的な知による計測・測定が、どのように社会と人間（個人）の捉え方、また人間の管理のあり方としての広義の「環境」の形成と結びついてきたか、という問題関心である。

二 「社会的なものの科学化 (Verwissenschaftlichung des Sozialen)」

これらの研究蓄積を踏まえつつ、本研究は狭義の統計学史・統計思想史ではなく、確率論を含めた統計学をめぐる思考と実践がどのようにして十九世紀後半から二十世紀前半までの社会秩序の編成と結びついていたのかを主題とする。この点で、本研究はビーレフェルト・グループに端を発する一九八〇年代以降の研究潮流（管理社会論、統治性論）から、基本的な問題関心を引き継いでいる。

そのうえで本研究では、主としてビスマルク期からヴァイマル期に至るドイツを対象として、社会問題としての労働災害への対応という背景のもとで展開された専門知の担い手たちの諸言説を検討する。

こうした視座に立とうとするとき、見通しを与えてくれるのが、人間諸科学の実践を近代における合理化プロセスの一場面として理解するという、ルッツ・ラファエル (Lutz Raphael) の議論である²¹。その過程をラファエルは、「社会的なものの科学化」という概念で説明する。

人口の増大および産業化によって引き起こされた社会問題の認識とそれをめぐる議論の展開を可能したのは、「医学、精神医学、心理学、犯罪学、教育学、政治学、社会学」などの「人間科学」と称される学問分野の関与である。ラファエルによれば「社会的なものの科学化」とは、「十九世紀の市民社会の基本的な想定と社会的現実との間に現れた深淵 (Abgründe) を合理性に則って究明し (rational ergründen) ようと」、人間科学が管理運営の場において多様なかたちで応用されていく過程を指している。したがって、「社会的なものの科学化」の過程を歴史的に分析することは、個々の人間科学ならびにそれぞれの応用領域の歴史以上のものになる。というのも、その歴史は同時に、産業化の進展と市場経済の追求が再帰的にもたらす不平等の解消を原理とする、社会国家の形成ときわめて密接につながっているからだ。

こうした観点からラファエルは、ドイツにおける「社会的なものの科学化」の過程はさしあたり四つに区分できると述べている。大衆の貧困の顕在化に伴って国家学・官房学が発展した一八三〇年代から一八六〇年代（第一期）、多くの社会学者、精神科医、医学者が社会改革運動に取り組み、「専門の見地」から「相談役」となって活躍した一八八〇年代から一九三〇年代（第二期）、社会問題への対応に代わって世論調査および軍事に関わる問題を軸にして経験的社会研究が組織的に動員されるようになる一九三〇年代から一九六〇年代（第三期）、そして社会科学が専門知としての信頼を相対的に失っていく一九七〇年代から一九九〇年代（第四期）である。

²¹ Lutz Raphael, »Die Verwissenschaftlichung des Sozialen als methodische und konzeptionelle Herausforderung für eine Sozialgeschichte des 20. Jahrhunderts«, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Jg. 22, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1996, S. 165–193. 以下の論述は S. 165–179 に依拠した。

統計・確率論のさまざまな領域への応用もまた「社会的なものの科学化」の過程として理解可能であり、実際ラファエルはそれを第二期に区分している。ラファエルによるこうした時期区分は、本研究が対象とする時代を長期的なスパンのもとで相対化して把握することを可能にする。

第三節 方法論的考察——フーコーの言説分析

本論文で参照する主な資料は、一八七〇年代から一九三〇年代初頭にかけて労働災害問題に取り組んだ専門知の担い手たち——経済学者、心理学者、統計学者、保険学者など——による一連の文書（著書、雑誌記事、講演の記録）である。本研究ではこれを言説と称して分析の対象に据える。ミシェル・フーコーによって提示された言説分析と呼ばれる歴史記述の方法に、本研究の思索は支えられている。

本節の目的は、『知の考古学』を中心に、フーコーが自らの方法論について論じたテキストを検討することにより、思想史研究のための方法論的示唆を得る点にある。それはまた、諸々の文書を言説として扱い、分析し、さらにはそれを歴史的次元において書き起こしていく際、果たしてそこに何が賭けられているのかを反省的に問うことを意味する。

基本的な問いはこうである。第一に、著書、雑誌記事、講演の記録といった一連の文献資料を、たんなる文献資料としてではなく、言説として扱うことの意味は何だろうか。たとえばこれらの資料を種々の関係によって貫かれたテキストとして扱うことで、相互テキスト性・パラテキスト・メタテキストといったさまざまな読みの次元が開かれるように²²、文献資料を言説として扱うことで開かれる分析の次元がある。そうでなければ、わざわざ言説などという言葉を使う必要はない。資料を言説として扱うということは、読み（分析）の一つの態度表明にほかならないのであって、その内実を示しておくことは重要だろう。

第二に、言説分析とはいかなる方法なのか。言説分析は、しばしば知識社会学や歴史社会学のアプローチと同一視され、ときには談話分析（discourse analysis）との異同を問われることすらある。しかし、フーコーに由来する言説分析はそれらのいずれとも異なる。なぜならそれは、歴史記述の実践における戦略的な身振りを指しているからだ。言説分析の価値は手続きの正しさではなく、なされた記述の有意義性によって担保される。この点で言説分析は、逆説的なことに、「反方法的」とでも言うべき性格を備えており、仮にその具体的な作業が社会学や言語学の手法に近接して見えることがあったとしても、基本的志向においてそれらとは異なっている。しかし言説分析が反方法的であることは、そこに方法が無い（つまり何をやってもよい）ことを意味しない。したがって問わねばならないのは、言説分析の運動を駆動している戦略が何を標的としているかという点である。

一 言説の概念

まず、言説（discours）とは何だろうか。フランス語の discours は通常「演説」や「発

²² ジェラルド・ジュネット『パランプセスト——第二次の文学』和泉涼一訳、水声社、一九九五年、一五一―二四頁。

言」を意味するが、もともとはラテン語の *discursus*（「あちこち走り回ること、談話」）に由来する。*discursus* は、「分散、分離、ずれ」を表す接頭辞 *dis-* と、「走る」という意味の動詞 *currere* からなる。つまり言説とは、言語でもってあちこちで説かれることである。たとえばフーコーが「性の『言説化』 (*la « mise en discours » du sexe*)」²³ という場合、それは性があったところで話題として取り上げられるようになった、そうした流通回路に入り問題化されたということを意味している。したがって、言説分析では一貫して「述べられたこと」²⁴、すなわち言表が問題となる。フーコーは諸々の言表群からなる言説の総体を「集蔵体 (*archive*)」と名づけ、それを記述の対象とした分析の形態を「考古学 (*archéologie*)」²⁵ と呼んだ。

フーコーが分析の出発点として第一に強調するのは、言説を「連続性のテーマ」のもとで理解することをやめることだ。すなわち、言説を「伝統」、「影響」、「発展」や「進化」、「心性」や「精神」²⁶ といった観念と結びつけて理解することをやめる。言説は、自己以外のものの反映や表現としてではなく、それそのものにおいて捉えられねばならない。「言説を起源の遠隔的な現前へと送り返してはならない。言説をその審級の働きのうちで扱わなければならないのだ」²⁷。

言説の審級とは、諸々の言表が「作品」や「書物」、「科学」や「文学」²⁸ といった既存の単位との関連づけから解除され、出来事の散らばりとして存在する、その事実的な次元を指す。フーコーによれば、言説を理解するために通常用いられる一連の既存の参照軸を一旦宙吊りにし、「その最初の中立性において」、「言説空間一般における出来事の群」として捉えなければならない。そのようにして言説の分析では、「無限個の言語運用を可能にする有限個の規則の集合」を問う言語の分析と異なり、「言説的出来事の領野」、すなわち「言い表された言語的シーケンスのみからなる、常に有限で現実的に制限された集合」²⁹ を問題にする。

このように言説を、平面に分散して存在する出来事の集合として空間論的な発想から捉えようとするのが、フーコーの言説概念の第一の特徴である。

ところで、すでに認められ、自明性を帯びて受け入れられている、言表を統括する諸々の単位を宙吊りにするのは、「無数の事実を撒き散らすためではない」³⁰。フーコーは言う。

それは無数の事実を「純粹に心理学的であるような総合の操作（作者の意図、彼の精

²³ Foucault, *La volonté de savoir*, Gallimard, 1976, p. 20. (『知への意志』渡辺守章訳、新潮社、一九八六年、二〇頁)

²⁴ Foucault, *L'archéologie du savoir*, Gallimard, 1969, p. 40. (『知の考古学』中村雄二郎訳、河出書房新社、一九八一年、四六頁)

²⁵ Foucault, »Michel Foucault explique son dernier livre«, in: *Dits et écrits I*, p. 800. (「ミシェル・フーコー、近著を語る」慎改康之訳『ミシェル・フーコー思考集成 III』、筑摩書房、一九九九年、一九七頁)

²⁶ Foucault, *L'archéologie du savoir*, pp. 31–32. (三五–三六頁)

²⁷ *Ibid.*, p. 37. (四二頁)

²⁸ *Ibid.*

²⁹ *Ibid.*, pp. 38–39. (四四頁)

³⁰ *Ibid.*, p. 41. (四七頁)

神の形態、彼の思考の厳密さ、彼につきまとう諸テーマ、彼の存在に行き渡り、彼に意味作用を与えるプロジェクト)に帰することがないように、そして規則性の他の諸形態、諸関係の他の諸タイプを把握することができるようにするためである。言表間の諸関係(たとえそれらが作者の意識を逃れており、問題となる言表が同一の作者を持たず、作者同士が互いに知り合っていないとしても)、そのようにして打ち立てられた言表群の間の諸関係(たとえそれらの群が同一の領域にも隣接する領域にも関わっておらず、同一の形式的水準を有さず、指定可能な交換の場でないとしても)、諸言表または言表群と、まったく別の秩序の出来事(技術的、経済的、社会的、政治的)との間の諸関係。言説的出来事が展開する空間をその純粹さのうちで出現させることは、それを、いかなるものも乗り越えられないような隔離のうちに再建しようとするのではなく、それ自身の上に閉じ込めることでもない。それは、諸関係の働きをその空間において、またその外で記述するために解放することなのだ³¹。

このように言説分析は、諸言表を区切っている既存の容認された単位を宙吊りにし、そこから一旦解除することで、それらとは違った観点から言表相互の間の諸連関、言表群の間の諸連関、言表群とそれとは別の秩序の出来事との間の諸連関を明らかにする試みである。それは、フーコーが別の箇所で述べている言葉をもって言い換えれば、「言説内の相関関係」、「言説間の相関関係」、「言説外の相関関係」³²を明らかにしようとする。強引に図式化すれば、これが言説分析の基本的な狙いである。

したがって言説分析には、分析者自らによる言説の単位の標定、言い換えれば諸言表の散らばりから特定のまとまりを縁取るという作業が必然的に伴う。しかしこの言説(言表群)の個別化は、分析者によって恣意的になされるわけではない。フーコーは、言説の単位を標定するための暫定的な基準として四つの観点を挙げている。すなわち、言説に関わる「対象」、言説が述べられる際の「様態」、言説において用いられる「概念」、言説の流通においてどのような主題(テーマ)が選ばれるかという「戦略」である。フーコーによれば、これらの水準において何らかの規則性が見出されるとき、言説を相互に脈絡のない散らばりではなく、複数の集合からなる分布として、言い換えれば「分散の諸システム」として捉えることができる。そしてそれは同時に、言説をその編成(formation)において問題にするということでもある。

いくつかの言表の間でこのような分散のシステムを記述できる場合、つまり諸々の対象、言表行為の諸タイプ、諸概念、諸々のテーマの選択の間で規則性(秩序、諸々の相関、位置、作用、変容)を明確化できる場合、慣例上、言説の編成が問題になっていると言えるだろう。……われわれはこの分配の諸要素(対象、言表行為の様態、概念、テーマの選択)が従う諸条件を編成の諸規則と呼ぶ。編成の諸規則は、所与の言説の分配における存在(と同時に共存、保存、変更、消滅)の条件である³³。

³¹ Ibid.

³² Foucault, «Réponse à une question», in: *Dits et écrits I*, p. 708. (「『エスプリ誌』 質問への回答」石田英敬訳『ミシェル・フーコー思考集成 III』、七九頁)

³³ Foucault, *L'archéologie du savoir*, p. 53. (六〇頁)

言説を統括する既存の諸単位を宙吊りにし、言説の編成に関わるこれら四つの要素に着目することで新たに分析対象としての言説的集合を標定する。注意すべきは、ここで「編成の諸規則」が意味するのは、個々の言説の在りようを決定するルールではなく、言説的出来事の散らばり、その分布を規定的に形作る条件であるという点だ。言説編成における規則で問題になっているのは、相関関係に見られるような緩やかな秩序であり、因果関係のような厳格な秩序とは異なる。

「対象」、「言表行為の様態」、「概念」、「戦略」という、言説の編成を組み立てる四つの要素のうち、ここでは対象の編成を取り上げ考察することで、言説分析のポイントをより明確にしておきたい。

言説の対象は、事物のようにそれ自体として独立に存在する何かではない。「言説は、記入のたんなる表面におけるように、あらかじめ確立された諸対象が登録され上書きされてゆく場所とはまったく別のものである」³⁴。つまり言説において語られる対象は、言説に先行して、言説以前に客観的に存在する何かではないのである。それは、言説における諸関係の総体と相関的なものだ。

われわれの社会において、ある特定の時代に、非行者が心理学化、病理学化され、違反行為が知の一連の対象そのものを生み出しえたのは、精神医学の言説において特定の諸関係の総体が実現されたからである³⁵。

違反行為を行った者が「非行者」として心理学や病理学といった科学の対象となるには、言説においてさまざまな関係が成立していなければならない。それはたとえば、刑法のカテゴリーや責任の段階が区分されるレベルと心理学的な特徴づけが行われるレベルとの関係、医学的決定の審級と司法的決定の審級との関係、司法や警察の調査による選別と臨床医学上の調査による選別との関係、家族や性に関わる行動の諸規範と病理学上の症候との関係、病院における治療上の制約と監獄における刑罰上の制約との関係である³⁶。フォーコーによるなら、これらは「言説の対象が現れるための諸条件」であり、「それについて『何かを言う』ことができるための歴史的諸条件」である。言説の対象はそれ自体としてあるのではない。それは「諸関係の複雑な束という実定的な諸条件のもとで存在する」³⁷のだ。

このように言説において何らかの対象が語られるということは、そこで諸関係の総体が、すなわち「言説がしかじかの対象について語りうるために、それらを扱い、名づけ、分析し、分類し、説明しうる」といったことのために実行しなければならない諸関係の束³⁸が実現されているということの意味する。

しかしこう述べたからといって、言説において成立している諸関係の総体は言説に内在的なものではなく、また諸々の制度や政治的出来事、経済プロセスといった、言説に対し

³⁴ Ibid., p. 58. (六七頁)

³⁵ Ibid., pp.59–60. (六八頁)

³⁶ Ibid., p. 60. (六八一–六九頁)

³⁷ Ibid., p. 61. (七〇頁)

³⁸ Ibid., p. 63. (七二頁)

て外在的なものでもない。「言説の諸連関」は「いわば言説の境界にある」³⁹。フーコーは言う。

それ〔考古学：引用者〕が示そうとしているのは、いかにして政治的実践が医学的言説の意味と形態を規定したかということではなく、どのようにまたどんな資格でそれが、言説の出現、挿入、機能の諸条件の部分をなすかということである。……もちろん、政治的実践こそが十九世紀初頭以来、医学に組織の損傷や解剖 - 生理学の相関関係といった新しい対象を課したということではない。そうではなく、政治的実践が医学の諸対象を標定する新たな領野を開いたのである……。……それゆえ重要なのは、いかにして特定の社会の政治的実践が医学の諸概念や病理学の理論的構造を構成ないしは変更したかを示すことではない。そうではなく、いかにして実践としての医学的言説が、諸対象の一定の領野へと差し向けられ、ステータスとして指定された幾人かの個人の手の中に見出され、ついには社会において特定の機能を否応にも発揮しながら、それ〔医学的言説：引用者〕に対して外在的な、それ自身言説的な性質を持たない諸実践の上に接続されるかを示すことである⁴⁰。

言説の分析において問題となるのは、たんに言説内や言説間における諸連関のみではない。言説と言説外の位相での出来事の間接関係を、両者の接線それ自体を言説に見出すことによって問うこともまた、言説分析の重要なポイントとなる。それは、言説的、非言説的な諸要素を因果性で結んだり一方を他方の反映や表現として捉えたりすることを慎重に避けながら、両者の相関関係を問題にする。

言説を対象としながら、言説内、言説間においてのみならず、言説外の諸要素との相関関係を問題にするというこのある意味でアクロバティックな企図を支えているのが、言説を実践として捉えるという視点である（「実践としての医学的言説」）。諸制度や政治的出来事、経済プロセスなどが非言説的实践とされるのはさしあたり了解できるとしても、言説はいかなる点で実践と呼ばれうるだろうか。次のフーコーの言葉がその手がかりを示している。

……編成のシステムについて語るとき、われわれが理解するのはたんに異質な諸要素（諸々の制度、技術、社会集団、知覚に関する組織、多様な言説間の関係）の並置、共存、相互作用だけではなく、それらが——しっかりと規定された形態のもとで——言説的实践によって関係づけられるということである⁴¹。

言説とは、言説的、非言説的なさまざまな要素を共に結び合わせ、関係の中に置く実践である⁴²。フーコーが言説の分析を言語の分析に還元できないと主張する理由がここにあ

³⁹ Ibid., pp. 62–63. (同)

⁴⁰ Ibid., pp. 213–215. (二四八—二四九頁)

⁴¹ Ibid., pp. 95–96. (一一〇頁)

⁴² フーコーは言表行為の様態の編成について述べた箇所でも、言説を、関係を定立する実践として捉えるという見解を示している。「異なる諸要素（そのうちのいくつかは新し

る。「課題は、——いまや——言説を記号の総体（内容や表象を参照させるシニフィアンの諸要素の総体）としてではなく、言説が語る場所の諸対象をシステムチックに編成する実践として扱うことにある。確かに言説は記号からなる。しかし言説が行うことは記号を用いて物を指示する以上のことである。この以上こそ、言説をラングやパロールに還元不可能なものにしている。この『以上』を露わにし、記述しなければならない」⁴³。言説を、そこにおいて異質な諸要素を接続させ、諸関係を定立する実践として捉えること。これがフーコーの言説概念の第二の特徴である。

二 言説分析の賭金

以上のように、フーコーは言説を空間ないしは場所という観点から把握する。言説を、平面に散らばる言表の群として捉え、言説内における言表同士の関係、言説間の諸関係、言説的要素と非言説的要素の諸関係を問うのだ。ここから明らかのように、言説においては「指示対象 (référént)」ではなく「座標系 (référentiel)」⁴⁴が問題となる。つまり、言説がどんな意味を持ち、何を指し示しているのかを明らかにするのではなく、言説的諸要素がどのような配置のもとで、他の言説的諸要素や非言説的諸要素といかなる連関を取り結んでいるかということの問題にする。このとき重要なのが、言説を異質な諸要素を関係づける実践として把握するというフーコーの立場である。言説が持つ実践としてのこうした特異な性格が、言説分析をして非言説的な次元との相関関係を問う可能性を支えている。「考古学は……言説の諸編成と非言説諸領域（諸々の制度、政治的出来事、経済的な実践やプロセス）の間の諸関係を明らかにする」⁴⁵。フーコーは考古学のこの試みを「一般史」の記述として定式化する。

この分析において、考古学は表現や反映という主題を保留し、他の場所に位置する出来事やプロセスの象徴的な投影の表面を言説に見ることを拒否しているが、それは、発見と出来事あるいは概念と社会構造を関係づけることを可能にするような、逐一記述されうる因果的連鎖を見出すためではない。しかし一方、それがこのような因果的分析に留保を付し、語る主体による必然的な中継を回避しようとするのは、言説の至高で単独な独立性を保証するためではない。それは、言説的实践が存在し作用する領域を発見するためである。言い換えれば諸言説の考古学的記述は、一般史の次元で展開される。すなわちそれは、言説の編成がその上で接続されうる諸々の制度や経済的

いもので、他のいくつかは前から存在している) がこのように関係づけられるのは、臨床医学の言説によって実現されたと言えるだろう。すなわち、実践としての臨床医学の言説こそがそれらすべての間に、『実際には』与えられてもいなければ前もって構成されてもいない諸連関の一システムを打ち立てる……」 (ibid., p. 73., 八三頁)。

⁴³ Ibid., p. 66–67. (七七頁) [強調原文]

⁴⁴ Foucault, «Sur l'archéologie des sciences. Réponse au Cercle d'épistémologie», in: *Dits et écrits I*, p. 740. (「科学の考古学について——〈認識論サークル〉への回答」石田英敬訳『ミシェル・フーコー思考集成 III』、一二一頁)

⁴⁵ Foucault, *L'archéologie du savoir*, p. 212. (二四六頁)

なプロセス、社会関係といったもののすべての領域を発見しようとする⁴⁶。

あらためて注意を促しておきたいのは、言説分析において、言説の単位の標定はあくまで分析者によって行われるという点である。この研究上の手続きは不可避免的に次のような疑問を呼び起こすだろう。すなわち、分析者は「……いかなる権利で諸々の単位やシステムについて語るができるのか。いかにして言説の総体を十分に個別化したと確言されるのか」⁴⁷。

これに対するフーコーの答えは次のとおりだ。

……あなたは一般文法を博物学や富の分析と突き合わせた。しかしなぜ同時代に行われていた歴史学や聖書批判、修辞学、美術理論と突き合せなかったのか。……あなたが記述したものには一体どんな特権があるのか。——特権などない。それは記述可能な諸総体の一つに過ぎない。実際、もし一般文法を再び取り上げ、歴史科学やテキスト批評との諸関係を明確にしようと試みるなら、一つのまったく異なる諸関係のシステムが浮かび上がるのをきっと見るはずである⁴⁸。

分析者によって標定され、個別化される諸々の言説的集合は、それ自体、記述の一つの可能性である。したがって分析対象としての言説的集合の組み合わせにはさまざまな形が考えられ、対象の選定それ自体に基づいて分析の正否を判断することはできない。分析の正当性はひとえに、言説に関わる諸連関の網を明らかにすることができるかどうかにかかっている。そして描出が目指されるこの諸関係の網は、分析の対象として取り上げられる言説群に応じて異なったものになる。「これらの網目は……あらかじめ数の決まったものではない。すなわち、ただ分析を試みることのみそれらが存在するか示しうるものであり、それによってそれらが存在する（つまりそれらが記述されうる）」⁴⁹。

このように考古学の分析は、「時代の『顔』」⁵⁰を復元するといったようなことを目的とするのではない。「一般的な諸形態を明らかにしようと欲することなく、考古学は独特の図柄 (des configurations singulières) を描出しようと試みる」⁵¹。

⁴⁶ Ibid., p. 215. (二四九—二五〇頁)

⁴⁷ Ibid., p. 95. (一〇九頁)

⁴⁸ Ibid., pp. 207–208. (二四一頁)

⁴⁹ Ibid., p. 208. (二四二頁) したがって言説分析を実行するためには、分析の最初の接近を可能にする、研究対象の仮定的な見定めが必要となる。しかしこれまでの考察から明らかのように、この見定めをしかじかの手続きに則って必要十分なかたちで行うことは不可能である。そこでフーコーがプラグマティックな見地から提案するのは、「十分に形式化された」「理論的な諸科学」よりも「経験的な諸科学」を言説の領野として選ぶということだ。なぜなら、「……人間の現実の歴史的な生において、……経験的な諸科学はきわめて大きな重要性を持っている」からであり、また「……それらは理論的な諸科学と比較して社会的実践により強く結びついている」からである (Foucault, «Michel Foucault explique son dernier livre», pp. 805–806., 二〇五頁)。

⁵⁰ Foucault, *L'archéologie du savoir*, p. 18. (一九頁)

⁵¹ Ibid., p. 206. (二三九頁)

考古学がめざす地平は、それゆえ一つの科学、一つの合理性、一つの心性、一つの文化ではない。それは、境界と交差のポイントが一度には確定されえない相互実定性の絡み合いである。考古学とは比較分析であり、それが目指すのは諸言説の多様性を縮減したり、それらを必然的に全体化してしまう単位を描出したりすることではなく、それらの多様性をさまざまな形象のうちに配分することである。考古学的比較がもたらすのは、統一化ではなく多様化である⁵²。

考古学的調査は、言説に対して全体性を付与することや連続性、起源を発見することを目指さない。それはむしろ「諸々の相対的な始まり」⁵³を探求するのであり、言表群たる言説を標定し、それら言説間の関係の束を浮き彫りにすることにより、「系列を打ち立て、さらに系列の系列を打ち立てること (établir des séries et des séries de séries)」⁵⁴を任務とする。この「系列の系列」によって織りなされる図柄こそ、考古学が描出を試みるものであり、それは諸言説の多様化を実現することによってもたらされる。この点で、考古学は「一つの書き換え (réécriture)」、言い換えれば「すでに書かれたことの調整された変形」⁵⁵にはかならない。

このように、言説分析が描き出すのは忘却されていた過去の事実ではない。しかしそれはまったくの虚構を描いているわけでもない。言説分析の運動が経めぐるのはいわば直説法過去と仮定法過去の間であり、この間隙こそ、言説分析が定位する歴史的次元なのである。

第四節 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

第一章では、本論に入る前の予備作業として、本研究の鍵概念である「生政治」と「社会的なもの」について理論的な考察を行う。限定されたかたちではあるが、両概念について思考した論者の議論を検討することで、これらの概念によって開かれる問題平面がいかなるものか、あらかじめ確認しておきたい。

続く各章では、労働災害問題の解決を目的として動員された実践的な専門知——講壇社会主義の経済学（第二章）、労働科学（第三章）、社会統計学（第四章）、保険学（第五章）——を取り上げ、その担い手たちの言説を、ときに焦点を絞り、ときに同時代の他の諸言説と交差させつつ、検討する。

最後に終章では、各章で明らかにしたことを踏まえて、統計学的実践と安全の政治との関係、およびその可能性について若干の考察を試みたい。

⁵² Ibid., pp. 208–209. (二四二頁) [強調原文]

⁵³ Foucault, »Michel Foucault explique son dernier livre«, p. 800. (一九八頁)

⁵⁴ Foucault, »La naissance d'un monde«, in: *Dits et écrits I*, p. 816. (「ある世界の誕生」廣瀬浩司訳『ミシェル・フーコー思考集成 III』、二二一頁)

⁵⁵ Foucault, *L'archéologie du savoir*, p. 183. (二一三頁)

第一章 生政治 (Biopolitik) としての社会政策 (Sozialpolitik)

第一節 「生政治」——資本と生命のエコノミー

生政治は、もともとフーコーの理論構成の中では規律訓練と並んで、生権力 (bio-pouvoir) という彼独自の権力概念の一方の軸をなすものとして位置づけられていた。生権力とは、主として一九七〇年代後半のフーコーの仕事の特徴づけていた権力分析の作業が進められる中で提起された概念であり、それは権力が人間の生をめぐって、産出的な仕方で働く有様を明らかにする。すなわち、概してネガティブなものとして想起されがちな権力の作用を、ポジティブな仕方で捉え直すのだ。具体的に言えば次のとおりである。

十八世紀以前の西欧世界における権力形式の特徴は、君主という、特定の人格と結びついた超越的な審級が、「死」という脅しを用いて住民を統治し、必要とされる富を収奪していく点にあった。暴力により住民に対して死をつきつけるこうした主権権力に覆い重なるようにして、それとは異なる作動ロジックをもつ権力メカニズムが出現する。それは超越的な特権者が想定されない匿名の権力であり、人間の身体／生命が孕む力能の増強を旨とする。すなわち、新たに権力の対象となるのは一方において「機械としての身体」であり、そこでは住民たちに対して規律に沿った反復訓練を施すことで労働力や兵力としてその経済的有用性と政治的従順さを並行して引き上げることが要請される(「人間の身体の解剖政治」)。他方でまた、その権力は「種 - 身体 (le corps-espèce)、生物の力学に貫かれ、生物学的プロセスの支えとなる身体」を標的として、住民で構成される集合体において確認される現象 (たとえば出生率や死亡率、健康水準など) をめぐって調整・管理の実践を促す(「人口の生政治」)。フーコーはこれら二つの、集合的で非人称的なかたちで人間の生を捉えようとする権力テクノロジーをまとめて「生権力」と名づけ、その展開をもって近代の閥と位置づけたのである¹。

本節ではフーコーの生権力論を、生政治に力点を置いて読み替えることでその理論的含意を確認する。

断っておけば、この作業はフーコーのテキストを不当に捻じ曲げて解釈することを意味しない。むしろ彼の権力論を生政治の観点から、それが対象とする人口概念の検討を通じて考察することは、生権力が定位する「生」の位相がいかなるものかを明確化することにつながりうる。これにはさしあたり二つの理由がある。

第一に、生権力の展開が本格化するのは十九世紀においてであるというのがフーコーの観察であるが²、このとき問題として焦点化されるのは主として生政治の文脈だという点が挙げられる。確かにフーコー自身の定義に照らしても、生権力の発達とは、主権権力に対して、規律および調整・管理のメカニズムが付け加わり、前景化していく過程である。しかし、主に十八世紀に焦点を当て規律権力を論じた『監獄の誕生』において「生権力」と

¹ Foucault, *La volonté de savoir*, pp. 183–184. (一七六—一七七頁)

² 「十九世紀の根本的な現象の一つは、権力による生の把握とでも呼びうるものであったし、なおそうであるように思われます」 (Foucault, « *Il faut défendre la société* » *Cours au Collège de France (1975–1976)*, Gallimard et Seuil, 1997, p. 213., 『社会は防衛しなければならない』石田英敬・小野正嗣訳、筑摩書房、二〇〇七年、二四〇頁)。

という言葉が用いられていなかったという事実は、生権力論において、規律訓練の問題系と比較して調整・管理を特徴とする生政治の水準の方に理論構成上の重点が置かれていたことを示唆しているのではないか。

第二に、生政治において問題となる「人口」概念は掘り下げて考えるべきものである。「人口」とは、住民によって形作られる集合体として、さしあたり理解することができる。しかし、「人口」を「種 - 身体、生物の力学に貫かれ、生物学的プロセスの支えとなる身体」として描くフーコーの記述には、そうした理解にとどまらない含意が込められているように思われる。そもそもフーコーにおいては、権力の対象はそれ自体としてあるものではなく、何らかの知の働きと結びつくことで析出されるものである（「権力 - 知 (pouvoir-savoir)」というフーコーのテーゼを想起しよう）³。この点で、権力実践の介入対象としての「人口」がいかなるものであるかは決して自明ではなく、考察の余地がある。

一 生権力——資本の蓄積をめぐる実践

生権力の機能は、特定の歴史状況における政治経済的な条件のもとで、「人の群れ」をいかにしてあるオーダーのもとに整えるかという点に存する。そうした生権力の作動によって外在的だが本質的な条件の一つとしてフーコーが強調するのは、資本主義の発達である。

たとえば、フーコーは規律訓練の権力実践を要請した条件として、十八世紀における人口動態の変化と産業化の進展を挙げる。すなわち、規律訓練の目標は、一つには「流浪する人びとの増加」に対してそれを「定着」させる点に、他方ではまた「生産装置の増大」に伴い相応の収益を上げるために一定の労働力を創出する点にあったと指摘する⁴。そして次のように述べる。

西洋の経済的な離陸が、資本の蓄積を可能にした諸々の方式とともに始まったとすれば、権力の伝統的で祭式的な、費用がかかり暴力的である諸形態、しかもやがて失効し、巧妙で計算された服従のテクノロジー全体により取って代わられた権力の諸形態に対して政治的な離陸を可能にしたのは、人間の蓄積を管理運営するための諸々の方法だとおそらく言うことができる。じじつこの二つの過程、人間の蓄積と資本の蓄積は分離しえないのであって、人びとを養うと同時に活用することができる生産装置の増大がなければ、人間の蓄積の問題は解決不可能であったらうし、逆に、人間の累積的な多様性を有用にする諸技術が資本蓄積の運動を速めるのである⁵。

³ 「……権力がそれ〔セクシュアリティ：引用者〕を標的とすることができたのは、知の技術と言説の手続きがそれを包囲することが可能だったからだ。知の技術と権力の戦略の間にはいかなる外在性もない、たとえ両者がそれぞれに特殊な役割を持ち、そのうえ互いの差異に基づいて接続されるとしても、そうなのである。われわれはしたがって、権力 - 知の『局所的中枢』と呼びうるものから出発することができるだろう」（Foucault, *La volonté de savoir*, p. 130., 一二六—一二七頁）。

⁴ Foucault, *Surveiller et punir. Naissance de la prison*, Gallimard, 1975, p. 254.（『監獄の誕生——監視と処罰』田村俣訳、新潮社、一九七七年、二一八—二一九頁）

⁵ *Ibid.*, p. 257.（二二一頁）

一つの歴史的切れ目としての近代の始まりを可能にしたのは、労働・生活場面における機械の導入という経済的な技術革新のみならず、人びとの行為を組織するための政治的な技術革新でもあったのだ。

人間の蓄積を資本の蓄積と円滑に接続させる点に、近代の権力テクノロジーの特徴があるという視点は、最初に生権力論の具体的な定式化がなされた『知への意志』においても強調されている。

このような生権力は、疑いなく資本主義の発達に不可欠な要素だった。すなわち、資本主義が保証されえたのは、ただ身体が管理されたかたちで生産装置へと組み込まれるという条件でのみ、また人口現象が経済プロセスにはめ込まれることによるのみなのであった。……人間の蓄積を資本の蓄積に合わせることで、人間集団の増大を生産力の拡大と接続させること、利潤を差別的に配分すること、これらはある部分では、多様な形態のもとにさまざまな手続きでもって生権力が働いたことによって可能となった⁶。

このように、生権力が人間集団に対してその力を高めるように産出的な仕方で働きかけるとき、その権力実践は資本主義の発達と不即不離である。規律訓練による個人の有用性と従順さの引き上げも、人口現象における調整・管理も、人口動態の変化ならびに産業化という十八世紀以降のヨーロッパに特徴的な出来事に対応して、人びとの集団的な有用性を資本蓄積の運動に合わせていくための方式として捉えられる。この意味で、フーコーが自身の研究プロジェクトの目的について、「……問題は、身体を分析の中に出現させること」であり、「身体の歴史、身体においてもっとも物質的で、もっとも生き物であるものを資本として用いるそのやり方についての歴史」⁷であると述べていたことは強調されてよい。

人間の諸能力の開発、組織化を遂行する規律訓練が資本主義の展開に親和的であるという点は確かに正しい。種々雑多な人間の集団から有能で従順な個人が析出されることは、価値の余剰の創出に寄与するだろうし、労働や学習といった場面で動員される緻密な観察システムや測定・計数化、およびそれにしがたった分類、規格化の手続きは、人間の身体の力能、それがもたらす成果をある仕方で加算可能で蓄積可能なものとしていくだろう⁸。しかし、それでは生政治が対象とする人口現象はどのようにして資本主義の発達と関わるのだろうか。

すぐに思いつくのは、「人口」の増加を生産力の増大や兵力の増強と結びつける考え方である。大量の労働力や強大な軍事力は確かに資本蓄積のプロセスを速めるかもしれない。

しかし、フーコーは生権力の発達の帰結として、十九世紀の社会においてノルム(norme、

⁶ Foucault, *La volonté de savoir*, pp. 185–186. (一七八—一七九頁)

⁷ Ibid., p. 200. (一九一頁)

⁸ 規律訓練の実践(それと相関的に働く「認識論的台座」としての学問も含む)と資本主義の関係について、次の論考が踏み込んだ考察を展開している。小泉義之「フーコーのディシプリン——『言葉と物』と『監獄の誕生』における生産と労働」『現代思想』二〇〇九年六月号、青土社、二〇六一—二一八頁、とりわけ二一—二一七頁。

規準) が持つ働きの重要性が増大したことを指摘している。すなわち、「生を引き受けることをその任務とした権力」において問題なのは「生きているものを価値と有用性の領域に配分すること」であり、「そのような権力は……資格を定め、測定し、評価し、位階化する。……それはノルムのまわりへの配分を行うのである」⁹。ここで「人口」をただ増加すべきものとして、生産力や軍事力といった広義の国力との関連で捉えるだけでは、ノルムというある種の標準に依拠してなされる一連の権力実践の展開と、「人口」が集散的な位相において管理・介入の対象として析出されるという事態がいかなる関係にあるのか、明確に理解することは難しいだろう。

ところで、フーコーは一九七八年にコレージュ・ド・フランスで行った講義の中で「人口」概念について詳細な議論を展開している。そこで次節ではこの講義を取り上げながら、「人口」がどのような意味内容を持つものとして論じられていたかを見てみよう。

二 安全（セキュリティ）の場としての「人口」

一九七六年に刊行された『知への意志』において「調整」、「管理」といった言葉で特徴づけられていた生政治の問題系は、一九七七—一九七八年のコレージュ・ド・フランス講義「安全・領土・人口」では「安全（セキュリティ）」という観点から検討される。

講義の冒頭部でフーコーは、権力行使のパターンを歴史的に振り返りながら三つのタイプに整理している。まず、禁止・処罰と結びついた主権的ないしは法的な権力、次に監視や訓練・労働に基づく矯正を旨とする規律の権力、そして蓋然性の認識に依拠した安全の権力である。ただし、フーコーによれば「規律メカニズムが法メカニズムに取って代わり、安全メカニズムが規律メカニズムに取って代わったのではない」。それらは一方から他方へと段階的な移行を辿るものではなく、「一連なりの複合的な建造物」¹⁰をなしているのである。

こうしたフーコーの図式化からは、主権権力、規律権力について焦点化した生政治の問題系が、新たに「安全」をめぐる問題として捉え返されていることがうかがえるだろう。

では、「安全メカニズム」とは具体的にどのような問題機制を指すのだろうか。フーコーは暫定的なものとして断りながら、それを次のように特徴づける。

それでは、そのような安全装置の一般的な特徴をいくつか挙げます。……第一に、安全空間とでも呼べるようなものをざっと研究したいと思います。第二に偶然の取り扱いという問題を研究します。第三に、安全に特有な正常化の形式（私には規律の正常化と同じタイプではないように思われるもの）を研究します。そして最後に、まさしく今年度の問題となるであろうもの、安全技術と人口との相関関係（人口とはこの安全メカニズムの対象でも主体でもあります）、つまり人口という概念・現実の出現に到

⁹ Foucault, *La volonté de savoir*, pp. 189–190. (一八一—一八二頁)

¹⁰ Foucault, «*Sécurité, territoire, population*» *Cours au Collège de France 1977–1978*, Gallimard et Seuil, 2004, p. 10. (『安全・領土・人口』高桑和巳訳、筑摩書房、二〇〇七年、一一頁)

達したいと思います¹¹。

まずフーコーがここで標定している四番目の特徴に注目しよう。そこで確認すべき点は第一に、「人口」は所与のものではなく、安全技術との相関において生じる概念であり、現実であるということ、第二に、それは安全メカニズムの「対象」であると同時に「主体」としても位置づけられているということだ。

この安全技術との相関において立ち現れる「人口」とは具体的にどのようなものだろうか。この点について、安全メカニズムに関するフーコーの分析を追尾することで、考えてみよう。

安全メカニズムを考察するにあたって、フーコーは十八世紀フランスのナントで行われた都市整備の計画案を取り上げる。都市とは、相互に面識のない人びとが稠密な集団をなして居住する空間として一般に理解されるが、フーコーによれば、それは同時に流通が組織される場でもある。すなわち、そこでは「凝集」に由来する諸困難をどのように馴致するかということが中心的な課題だった。対策として取られた措置は、都市を貫通するかたちで道路を引くことで文字どおり風通しをよくすることだった。たとえば、都市ではその密度ゆえに病気の元となる空気の汚染が拡がりやすく、密集した居住地区に通路を敷設することは換気を通じた衛生機能の確保に寄与した。また道路を街に貫通させることで、都市へと流入する貧者や浮浪者、非行者といった人びとを監視することを可能にし、彼らの存在によって起こりうる危険や不都合を相対的に切り縮めることができた。

フーコーによれば、こうした都市整備の実践に動員される技術は、本質的に安全の問題をめぐるものである。

つまり、ここで問題となっているのは、本質的に安全の問題によって整序される技術だと言えると思います。安全の問題とは、つまり動いていく不定の諸要素という問題です。……このような不定の物事、結果として蓋然性の見積もりによってのみ制御可能な物事を管理すること、これが、安全メカニズムをかなり本質的に特徴づけるものだと思います¹²。

フーコーがここで述べている安全のメカニズムは、安全（セキュリティ）に関する語源的な理解に照らしても納得のいくものだろう。周知のとおり、セキュリティ（security）とは、「気遣い（cura）」の「ない（se-）」¹³ことである。すなわち、気遣いのない状態を実現しようとして気遣いが向けられていく、そうした気遣いの配分をめぐる運動がセキュリティ＝安全を特徴づける。流動する諸要素を一定の蓋然性に基づいて計算・管理の枠内に入れようとする予防的とも言えるまなざしと実践は、確かに不安や心配・懸念といった

¹¹ Ibid., p. 13. (一四—一五頁)

¹² Ibid., pp. 21–22. (二五頁)

¹³ Werner Conze, »Sicherheit, Schutz«, in: Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe: Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 5, Klett-Cotta, Stuttgart 1984, S. 831–862, hier S. 832.

ある種の気遣いをなくしていくだろう。

注目すべきなのはフーコーが、こうした気遣いの配分を組織する場としての安全空間を、「環境 (milieu)」というタームを用いて記述していくことだ。

……安全は、出来事やありうる一連の諸要素に応じて環境を整備しようとする。そこでの諸要素とは、多価的・可変的な枠の中で調整されなければならないものです。ゆえに、安全に固有の空間は、起こりうる一連の出来事を指し示す。それは一時的なもの・偶然的なものを指し示し、その一時的なもの・偶然的なものは、所与の空間の中に書き込まれるべきものである。一連の偶然的な諸要素が展開される空間とは、環境と呼ばれているものにほぼ等しいのではないかと思います¹⁴。

ここで述べられているのは、生じる可能性のある偶発的な出来事に対して、自ら気遣い、備えるのではなく、それらが起こる場である環境を調整することで気遣いのない状態を達成させようとする事態である。このとき環境は、偶然性に由来する不安のもとにいる人びとから気遣いを吸い上げる空間として機能する。

フーコーは、環境をこうしたコントロールの場として捉え、それを「流通／循環」と「因果性」によって特徴づける。つまり、環境とは具体的には「河川・沼地・丘といった自然的所与の総体、個人や家の密集といった人工的所与の総体」であるが、それは同時に「そこに住むあらゆる者たちに対して向けられる一群の作用」であり、「その中で原因と結果の循環的な回路が生じる境位」なのである。フーコー自身が挙げている例を用いれば、「人びとの密集が激しければそれだけ瘴気が増え、その分いつそう疾病に罹るようになる。疾病に罹れば、もちろんそれだけ死にやすくなる。死にやすくなると、より死体が多くなり、その分さらに瘴気が増える」¹⁵。

環境におけるこうした事象の因果的な連鎖・循環が成り立つのは、一方の要素から他方の要素への作用が物質（物理）的な水準で発揮されるからだと考えられる。

安全のメカニズムが、環境という、内部の対象に対して規定的な力をもつ特殊な場において働くとき、その対象たる「人口」もまた、まさにそうした物理的な水準において把握されることになる。

そして最後に、環境は介入の場として現れます。そこで到達の対象となるのは、意志による行動が可能とされる法権利の主体の集まりとしての諸個人——主権の場合はそうだったのですが——ではなく、規律におけるような人体の集合としての諸個人、要求される成果を出しうる身体の集合としての諸個人でもなく、まさしく人口への到達が目指されるようになるのです。つまりそれは、その中に自らが存在するところの空間の物質性に根底的・本質的・生物学的に結びつくという形でのみ存在するような個人の集合です¹⁶。

¹⁴ Foucault, « *Sécurité, territoire, population* », p. 22. (二五頁)

¹⁵ Ibid., pp. 22–23. (二五―二六頁)

¹⁶ Ibid., p. 23. (二六頁)

自らの物質性と結びついたこのような人間集団を、主体という観点から捉えようとする場合、それが社会契約説の想定する法＝権利の主体、自由意志を持った抽象的な個人からなる集団と異なることは明らかだろう。またそれは、たとえば労働力や兵力として必要とされる動作や態度を習得するように、個々の身体が訓練を施されてその潜在的な能力を開発されるかたちで形成される主体の集まりとも異なる。というのも、安全メカニズムにおいて働く力学は、規律のそれに見られるような求心的なものではないからだ。規律の実践は、無秩序な集団に対して基準を設置することでそれを秩序だったものに作り変えていく。そこで人の群れは、何らかの模範的なタイプを目指した教育・育成を通じて隙のない洗練された主体として形成される。こうしたプロセスは、個々人が範とすべき基準点へと努力していくという意味で、いわば規範化（normation）とでも呼べるものであるが、それとは反対に、安全メカニズムにおいて問題とされる人間の集団は、むしろ遠心的な作用を伴って析出されるものである。それをフーコーは、安全装置の特徴として三点目に挙げた「正常化（normalisation）」という概念によって特徴づけている。

正常化についてフーコーは、十八世紀における天然痘の流行とその対策としての諸実践を例に挙げている。天然痘は高い死亡率と強力な感染力を伴った風土病・疫病として問題視された現象であった。しかし天然痘の罹患率およびその脅威は、種痘（具体的には一七二〇年からの天然痘接種と一八〇〇年からの牛痘接種）という予防実践によって一定の確率とともに抑えられていく。

種痘の実践は、その合理性が当時の医学理論ではまったく説明のつかないものであったにもかかわらず、広く受け入れられ、成功を収めた¹⁷。この予防実践の受容を可能にしたのが、疾病現象の観察・記述における、統計調査と蓋然性（確率）の計算に依拠した正常性概念の活用である。フーコーによれば、正常化のプロセスにおいては複数の概念の出現が中心的な役割を果たしていた。「事例（cas）」、「リスク（risque）」、「危険性（danger）」¹⁸である。

まず、罹患予防の成功・失敗についての統計調査を通じて数量的な分析がなされると、疾病現象は、それぞれの国・都市・風土・グループ・地域・そこでの生き方といった包括的な関係において現れることをやめ、「事例の分布（une distribution de cas）」として、時間や空間の中で区切られる人口において現れるようになる¹⁹。すなわち、個々の疾病現象はそれぞれの具体的な関係から切り離され、いわば抽象化された点の集合ないし分布のようなものとして把握される。

事例の分布は、年齢・居住地区・職業など各条件に応じて複数描かれる。そして事例の頻度から割合を算出することで、罹患率や死亡率といった脅威の蓋然性、すなわちリスクを計算することができる。ただし、リスクは時間や場所の条件に関わりなく一様に同じというわけではない。諸々の条件により高リスクのゾーンと低リスクのゾーンが出現するのであり、ここからリスクの偏りを算出することで、危険性の標定が可能となる。

¹⁷ Ibid., p. 60. (七二頁)

¹⁸ Ibid., pp. 62–63. (七四頁) なお、フーコーは同じ箇所四点目として「危機（crise）」に言及しているが、本節の文脈とは異なると考えられるためここでは措いておく。

¹⁹ Ibid., p. 62. (七四頁)

正常化の手続きとは、これらの概念の配置を通じて調査対象である人口ごとに「正常な (normale) 罹患率・死亡率」を算定し、それら複数の正常性を比較し、統治にとって不都合な正常性をより都合のよい正常性へと合わせていく、そうした介入の形式である。フーコーは言う。

反対に、天然痘接種・牛痘接種とともに出現する装置はどのようなものか。……それは、罹患者と非罹患者の集合を不連続性や断絶なしに、ということは要するに人口を考慮するというものです。この人口における蓋然的な罹患率・死亡率はどの程度か、つまりこの人口における実際の疾病による被害、疾病に起因する死について通常 (normalement) 予想されるところを見ることです。……つまりここにあるのは正常な (normale) 罹患率・死亡率という考え方です。

それぞれの年齢・地域・都市・都市の地区・人びとの職業に応じて、痘瘡被害の事例や痘瘡に起因する死亡事例の正常な分布 (la distribution normale) が得られることとなります。つまり包括的な正常曲線 (la courbe normale) [があり]、正常と見なされるさまざまな曲線があることになる。そこで技術は何をするのか。技術は、一般的な正常曲線に対してもっとも不都合で逸脱した正常性を押し下げ、その一般的な正常曲線へと誘導しようとするのです。……ばらばらに働くいくつもの正常性の間での操作、いくつもの正常性を分けて扱い、一方の正常性を他方の正常性に近づけるという操作の水準において、予防医学——それはまだ疫学 (疫病に関する医学) ではありませんでしたが——は働くのです²⁰。

ここでは規律メカニズムにおけるように、参照すべき基準としての中心が先立っており、そこへの引き上げが目指されるのではない。そうではなく、参照される中心に先んじて複数の分布、複数の正常性があり、その中で最適な分布に現実を近似させていくという手続きが踏まれる。

以上をまとめて次のように言うことができるだろう。安全メカニズムにおいて「人口」は、「事例」の分布として把握される、断絶のない連続した集合である。それは、大量の「事例」の分布、その確率的表現としての「リスク」、そしてその高低、すなわち分布における濃淡 (グラデーション) によって示される「危険性」が表出される場として捉えられる。

こうした「人口」の捉え方は、人口＝国力とする理解とはいささか距離があるだろう。じじつ、フーコーは安全メカニズムが対象として定位する「人口」を、それを生産力や富の基礎として考える十七世紀の重商主義・官房学と対比的に、十八世紀ならびに十九世紀初頭の重農主義の「人口」理解と重ね合わせていく。そこでキーワードとなるのは、「自然性」である。「人口はあるプロセスの集合と見なされることとなります。その集合は、その自然的な部分において、自然的な部分から出発して管理されるべきものになる」²¹。

管理運営と相即に考えられるこの「人口」の自然性を、フーコーは講義の中で三つの観

²⁰ Ibid., pp. 64–65. (七六一七七頁)

²¹ Ibid., p. 72. (八五頁)

点から特徴づける。第一に、「人口」はさまざまな所与、すなわち風土や法（特に税や結婚に関するもの）、食料の状態といった諸条件に依存的であり、その状態を変化させるにはそうした一連の条件に働きかければよい。第二に、「人口」は、どのような動向にあるか、その振る舞いを正確に予見することが困難であるが、「欲望」という「あらゆる個人がそれによって行動するところの当のもの」に対し、刺激を与え個々人の行為を駆動させることで、集団的な水準では有益な諸効果を導くことができる。三点目として「現象の恒常性」が挙げられる。諸々の現象の生起は偶然や個々人の行動、さまざまな状況の原因に左右されるため、変わりやすく不安定なものだと考えられる。しかし諸現象の生起を「人口」という集団的な水準において年単位や地域単位で観察し、その数を見積もってみると、それらが一定の割合で生じていることが確認される。つまり、そこには規則性が認められるのだ。

以上見てきたように、「人口」は住民の集合体といった、たんなる所与の現実を指すのではない。それは、統計学という数量化の知の働きを通じて「人間の蓄積」から独特な平面として切り出されるものであり、そこにおいて安全をめぐる諸実践が展開される。その際「人口」は、偶然性を孕む場所として、自然性に立脚した環境論的な発想から捉えられ、正常化の手続きに依拠して管理される場となる。ただしこの安全確保の実践は、人間の生を脅かす危険現象の無条件の馴致を意味しない。というのも、フーコーに従えば、生政治の権力実践は、あくまで資本蓄積の運動に親和的な仕方ですべて「人間の蓄積」を接続させるように働くからだ。フーコーは生権力の出現を、「……死なせるか生きるままにしておくという古い権利に、生きさせるか死の中に廃棄するという権力が置き換わった」²²と定式化した。安全をめぐる諸実践の中にも、資本蓄積の要請との間で生じるこうした力学を見ないわけにはいかない。

第二節 「社会的なもの」

生政治と並ぶ本論文のもう一つの鍵概念が「社会的なもの」である。社会的なものが開示する問題平面は、生政治のそれと深く交差する。あるいは、こう言い換えられる。世紀転換期のドイツにおける生政治の諸実践の具体的な展開は、社会的なものの勃興に見出される。本節では社会的なものについて思考した論者のテキストを検討することで、この概念の内実を示しておきたい。

一 社会的なもの——「生命過程の公的組織化」

社会的なものとは何か。ジル・ドゥルーズによれば、それは「ある特別な領域」を指し示している。

確かに、社会的な〔social〕という語で、社会学が取り扱う現象の総体を規定する形容詞を問題にしているわけではない。社会的なものとはある特別な領域を指示しており、きわめて多様な必要性を備えた諸問題、さまざまな特殊なケースや、固有の諸制

²² Foucault, *La volonté de savoir*, p. 181. (一七五頁) [強調原文]

度、一群の有資格者（「ソーシャル」アシスタント、「ソーシャル」ワーカー）がその領域の中に含まれる。……この領域の輪郭はぼやけている。したがって、その領域はまずは次のような点において認識されねばならない。すなわち、十八—十九世紀以来、その領域がどのように形成されたか、また他のもっと古い諸領域に対してそれがどのように自らの独自性を素描し、次いでそれらの諸領域へと跳ね返って、新たに配置し直したかという点に²³。

社会的なものによって指示される領域はそれ自体独特なものであり、先行する既存の諸領域とは必ずしも重ならない。「社会的領域」は社会学の対象とイコールではないし、「司法領域」や「経済的領域」とも異なる。それはまた「公的領域とも私的領域とも混同されない」。なぜなら「反対に社会的なものは公的なものと私的なものとの新たな雑種の様態をもたらし、国家の介入とその撤退の、国家の負担とその軽減の再配分、独自の絡み合いを自ら作り出す」²⁴からである。

ドゥルーズのこの言明からさしあたり次の二点が確認できるだろう。第一に、社会的なものの出現は国家による統治の力学の再編を促し、公的なものと私的なものの境界を曖昧にしつつ、さらには再設定しさえするという点、第二に、この領域には「多様な必要性を備えた諸問題」が含まれているという点である。ここで「多様な必要性 (besoin) を備えた諸問題」とは、ニーズ、すなわち人間の生存と密接に結びついた基本的欲求をめぐる諸問題と言い換えられる（「ソーシャルワーカー」が事実上、社会福祉に携わる者を指すことを想起しよう）。社会的なものの勃興は、人間の生の基層をなす諸欲求をいかに充足させるかという問いと無関係ではありえない。

このように生命の必要をめぐる問題群によって構成される社会的なものについて、その空間で働く力学を批判的な視座から描き出したのがハンナ・アレントである。

アレントもまた社会的なものの出現を近代に特有の現象と捉え、さらにその具体的な形態を国民国家の成立に見ている。「……私的なものでも公的なものでもない社会的領域の出現は、厳密に言えば比較的新しい現象であって、その起源は近代の出現と時を同じくし、その政治形態は国民国家に見られる」²⁵。

社会的なものとの興隆と政治形態としての国民国家の結びつきをどのように理解すればよいだろうか。アレントは次のように述べている。

われわれの理解では、この境界線〔公的領域と私的領域の境界線：引用者〕はまったく曖昧になってしまっている。それは、われわれが、人びとの集合体や政治的共同体

²³ Gilles Deleuze, «L'ascension du social», in: *Deux régimes de fous: textes entretiens 1975–1995*, Éditions de minuit, Paris 2003, p. 104. (ジル・ドゥルーズ「社会的なものの上昇」杉村昌昭訳『狂人の二つの体制 1975–1982』宇野邦一ほか訳、河出書房新社、二〇〇四年、一五九—一六〇頁)

²⁴ Ibid., p. 105. (一六〇頁)

²⁵ Hannah Arendt, *The Human Condition*, Second Edition, University of Chicago Press, Chicago & London 1998, p. 28. (ハンナ・アレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、一九九四年、四九頁)

というものを、巨大な国家規模の家政によって日々の問題に対処するある種の家族を雛型にして考えているからである。このような事態の変化に対応する科学的思考は、もはや政治科学ではなく、「国民経済 (national economy)」、「社会経済 (social economy)」あるいは国民経済 (Volkswirtschaft) であって、それらはいずれも一種の「集団的家政 (collective housekeeping)」を意味している。すなわち、家族の集団が経済的に組織されて、一つの超人間的な家族の模写となっているものこそ、われわれが「社会」と呼んでいるものであり、その政治的な組織形態が「国民」と呼ばれているのである²⁶。

家族とは、「生命の必需品、つまり個体の生存と同時に種の継続に必要なものが保護され、保証されている」「私的領域」²⁷にほかならない。そして、社会の勃興と家族の衰退は同時に発生したというアーレントの指摘に従うなら²⁸、そこで生じたのは、従来私的領域に関連づけられていた生存に関する諸々の問題が公的領域の中心的な関心として取り扱われるようになるという事態であり、その際生命の必要を充足するための財の調達と配分は「国民経済」(あるいは「社会経済」)という集合的な単位において行われるということだ。

こうしてアーレントは社会的領域を「ほかでもなくただ生命のための相互依存の事実が公的な重要性を帯び、ただ生存にのみ結びついた活動が公的に現れるのを許されている形態」と規定し、それを一言で「生命過程そのものの公的組織化」²⁹と表現する。

アーレントが社会的なものについて述べたポイントをあと二つだけ取り出しておく。一点目は、社会的なものの勃興に伴いそれに対応する科学的な専門知が出現したという指摘である。これはすでに言及した「国民経済」や「社会経済」を対象とする近代の経済学であり、またその技術的道具である統計学を指している。「……近代の経済学は社会の勃興と時を同じくして誕生し、その主要な技術的道具である統計学とともに、すぐれて社会の科学となった」³⁰。

二点目は、社会的なものに対する批判である。それは同時に、社会的なものの諸実践を下支えする社会科学としての統計学に向けられる批判でもある。その要諦は、社会的なものが押しつけてくる一様化の働きに集約される。「社会というものは、あたかもその成員がただ一つの意見と一つの利害しか持たないような、単一の巨大家族の成員であるかのように振る舞うことを常に要求する」³¹。

アーレントによれば、社会に固有のこの画一主義は、「人間関係の主要な様式として、行動 (behavior) が行為 (action) に取って代わった」³²ことに由来する。行動とは、諸々の規則に則った振る舞いであり、その反復を通じて人びとの「正常化」³³を推し進めてい

²⁶ Ibid., pp. 28–29. (五〇頁)

²⁷ Ibid., p. 45. (七〇頁)

²⁸ Ibid., p. 40. (六二頁)

²⁹ Ibid., p. 46. (七一頁)

³⁰ Ibid., p. 42. (六五頁)

³¹ Ibid., p. 39. (六二頁)

³² Ibid., p. 41. (六五頁)

³³ Ibid., p. 40. (六四頁)

く活動様式である。それは均質化を促すものであって、「……関係を打ち立て、したがってあらゆる制限を解き放ち、あらゆる境界線を突破する固有の傾向を持つ」³⁴行為とは異なり、むしろ関係や境界の固定化をもたらす。経済学や統計学が想定するのもまた、行為する人間ではなく、行動する人間である。というのもそれらが対象とするのは一定のパターンに従う人間であり、長期的なスパンのもとで見た集団としての多数の人間だからだ。これらの要素は、行為を特徴づける、「人と人との間」で現れる差異や区別、またその条件たる人間の複数性とは相容れない。そればかりか統計学においては、行為は標準からの逸脱や偏差以上の意味を持つものとして扱われない。アーレントによるならこうした「統計学的な画一性はけっして無害の科学的理想などではなく、社会の隠れもない政治的理想」³⁵である。それは「一人支配 (one-man rule)」、すなわち専制主義や絶対主義といった人格的な要素と結びついたかつての支配体制を「無人支配 (no-man rule)」、つまり「官僚制」に代える。官僚制は「統治のもっとも社会的な形式」³⁶なのだ。

経済学や統計学などの社会科学は「……人間の活動に関する限り、全体として人間を、条件づけられた行動する動物の水準に還元することを目指す」のであり、社会的なものはそうした「動物の種たるヒト」の「一者性 (one-ness)」³⁷に基づいて人びとに対し画一化を迫る。しかし、アーレント自身否定的な仕方ではあれ言及しているように、この画一性は同時にまた平等の裏返しでもある。「……社会的なものの領域は……所与の共同体の成員をすべて、平等に、かつ平等の力で、抱擁し統制するに至っている」³⁸。

本論で試みるのは、社会的領域における統治の論理を、アーレントが否定的な色調で描き出したような、あらゆる差異を抹消する包摂的な一様化の圧力のみで還元可能かどうかを検討することである。

二 社会的なものの場所

あらためて整理すれば、社会的領域は、家族をその原初形態とする私的領域が解体し、それが担っていた機能を国家に代表される公的領域が吸い上げることで、公的領域自体が変容するところに生起する。社会的なものは私的なものとも公的なものとも重ならない、

³⁴ Ibid., p. 190. (三〇八頁)

³⁵ Ibid., p. 43. (六七頁)

³⁶ Ibid., p. 40. (六三頁)

³⁷ Ibid., pp. 45–46. (六九一七〇頁)

³⁸ Ibid., p. 41. (六四頁) なおアーレント自身は、公的領域を構成する活動は、あくまで人間の複数性を前提とする「人と人で行なわれる」行為であって、「人間の肉体の生物学的過程」を問題にする労働（それは私的領域に属する）ではないという立場を採る。つまりアーレントにとって公的なものを特徴づけるのは、他人によって見られ、聞かれること、すなわち他人にとって現れることであり、そこで他人から区別されることが公的であることの要件だった。ここから、アーレントは、ヒトの一者性に特徴づけられる生物学的過程をめぐる問題が、そもそも政治的な事柄ではないにもかかわらず、社会的なものという曖昧な領域を通じて公的領域に流入してしまったという時代診断を下していると考えられる。この点については次の研究を参照のこと。Cf. 齋藤純一『公共性』岩波書店、二〇〇〇年、三七一六一頁。

雑種的な様態を取るのである。

注意しなくてはならないのは、社会的なものが指示する領域はまた、市民社会とも異なるということだ。市民社会とは、「十九世紀初頭に遡る比較的新しい用法では、……中世の封建社会の諸々の政治的支配形式から近代市民階層が解放されることによって生まれた、中産階級の私人（Privatsleute）からなる社会であり、彼らは自由と平等の原理に従って人格としても所有者としても相互に独立している……」³⁹。ヘーゲルにならってマンフレート・リーデルが述べるように、封建的な身分制度や土地所有から解放された私人は、自らの「特殊性（欲求、労働、交換）」⁴⁰に基づき、市場での活動を通じて相互に結びつく。市民社会は、各人の欲求、分業、交換を中心とする活動領域である市場ときわめて密接な関係にある。

社会的なものは、産業化の進行とそれに伴う市場の活性化に連関しながら、しかしそれとは異なる領域として出現する。「市場経済の諸関係が拡大するにつれて社会的なものの圏域が生じる……」⁴¹。ハーバーマスのこの言葉は、経済社会としての市民社会の活発化と社会的なものの興隆が同一の事象ではないことを示しているだろう。

自由と平等の原理に支えられ、交換のネットワークとしての市場と親近関係にある市民社会は、財産と教養を持つ中産階級を主たる担い手として、国家との対抗関係において成り立っている。それに対して社会的なものは、国家との距離が近づくところに出現する。

社会の国有化の進行に伴って同時に貫徹される国家の社会化という弁証法こそが市民的公共性の基礎を——国家と社会の分離——を緩やかに破壊していく。両者の間で、言うなれば両者「から」生じるのが再政治化された社会圏であり、それは「公的」、「私的」という区別から逃れている⁴²。

「社会圏（Sozialsphäre）」は、「国家（Staat）」と「社会（Gesellschaft）」の分離が崩れたところで、両者の間で、あるいは両者から生じる。それは国家と社会に近接しながら、

³⁹ Manfred Riedel, »Gesellschaft, bürgerliche«, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, 1975, S. 719. (マンフレート・リーデル『市民社会の概念史』河上倫逸・常俊宗三郎編訳、以文社、一九九〇年、一一頁)

⁴⁰ Ebd., S. 780. (八九一九〇頁)リーデルがここで引いているのは、ヘーゲル『権利の哲学』の次の一節である。「特殊的人格として自らにとって目的であるところの具体的人格が、諸々の欲求のかたまりとして、また自然必然性と恣意が混合したものとして、市民社会の一方の原理である。しかし特殊的人格は、本質的に他のそうした特殊性と関連しており、したがってどの特殊的人格も、他の特殊的人格を通じて、それと同時にただ普遍性の形式というもう一方の原理によって媒介されたものとしてのみ自らを押し通し満足させるのである」(Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Suhrkamp 1986, S. 339., ヘーゲル『法の哲学 II』藤野渉・赤沢正敏訳、中公クラシックス、二〇〇一年、八八頁)。

⁴¹ Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp 1990, S. 225. (ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』細谷貞雄・山田正行訳、未来社、一九九四年、一九七頁)

⁴² Ebd., S. 226. (一九八頁)

それらとの示差関係において成立するのである。

さらにハーバーマスによるなら、「社会圏」は「市民社会のうち公的に重要な私的圏域の中心から形成される」⁴³のであり、それは同時に干渉主義の保護下にあるという。「干渉主義は、私的圏域の内部だけではもはや決着させることができない利害関心の衝突を政治的なものへ翻訳することから生ずる」⁴⁴。ここでハーバーマスは、本来私的圏域に属する事柄が不当にも公的な問題として立てられていると断じたアーレントと異なり、人間の生物学的な次元に関わる諸問題が私的な事柄から公的な重要性を帯びた政治的問題へと転形するところに、社会的なものの次元が開かれることを看取している。ビスマルクの主導のもとで制定された社会保険法はそうした翻訳の一例として位置づけられる⁴⁵。「社会国家的体制を採る産業社会では、私法や公法の制度では十分に秩序づけられない諸関係が増してくる。それらはむしろ、いわゆる社会法的規範の導入を強いているのだ」⁴⁶。

以上の概観から示唆されるのは、社会的なものについて思考するためには、「何らかの実体を想定させる」「名詞」としての社会（その一形態である市民社会）よりも、「ある種の様相や様態、さらには運動を表現する」「形容（動）詞」としての「社会」⁴⁷、およびそれと接続するさまざまな実践の場（社会 - 科学、社会 - 問題、社会 - 保険、社会 - 法など）に着目する必要があるということだ。

本論文では、そうした社会的なものをめぐる政治の空間として「社会政策（Sozialpolitik）」⁴⁸を位置づける。「政策」という日本語訳に象徴されているように、ここで焦点となる政治（Politik）は上からの働きかけを含意している。政治というものが理

⁴³ Ebd., S. 234. (二〇四頁)

⁴⁴ Ebd., S. 226. (一九八頁)

⁴⁵ Ebd., S. 230. (二〇二頁)

⁴⁶ Ebd., S. 234. (二〇四頁) ただしこうした社会法の位置づけは、別段ハーバーマスに固有の見解ではない。「……社会法という言葉は、その言葉の由来する危機的な社会問題と、分かちがたく結びついている。……/社会的という言葉は、一般的に社会（Gesellschaft）を意味する。しかしその批判的な意味では、社会的という言葉は、社会の現状、発展、特に社会の不平等をも意味する。……封建社会が終了し、市民的、資本主義的、かつ、次第に産業化されていく社会が協働している、マクロ・コスモス、ミクロ・コスモスにおける多様性、いいかえると、商事会社、資本参加、組合、保険産業、産業の内部構造こそが、社会問題にはかならなかった。まず、とりあえず『社会的』と理解されたのは、こういった新しい現象の提起する法的問題であった」（ハンス・F・ツァハー『ドイツ社会法の構造と展開——理論、方法、実践』新井誠監訳、藤原正則ほか訳、日本評論社、二〇〇五年、ii— iii 頁）。

⁴⁷ 市野川容孝『社会』岩波書店、二〇〇六年、iv 頁。

⁴⁸ 社会的なものとの政治的なものの結節点として「社会政策」を捉えるという視角は、エッカート・パンコーケに負っている。「前世紀〔十九世紀：引用者〕の中葉に新たに形成された複合語である『社会 - 政策（Social-Politik）』は、『政治的なもの』と『社会的なもの』という、市民的合理主義によって厳密に切り離された問題領域を関連づけるものである。……『社会 - 政策』という綱領的な接続語によって、市場社会の『私的圏域』と法治国家の『公共性』におけるあの分極化が解消されるのだ」（Eckart Pankoke, *Sociale Bewegung - Sociale Frage - Sociale Politik: Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert*, Ernst Klett Verlag, Stuttgart 1970, S. 167.）。

論的にも経験的にも孕んでいる多様な力線を、政策という一つの力学に限定してしまうのは不当であるように思われるかもしれない。じじつ、たとえば労働災害という危険現象やその馴致に取り組む専門知の担い手たちの対応を当の労働者層がどのように知覚し、それにどのように反応したのかといった点を、本論文では直接の考察の対象としていない。しかし本論文では、生政治や社会的なものが起動する場所はそもそも統治の領域においてであるという認識を重視する。ここから、統治の実践を担う広義の専門家たちに主な分析の照準を定めるという本論文の視角が導かれる。

第二章 講壇社会主義の経済学

講壇社会主義とは、十九世紀後半、産業化の進展と人口増加に伴う労働者問題の激化を目の当たりにして、大学の教壇に身を置きながら科学的な調査研究に基づく社会改革の必要性を訴えた複数の経済学者に対し、経済秩序に関して自由主義的な放任論を基本的な立場とする敵対陣営から、非難の意とともに用いられた包括的な名称である。それは、いささか振れた経緯を持つ呼称であるが、一方において経済活動を自生的秩序に委ねようとする自由主義的な古典派経済学との対抗関係に立ち、他方において労働者問題の解決を革命による暴力的な秩序の転覆へ求めることを拒否するという、いわば両極の中道において現状の変革を訴えた社会改革の推進者たちを指す¹。そして、講壇社会主義は一八七三年、当時深刻さを増していた社会問題の解決を目的として設立された社会政策学会の中心を担う有力な潮流の一つでもあった。一八七二年アイゼナハにて開催され同学会設立の決議が採択された「社会問題討議会」の開会の辞で、講壇社会主義の一人と目された経済学者のグスタフ・シュモラーは、自分たちの方法論的立場を「歴史的、哲学的、統計的学派」と規定したうえで、社会政策の基本理念を次のように表明している。

われわれの社会状態を貫く深い亀裂、今日企業家と労働者、所有階級と非所有階級を分断している闘争、たしかに現在まではまだほど遠いとしても、明確にわれわれを脅かしている社会革命勃発の危険、これらのことが数年来大多数の人びとの中にも次のような疑問を呼び起こしている。すなわち、日々の市場で際限なく広まっている国民経済学の学説が……これからも支配し続けるのかどうか、営業の自由の導入、古くなった中世的な営業立法全体の除去によって、そうした傾向の熱烈な支持者が预言する完成された経済状態が実際に到来するのかどうかという疑問である。……／われわれは現行の社会状況に不満を抱いており、改革の必要性を確信しているが、だからといって学知の後退や既存のあらゆる諸関係の転覆を説くのではなく、すべての社会主義的実験に抗議する。……しかしそれによってわれわれは改革、つまり状況の改善に向けた闘争を放棄するものではない²。

ここで注目したいのは、当時の経済学は純理論的な専門科学であるよりも、むしろ社会政策の遂行に関わるきわめて実践的な知であったという点だ。「……ドイツにおいて経済学は、多岐にわたる一連の社会現象と政治的問題を包含した政治経済学であり続けた。……結局のところ、古典派経済学もマルクス主義経済学も国民経済学も、それぞれ別個の政治的プログラムと結びついていた」³。

¹ 大河内一男「講壇社会主義」『社会思想史辞典』新明正道監修、創元社、一九六一年、三九七一四〇六頁；Anthony Oberschall, *Empirical Social Research in Germany 1848-1914*, Mouton, Paris 1965, p. 21.

² Gustav Schmoller, »Rede zur Eröffnung der Besprechung über die sociale Frage in Eisenach den 6. October 1872«, in: *Zur Social- und Gewerbepolitik der Gegenwart. Reden und Aufsätze*, Duncker & Humblot, Leipzig 1890, S. 5 u. 11.

³ Erik Grimmer-Solem, *The Rise of Historical Economics and Social Reform in Germany 1864-1894*, Clarendon Press, Oxford 2003, p. 33.

本章では、自生的秩序への放任を旨とする自由主義と革命的社会主義との示差関係において形成された講壇社会主義の「政治的プログラム」の一端を、一人の統計学・経済学者に焦点を絞って明らかにする。その人物とは、自身の主催したゼミナールにて、L・ブレンターノやA・ヘルト、シュモラーやA・ヴァーグナーといった講壇社会主義の代表的な経済学者を輩出し引き合わせ、「講壇社会主義の父」と称されたプロイセン王国統計局長エルンスト・エンゲルである⁴。エンゲルは、社会物理学、すなわち社会を自然物のように捉え、社会事象は物理法則に類する規則性のもとで把握可能であるとの立場を提唱したアドルフ・ケトレの支持者であり、自らの知的背景を構成する主要な部分を統計学的教養に負っていた。エンゲルにとって統計学とは、「社会的病または障害」たる労働者問題の「所在と原因」を探知する「社会現象の解明者にして究明者」⁵であり、統計局を拠点として行われた彼の社会研究は、社会改革運動という文脈に強く結びついていた。

通常、講壇社会主義は、社会政策において国家の役割を重視する干渉主義的立場に立つヴァーグナー、そうした上からの改革ではなく自助原理に基づく労働組合を主体とした状況の改善を目指すブレンターノ、国家干渉や労働者の団結のみならず自由な市場競争をも経済発展の前提条件として認めながら、生活水準の向上を志向するような労働者層の風習の変化に問題解決の鍵を見たシュモラーの三者の名を挙げて説明される⁶。しかし、自由放任主義と社会主義のどちらからも離別しているわけではなく、またそのいずれの極にも還元されないエンゲルの構想と実践は、これら三者に比べて講壇社会主義の性格をより特異なかたちで表していると考えることができる。現状の社会関係の形を改変するために考案された闘争のプログラムとは、はたしていかなるヴィジョンを示すものであったのだろうか。

第一節 「人間の価値」——費用価値と収益価値

シュモラーと同じくエンゲルもまた、「社会状態を貫く深い亀裂」を縫い合わせることを、社会改革運動の中心的な課題として認識していた。「政治的ならびに経済的に誤った生産の指導のもとで、大衆の貧困化に対して一部の少数者が大富豪のように富むという危険は完全には排除されていないし、当然そのうち第四階級が原子化（Atomisierung）の進行の被害をもっとも著しく受けている」。「第四階級のその他の階級との社会的同権化をめぐる闘争がわれわれの目の前で進行しており、統計学はその只中にある。統計学はあちらこちらで、運動の指導にとって確かな目標点を統治権力の手にも与えるため、勢いを増すこの闘争の諸経過を把握しようと試みる」⁷。

⁴ 足利末男『社会統計学史』三一書房、一九六六年、一二四、一四三—一四四頁；Grimmer-Solem, op. cit., pp. 65–66.

⁵ Ernst Engel, »Das statistische Seminar und das Studium der Statistik überhaupt«, in: *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 11, 1871, S. 193. (以下、ZKPSB と略記)（「エンゲルの統計学論二篇」大原社会問題研究所編『統計学古典選集第十一巻』森戸辰男訳、栗田書店、一九四二年、四二—四三頁）

⁶ 大河内、前掲書、四〇七—四〇九頁。なお、ここでのシュモラーに関する記述は次の研究に依拠した。Cf. 田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房、一九九三年、八八、一〇一、一六〇頁。

⁷ Engel, »Die Volkszählungen, ihre Stellung zur Wissenschaft und ihre Aufgabe in der

労働者階級の「社会的同権化」を目標に据えるエンゲルの社会改革において鍵概念となるのが、「人間の価値」という考え方である。それは、人間を「倫理的または道徳的価値ではなく、経済的または国家経済的価値」⁸という観点から思考するものだ。以下、同名の表題を付された彼の著書に即して、この概念の含意を具体的に見ていこう。

エンゲルは『人間の価値』の冒頭で、まず経済的価値の意味の内実を明確にしなければならないとして、価値について次のように述べる。「一般に価値とは、ある者が特定の目的を顧慮して特定の対象に付与する重要性である」⁹。それは「有用性」と「必要」に基づいている。すなわち、何らかの必要を充足するために有用な対象がある場合、その対象は価値を持つというわけである。エンゲルによるなら、人間の価値を経済的見地から考察する際、全部で四種類のカテゴリーが考えられる。「使用価値」「交換価値」「費用価値」「収益価値」である。

エンゲルはこれらの価値区分を、生産過程における穀物と機械設備の関係に即して説明する。「一ヘクタールの穀物は小麦粉、次いでパンへと変形されて、かかるものとして消費され、収益価値を持たず、ただ使用価値と交換価値を持つのみである。しかしこの穀物を挽く製粉所や小麦粉を焼くパン工場は、使用価値の他に収益価値をも有している……」。その際、「当該製粉所やパン工場の製造費の総計、きわめて簡潔に言えば原価ないしは費用価値と呼称されうる価値」¹⁰も考慮から外されてはならない。

ここでエンゲルが提示している四つの価値カテゴリーのうち、前二者と後二者の間に明確な差異があることに気づくだろう。すなわち「使用価値」ならびに「交換価値」では、ある対象の有用性や交換可能性が問題になっているのに対し、「収益価値」ならびに「費用価値」では、対象からどれだけの利益を上げることができるか、またその対象を生み出すためにどれほどのコストを要するかという収支計算が問題となる。つまり両者の間には、価値の焦点が商品のレベルに置かれているのか、投資のレベルに置かれているのかという違いがあると言うことができる。

エンゲルによれば、「人間の価値」研究においてはとりわけ後者の視点が重要である。エンゲルは、「……人間の生の価値に関するアダム・スミスの根本的な見解と教説」は「わずかの文章のうちに含まれているに過ぎないけれども、ある点ではこの問題の理論をほとんど完全に汲み尽くしている」¹¹として、『国富論』の一節を引用する。

高価な機械を設置する人は、それが使い果たされる前に、投じられた資本をそのはたらきが少なくとも通常の利潤をもって補償することを期待する。特別の能力と熟練を必要とする仕事のために多くの苦勞と時間を費やして教育された人間は、そのような

Geschichte«, ZKPSB, Jg. 2, 1862, S. 30.

⁸ Engel, *Der Werth des Menschen*, 1. Theil: Der Kostenwerth des Menschen, Leonhard Simion, Berlin 1883, S. 1. (「人間の価値」『統計学古典選集第十一巻』、二〇九頁) なお同書序言によれば、エンゲルはこの著作を当初二部構成で構想していた(第一部「人間の費用価値」、第二部「人間の収益価値」)。しかし彼の存命中に第二部が執筆されることはなかった。

⁹ Ebd., S. 3. (二一二頁)

¹⁰ Ebd., S. 5. (二一五―二一六頁)

¹¹ Ebd., S. 20f. (二四四頁)

高価な機械に喩えられる。彼が習得した労働は彼に対して、通常の労賃に加えて彼の教育費を利潤とともに補償することを期待されるのであり、しかもこれは人間の寿命の不確かさを考慮して、またそれに比べて機械のはるかに確実に計算される寿命と対比して、適切な期間のうちに行われなければならない。この原則に熟練労働と非熟練労働の賃金の相違は基づいている¹²。

人間は労働に従事できるようになるために多かれ少なかれ訓練を必要とする。このとき支払われる諸々の費用は到達目標たる熟練の度合いに応じて異なり、修練に要した苦労や時間が大きいほどその労働者が上げる利益は大きくなることが見込まれる。しかし労働者はその人生の全期間にわたって均等に成果を上げるわけではない。エンゲル自身、若年期あるいは習得期、労働期、老年期という区分を設けたように¹³、投じられたコストを回収して余りある豊かな実りが得られる時期と、そうでない時期を見据えて、費用の投入ならびに利潤の回収が行われなければならない。ここで人間は、費用と収益という投資の論理によって捉えられている。

では、エンゲルにおいて人間をこのように経済的価値という観点から研究することは、自らの社会改革の構想といかなるかたちで結びついていたのか。これを考えるためには、当時の社会問題に対するエンゲルの立場をあらためて確認しておく必要がある。

『人間の価値』においてエンゲルは、人間を機械と重ねて捉えるスミスの見解に終始依拠しているが、しかし同時に両者の間には重大な相違があることを強調する。この相違が等閑視されることが、労働者の窮乏につながっているというのだ。エンゲルはこの点について、一八五六年にブリュッセルで開催された「国際慈善大会」での自身の発言記録を引き合いに出して論ずる。エンゲルによれば、この記録は「今日世界を動揺させている社会問題が当時においてもすでにきわめて活発に議論されていたということを明瞭に知らしめるものである」¹⁴。

国内の大多数の家族は、扶養者の知能と四肢の力以外に支えを持たない。一方ではこの所有の不確かさ、他方ではその収益性の不確かさ（恐慌や不景気が操業停止をやむなくする場合）、これらが、われわれがこれまで論じてきたように、第四階級の社会的苦難のもっとも強力な原因である。……死んだ資本の所有者はそれを徐々にその蓋然的な存続に応じて償却する。彼は建物、機械、その他一切の損耗を計算してそれを製造費に算入する。人間の損耗は彼にとって考慮の対象とならない。……この力はそれが使い果たされると、廃棄される、つまり解雇される¹⁵。

死んだ資本たる機械設備と、生きた資本、つまり人間の頭脳および肉体との違いは、前者に比べて後者が著しく不安定である点にある。前者は強固な耐久性を有しており、破壊

¹² Ebd., S. 21. (同) 『国富論』における該当箇所は、アダム・スミス『国富論（一）』水田洋監訳、杉山忠平訳、二〇〇〇年、岩波文庫、一七九—一八〇頁。

¹³ Ebd., S. 25f. (二五二—二五三頁)

¹⁴ Ebd., S. 22f. (二四七—二四八頁)

¹⁵ Ebd., S. 23. (二四八—二四九頁)

や処分を試みようとしても容易ではない。それに対して後者は「世俗の移ろいという自然法則に服している」のであり、時とともにおのずから衰えていく。労働者は、自身と一体であるこの譲渡不可能な資本を一度損耗してしまえば、生活の糧を失い、困窮に陥る。

これに対してエンゲルが可能性を見出している解決策は、人間を資本として扱うことをやめるのではなく、むしろ徹底した配慮をもって十全に資本として扱うというものだ。

……こうした圏域から脱け出るための手段はどのようなものか。ふさわしく思われるもっとも単純な方途は、事態の経済的把握、人間の経済的価値評価、動産と知能および体力資本との対立闘争における損益の計算である。一方においては両者の国法上の同等化、その運動を萎縮させる一切の不必要な制限の除去によるこの資本の最大限の利用、他方においてはそれを損耗し使い果たす者による、その漸次のしかし完全な償却、これが当事者たちの経済的、肉体的、道徳的、精神的諸力の強化を明白に導く一切の努力の出発点でなければならないと思われる。大衆的貧困を克服するための全方策は次の言葉に短くまとめることができる。すなわち、体力および知能資本の向上と増殖に対する配慮、その収益性を恒常化するための配慮、その全般的償却に対する配慮¹⁶。

ここで主張されているのは、動産、すなわち上述との対応で言えば機械設備などの譲渡可能な資本と、人間の身に備わる頭脳や肉体が有する力能としての資本を、利潤の取得をめぐる収支計算という同一の経済的水準において把握したうえで、後者を資本の循環過程の中で十分に機能させ、償却しなければならないということだ。重要なのは、エンゲルがこうした資本の回転を、労働者の心身の強健につながるという観点から推奨している点だ。そこで資本としての人間は損耗、枯渇されることなく、たえず充実し、その力能を発揮して利益を上げられるよう配慮を受けることが枢要となる。

ところで、エンゲルは価値を目的と対にして規定していた。すなわち、ある対象に価値が備わるのは、それが何らかの目的の達成に資するかぎりにおいてである。そこでエンゲルは人間の生の価値を考察するに際して、人間の生の目的とは何かと問いかける。エピクロスから始めてライプニッツやカントといった哲学者の定義を参照しながら、エンゲルがもっとも注目するのは、彼が「社会主義学派」と名指す思想潮流の定義である。

この学派は、あらゆる人間が、とりわけ労働者階級に所属しているすべての人間が、人間らしい生存を営む可能性を持つことを要求するのであって、その際人間らしい生存ということによって、人間が自身のあらゆる精神のおよび肉体的素質を自由に発展させることができるような状態が意味されている¹⁷。

¹⁶ Ebd., S. 24f. (二五一頁)

¹⁷ Ebd., S. 39. (二七七頁) なおエンゲルは別の箇所でも、「社会主義学派の創設者」としてフーリエの名を挙げている。Vgl. Engel, »Der Arbeitsvertrag und die Arbeitsgesellschaft«, in: *Der Arbeiterfreund*, Jg. 5, 1867, S. 132. 仮にフーリエの思想を、ヴィルヘルム・シュルツの言を借りて「社会状態の普遍的調和の基礎を、まさに人間の諸性向の最も自由で最も全面的な発達に置こうとする」ものと特徴づけるなら (cf. 植村邦

ここに、人間の経済学的把握に基づいたエンゲルの社会改革思想の特徴的な点を看取することができる。まず彼の考えにおいて、前に見た「第四階級とその他の階級の同権化」という言葉から示唆されるように、階級対立の解消、階級調和論が根底にあることは確かだ。そして、そうした労働者階級と資本家階級の対立の解決を、前者による後者の打倒によってではなく、まさに資本主義の運動の只中で試みる。これは、資本の循環過程が円滑に機能するために、その主たる要素である労働力が枯渇しないよう、労働力の保全と培養、およびその結果としての労働者の保護という論理を採る。しかしこうしたエンゲルの発案は、人間の生の目的なるものを措定してさらにそこから人間の生の価値なるものを導入することで、いわゆる搾取の構造を強化しようとする方向へは必ずしも進まない。つまり、労働者によって生み出される利益のうち、労働力の再生産を可能にするために必要な財を購入するだけの賃金が労働者に与えられ、その他の部分は資本家の利潤や地主の地代に充当されるといった筋道を辿らない。ここで述べられている、資本の円滑な循環とセットになった労働者の保護というエンゲルの提案は、労働力のたんなる再生産にとどまらず、自己の精神的または肉体的素質の自由な発展が可能な状態を確保しておくという点にまで及んでいる。

さらに、エンゲルによれば、人間の生の目的を十全に達成するためには教育の果たす役割が欠かせない。「肉体的、精神的、道徳的な陶冶が、人間にその生の目的を達成せしめる。この三重の陶冶はしかし教育の所産だ。それゆえ人間は、まったくもって語の文字どおりの意味で多かれ少なかれ教育の産物である……」¹⁸。

しかし教育へのアクセスは誰にでも開かれているわけではない。エンゲルによるなら、所有の不平等と教育の不平等は相応関係にある。

あらゆる生の担い手には、自らの生を最大限活用するよう、すなわち自らの生の目的を最善かつ十全に充足するように行動する元来の傾向がある。この傾向は自然の大きな力を伴っているが、しかしその力にはきわめてさまざまな制限が引かれているのであって、その中でもっとも強力なものが社会的な制限である。このうち、人間を選り分けて階級に分化させているのは、主として所有である。この現象をより子細に吟味してみるとただちに気づくのは、所有階級が、確かに決して完全にではないにしても、多かれ少なかれ教育階級に一致するということである……¹⁹。

社会的な次元に属するこの所有の不平等は、教育資源の享受を困難にする。ただしそれは教育そのものにかかる費用を捻出できないことによるのではなく、教育期間中の生存に要する費用を調達できないことに由来する。「義務教育が行われ、豊富に資金を付与された初等、中等、高等教育施設を有する国家において、多くの人びとにできるだけ高い教育段

彦「ドイツ初期社会主義と経済学」経済学史学会編『経済学史—課題と展望—』九州大学出版会、一九九二年、一二一頁）、ここでの「社会主義学派」はフランス初期社会主義を指していると考えられるだろう。

¹⁸ Engel, *Der Werth des Menschen*, S. 40. (二七八頁)

¹⁹ Ebd., S. 50. (二九六頁)

階の獲得を不可能にするのは、教育の費用であるというよりはむしろ教育期間にわたる生活維持の費用である」²⁰。

労働者にとって生活維持のための収入源となるのは労賃である。つまり就労していることこそが日々の生活を可能にする所得をもたらすのであり、この点で労働は生存の維持と結びついている。しかしその労働に従事することによって人間の生命が危険に曝されるとい現象が十九世紀後半のドイツでは問題となっていた。それは労働時の事故、すなわち労働災害である²¹。エンゲルは、収益価値の検討という観点から労働災害の問題を「人間の価値」論にとって重要なテーマの一つと見なしており²²、一八七〇年代よりその実態調査に取り組んでいた。次節では彼のこの取り組みに目を向けてみたい。

第二節 「社会的病」としての労働災害

産業化をエネルギー源の転換という観点から捉えるなら²³、十九世紀後半、生産・交通機関において動力源として主要な位置を占めていたのは蒸気である。エンゲルは一八七九年に発表された「統計的、技術的解明における蒸気の時代」と題する論説の中で、この時代に蒸気機関が動力としていかに普及し、影響力を持っていたかということを書いている。

蒸気機関、機関車ならびに蒸気船の広大な伝播は誰の目をも逃れえないし、同様にまたわれわれの経済生活全体の変化が誰かに気づかれることなく過ぎ去ることもありえない。それゆえいずれにせよ十分な確信から現代を蒸気の時代と呼ぶことができる。このことは、事態を子細に究明していけば、すなわち蒸気がどの点でいかにしてわれわれのあらゆる生活関係に入り込んでいるか、そしてその生活関係を支配し形作るものとなったかを調べれば、それだけいっそう正当性を得るのである²⁴。

このようにエンゲルが生きた時代にあって、蒸気は産業や交通システムに不可欠な対象として生活の全体に浸透しており、蒸気が生み出すもの、そして蒸気の生産過程そのものもまた「高い公的関心」²⁵の的であった。

しかし蒸気の利用は有用で実り豊かである一方で、一つの危険と結びついていた。それはボイラーの爆発事故である。

……蒸気というこの偉大な発明にはしかしまた、そのきわめて輝かしい長所の傍らで、いくつかの小さな暗い汚点が付着している。それは、欠陥のある蒸気生産施設におけ

²⁰ Ebd., S. 51f. (二九九頁)

²¹ 藤本武「労働災害の歴史 (I) —欧米諸国を中心として—」『労働科学』四七巻二号、労働科学研究所、一九七一年、五六—六一頁。

²² Engel, *Der Werth des Menschen*, S. 12. (二二八頁)

²³ カルロ・チポラ『経済発展と世界人口』川久保公夫・堀内一徳訳、ミネルヴァ書房、一九七二年、四九頁。

²⁴ Engel, »Das Zeitalter des Dampfes in technisch-statistischer Beleuchtung«, ZKPSB, Jg. 19, 1879, S. 251.

²⁵ Ebd., S. 299.

る、また蒸気ボイラーの不注意で不慣れな運転に伴う蒸気の暴力的な噴出である²⁶。

ボイラーの爆発事故は操業の停滞ばかりでなく、労働者の生命や身体に対する侵害をも招いた。「危険はボイラーの爆発となって現れる。そこではただ多くの貴重な所有物が破壊されるばかりでなく、しばしば多くの人間の生命が失われ悲惨な仕方では身体の一部が損なわれる」²⁷。

注目されるのは、エンゲルが事故という現象を、それが労働者の就労可能性へ及ぼす影響の度合いという観点から定義している点だ。エンゲルは言う。「実際事故が何であるかを述べることは、それ自体まったく容易ではない。以前はある種の解剖学的指標に頼ることができると考えられた。たとえば、腕や手の一方または両方の喪失、片足または両足の喪失、片目または両目の喪失などといったように。しかしそうした特徴づけは十分なものでないということに人はすぐに気づいた。傷害のひどさに代わり、事故が招いた労働あるいは就業不能期間を基準に据えたのである」²⁸。

労働者の身体は、それを元手に利益を獲得できる自己の所有物、すなわち資本として考えることができる。これは、エンゲルが常に強調する点である。「健康は、ただ手作業や精神労働の成果に頼らざるを得ない者にとって唯一有効な資本であり、……この資本の早すぎる磨耗は国家の住民のより大きな、あるいは小さな部分からすれば、大衆貧困と同義である」²⁹。事故によって身体に著しい傷害を負った労働者は満足に労働に従事することができず、十分な収益を上げることも困難となり、そのような負傷者が続出することは大局的に見れば貧困状態へとつながる。この点から翻ってエンゲルは、労働時の事故をそもそも資本計算の枠組みにおいて捉えるという、国民経済学的な視座に立つのである。

ところでエンゲルによるなら、労働災害を引き起こす原因を労働者個人の性質に帰すことはできない。エンゲルは言う。「たとえもっとも自然な理由が不注意、無思慮、軽率などに多少とも帰せられうるとしても、とはいえそうした前提は危ういものだ……。真の理由は疑いなく、あらゆる生産部門がいまやきわめて緊密に稼働しており、所定の空間にはますます多くの人間が押し込められているということであり、彼らはそれゆえ、また多くの他の動機から、最小限の時間と空間において最大限の活動を展開するよう強いられているということである」³⁰。「さてしかし否定しえないのは、感染症や慢性疾患であれ、傷害や事故であれ、きわめて重大かつ破壊的な病理があちこちで生じ、広がっているのは、不十分で劣悪な、また不適當でもある衣食住、あまりにも早い就業の開始、超過労働または労働のあまりにひどい偏りなどによるものである。これらは異論の余地なく、病理学的というよりは社会的な原因である」³¹。

²⁶ Ebd., S. 314.

²⁷ Engel, »Zur Statistik der Dampfkessel und Dampfmaschinen in allen Ländern der Erde«, ZKPSB, Jg. 14, 1874, S. 268f.

²⁸ Engel, »Die tödtlichen und nicht tödtlichen Verunglückungen im preussischen Staate im Jahre 1879 und in früherer Zeit«, ZKPSB, Jg. 21, 1881, S. 65.

²⁹ Engel, »Die Statistik der Morbidität, Invalidität und Mortalität, sowie der Unfall- und Invaliditätsversicherung der Erwerbsthätigen«, ZKPSB, Jg. 16, 1876, S. 129.

³⁰ Ebd., S. 140.

³¹ Ebd., S. 129.

エンゲルはこのように、労働災害問題に対してその原因を社会的なものに見定めた。そこで彼が講じた対策とはどのようなものだったろうか。この問題は、先に挙げた論説「統計的、技術的解明における蒸気の時代」の中で、「ボイラー爆発とその保険」および「ボイラー設備の検査とボイラー運転の監視」という節にて検討されている。まず、ボイラーの爆発事故に関する記述から見てみよう。

ボイラーの内壁が、生み出される蒸気の圧力に耐えられない場合、当然内壁はその圧力によって破裂する、つまりボイラーの中身が突然解放されることで粉々になる。ボイラーが爆発するのだ。多くの場合、近くにいる人間たちの生命と健康に対する多大な損失や、建物その他の破壊と結びついているそうした破裂から身を守るために、ほとんどの国家では稼動前のボイラーは、内壁が十分な強度を備えているか、安全弁や水位の表示器、水圧の測定器（圧力計）が設置されており、それらがきちんと作動するかといったことについて、当局の検査を受ける。それにもかかわらず、依然としてかなりの数のボイラーが爆発しており、しかもボイラー運転の安全装置は爆発の直前にはすべて問題なく作動していたと言われる。その後、爆発の説明にはきわめてさまざまな原因が挙げられている……³²。

エンゲルによれば、統計学が取り組むべき課題は、ボイラーの強度に対して蒸気の圧力が強すぎた、もともとボイラーが丈夫でなかった、ボイラーの内壁が熱を帯びることで素材が脆くなった、ボイラーの構造に欠けるところがあった、などといった原因究明にあるのではない。統計学の使命とはむしろ、「ボイラー爆発はどの程度頻繁に起こるのか。どの種類のボイラーが往々にして爆発するのか。どのような状況に随伴して爆発が生じるのか。ボイラー爆発は肉体や生命、資産に対していかなる損失を惹起するのか」という一連の問いに解を与えることである。これらの問いに十分なかたちで答えることができれば、統計学は「公共の福祉（das öffentliche Wohl）」³³に寄与することができるという。

しかし結論から言えば、統計学的アプローチによるエンゲルの問題究明は十分には実を結ばなかった。なぜなら「ボイラー爆発の統計が、この問題に関するあらゆる状況を認識させようという段階にまで至るには、なお欠けているところがたくさんある」³⁴からだ。たとえばエンゲルは、確かにプロイセンでは毎年多い場合には二〇件前後の爆発事故が生じ、それに際して同じく二〇人前後の命が失われているという調査結果を得た。しかし、統計によってこうした認識が得られる一方で、危険の惹起に関わると考えられる要素については、事態を正確に描写することは必ずしも有用な知見をもたらさない。

一般に、仮にそれぞれは偶然起きたものであっても、両者が時間的、空間的に近接した状態で生じた現象の間にはそこに関係を見出そうとする傾向がある。この発想に似た仕方で、エンゲルの調査報告では、爆発発生時の機械装置の環境が事故の要因として推定された。それはボイラーの形状、大きさ、頑丈さ、使用年数、ならびに稼動時の状態（稼動時

³² Engel, »Das Zeitalter des Dampfes in technisch-statistischer Beleuchtung (Fortsetzung und Schluss)«, ZKPSB, Jg. 20, 1880, S. 53.

³³ Ebd.

³⁴ Ebd., S. 63.

間や、どういった用途で用いられたかという稼働の目的) など、きわめて多岐にわたるものだった。しかし結果として、当該の危険現象を惹起した要因の組み合わせがさまざまに考えられるため、爆発と密接に関与する要素の精確な特定が困難だったのだ³⁵。

ところで、労働者の身体や資産に対する侵害を防ぐために安全確保を試みる場合、そこでは事前の予防と事後の補償という、さしあたり二通りの方向が考えられる。もし爆発事故に強く関わる要素を同定することができれば、効率のよいかたちで危険に備えることが可能となる。検査・監視に代表される予防という実践、すなわち危険現象が生じる前に安全を確保しようという試みにおいては、当該の要素を重点的に確認することで労力が節減されるとともに検査の精度も増すだろう。あるいは、保険という、危険現象が現実生じた後にその損害を金銭的に回復しようという試みにおいては、爆発事故の発生蓋然性に合わせて保険料を調整することで、無駄の少ない制度運用が可能となるかもしれない。

しかし後者の保険原理について、現在の統計技術の水準ではそれを機能させることは不可能だとして、エンゲルは次のように述べる。「当面の間、保険料は確かに分類せずに見積もらなければならないだろう。しかし、経験が進むにつれておのずからリスクの危険性 (die Gefährlichkeit der Risiken) に応じた段階づけが形成されるだろう。ボイラーの所有者に対してだけでなく、さらに死亡者の気の毒な家族や事故に遭った者に対しても、爆発によって個人が被ったあらゆる損害を確実に迅速に賠償する、そのような保険によって大きな恩恵が示されるだろう」³⁶。つまり、現状では次善の策として一律の保険料で運用するほかにないが、統計データの蓄積が十分になされた暁には、ケースに応じた保険料の設定が可能になるというのだ。

このように基本的には労働災害保険の意義を認めつつ、論説の同じ箇所ではエンゲルは、「ボイラー監視協会」から選出された委員会の所見を紹介している。それによれば、「装置の検査と監視を行うことはきわめて望ましい」が、一方でまた、「装置の多面的な使用、稼働状態の変転、不十分な統計資料、ならびに問題の不明瞭さを勘案して」「賠償責任法 (das Haftpflicht-Gesetz) を適用することはきわめて重要である」³⁷。こうしてエンゲルは労働災害問題について、保険 (補償原理) と検査・監督 (予防原理) 双方の意義を示すことで、折衷的な結論を提示するに至る。

ここであらためて注目したいのは、エンゲルが労働災害の問題をまず労働者の身体への影響という側面に着目し、資本の損耗という国民経済学的な見地から扱いながら、しかし同時に法を通じた権利、責任の問題としても捉えているという点である。実際、エンゲルは上述の賠償責任法について次のように述べている。「この法律が目的としているのは、ドイツの権利生活に新たな責任を導入することであり、それはフランスの立法領域を除いて

³⁵ Ebd., S. 65–70.

³⁶ Ebd., S. 74.

³⁷ Ebd., S. 73f. ここで言及されている「賠償責任法」は、日本の研究蓄積の中で「ライヒ (使用者) 責任法」と呼ばれているものである。この法律は当時、労働者と使用者の双方にとって益することのない不適当なものとして問題となっていた。Cf. 西村「ドイツ労働災害補償法の生成に関する一考察 (一)」、五四四一五四七頁；木下秀雄『ビスマルク労働者保険法成立史』有斐閣、一九九七年、二六頁。

は、これまでの法律から導き出されることのなかったものである」³⁸。他方でまた、エンゲルのまなざしは労働者のみならず、使用者の側にも向けられている。というのもエンゲルは、この法律が使用者に過度の経済的負担を課していると指摘しているからだ。

これまで示してきたように、爆発により引き起こされた全体の損害が比較的小さい場合、爆発事故に見舞われた各ボイラー所有者はこれによってしかし重大な損失を被りうるものであり、このことはドイツ帝国全体で適用されている、いわゆる一八七一年六月七日の災害賠償責任法が厳密に運用されるほど、それだけいっそう当てはまるのである。この法律は第二条で次のように規定している。「炭鉱、石切り場、鉱山または工場を運営する者は、全権委任者、代表者、もしくは操業や労働者の指導、監督を引き受けている人物が業務遂行に際して過失により人間の死亡または身体の損傷を招いた場合、それによって被った損失に対して賠償の責任を負う」³⁹。

エンゲルのこの発言は、彼が労働者の窮乏を解消しようと尽力しながらも、それがたんなる労働者擁護を意味せず、使用者と労働者双方の平等を目指していたということをおかかわせる。実際、前者に対する賠償能力を超える補償額の請求や、後者に対する過失の立証責任の要求など、結果的に労使間の摩擦につながっていたとされる一八七一年法に替わるものとして制定されつつあった強制保険法に対しても、「……その恩恵はただ被雇用者のみ成り立っているが、雇用者（その中には確かにきわめて貧しく、困窮している者もいる）を何の利益も得させずにおいており、それゆえ社会的困苦の負担を現在なされている以上によりよく分担することはないと思われる」⁴⁰という理由から疑義を呈していた。

こうしたエンゲルの労働災害に対する一連の取り組みから読み取れるのは、次のことだ。エンゲルはまず労働者の身体を、収益価値を有する資本として捉える。それが産業化に伴って生じる事故によって損なわれる場合、損耗された分は補われなければならない。それは補償される側にとっては権利として、補償する側にとっては責任として要請される。そしてこの補填の負担は、労働者と使用者のどちらか一方に偏ることなく、緊密化された産業構造を有する社会が分担するものとして均されねばならない。社会的な原因に由来する問題は、社会的な水準で引き受けられねばならないのである。

第三節 放物線としての「社会」

以上のようにエンゲルの社会改革は、労働者の生存を脅かす諸問題に対して、費用価値・収益価値という経済学的な概念を導入することで、階級間の敵対関係の解消を図ろうとするものだった。ただしその際、階級対立の調停が、経済学的な問題としてだけでなく、同時に規範的な含意を強く含む、法／権利、責任の問題として重ね合わせて捉えられていた

³⁸ Engel, »Die Statistik der Morbidität, Invalidität und Mortalität«, S. 144.

³⁹ Engel, »Das Zeitalter des Dampfes in technisch-statistischer Beleuchtung (Fortsetzung und Schluss)«, S. 74.

⁴⁰ Engel, »Die tödtlichen und nicht tödtlichen Verunglückungen im preussischen Staate im Jahre 1879 und in früherer Zeit«, S. 82.

ことも特徴的な点である。

ここから翻って、エンゲルにおいて改革の対象たる社会とは、そうした敵対性をめぐる駆け引きの場として位置づけられる。彼にとって社会は、他の諸領域とは異なる独特な場だ。このことは、一八七一年に発表された「統計ゼミナールと統計学研究一般」という、エンゲルが自身の統計学観について述べた論説においてすでに表れている。

エンゲルによれば、社会とは「利益共同体の総体」であり、世帯や市町村、郡、州、国家といった「空間共同体」と異なって、「統一的組織を欠いており、組織のこの欠如が社会をとりわけ特徴づけるものである」。そうしてエンゲルは両者を比喩的に、同心円と放物線が描かれた図を用いて説明する⁴¹。

空間共同体は諸々の同心円になぞらえることができる。その直径はその重要性に等しく、したがって家族世帯から上昇して市町村・郡・州・国家へと増大していく。……家族・市町村・郡・州・国家、これらすべては個々の人間にその引力を行使し、いたるところで彼を囲い込み、これらの共同体への思いやそれらへの愛が、行く先々で彼につきまとう。彼はそれからほとんど脱却しえないのである。／その全体においてわれわれが社会と呼ぶところの利益共同体は、同心円によって描かれる諸々の空間共同体の中に貫入している。ただしこれらは相互の間で階級的関連を欠いており、利益の各範疇は、したがって利益共同体の各範疇は、他のものに無頓着に存在している。それらは全体として統一的編成を欠く。空間共同体が人間の生における求心的原理を示すのに対して、利益と利益共同体は遠心的原理を表し、かくてすなわち利益共同体の各範疇は放物線状の飛跡になぞらえられ、それぞれは各々の人間に対してその焦点をただ彼の自我（Ich）において持つのである⁴²。

ここで、利益共同体の総体たる社会の準拠点をなすのは各人の自我、つまり「私」の利益である。個人を包摂していく空間共同体の力学とは異なり、他に対して無頓着に、それ自体としてばらばらに存在する個人の私的利益が結節点となり、それらが次々に中継されることで放物線を描いて伸びていき、その連なりが社会の輪郭となる。このとき重要なのは、「……社会的利益に故郷はない（Das Gesellschaftsinteresse ist heimathlos）」⁴³というエンゲルの言葉である。エンゲルによるなら社会的利益は、家族や市町村、郡、州、国家、いずれの空間共同体よりも、個人においてもっとも強く優越する。彼にとって、社会と国家は相互に無関係ではないが、きわめて異質なものである。「国家と社会は同時に存立する。それらはあらゆる場所で交錯し接触し合うけれども、相互に根本的に異なるものである」⁴⁴。

この異質性ゆえに、国家は直接社会に働きかけることはできない。エンゲルは言う。「国家は社会をほんのわずかな程度にしか意のままにすることができない。国家も誰も社会の

⁴¹ Engel, »Das statistische Seminar und das Studium der Statistik überhaupt«, S. 211. (五一九頁)

⁴² Ebd., S. 209f. (五一二—五一三頁)

⁴³ Ebd., S. 210. (五一四頁)

⁴⁴ Ebd. (五一四—五一五頁)

住所を知らず、それはまさにいたるところに在ってどこにも存在しない」。これに対して、「個人」は「国家・市町村が社会に対して効果的に働きかけうる唯一の場所」として位置づけられる。「個人において一切の放物線の焦点が合流する」⁴⁵からだ。

しかしこのような社会認識に立ったからといって、ただちに個々人の利益の確保が可能となるわけではない。

社会の福祉と同義であるところの諸利益の均斉は、育てられねばならぬのであって、作り出すことはできず、多くの人びとが誤って考えているように、政令をもっては決してなしえないことである。……この均斉を作り出し、持続的に維持する手段を知る者は、社会の最大の善行者である。残念ながらそのような人は決して見出されないだろう。あらゆる利益・空間・血縁・信仰共同体をいっしょくたにして大きなごった煮に変え、あらゆる個人にその同じ分け前を割り当てようと思っている人びとがそうでなかったし、現にないし、またそうでありえないことは、われわれの図形が明瞭に教えている⁴⁶。

ここで述べられているのは、個々人のさまざまな利益を同質なものと見なして一律に配分することの誤りと、そうした諸利益の調整を上からの政策として管理して行うことの困難である。

このように、自生的な性質を持つ社会なる領域を把握し理解することは依然難しい。しかしエンゲルによるなら、それにもかかわらず「人間共同体の学」たる統計学は、「その真の本質を知ろうと試みる」。そこでエンゲルが提案しているのは、統計調査により経験的事実を収集し続けることで、「……よく整序された大量の観察が利用できるようになれば、ふさわしい人物がきっと現れて……人間界の観察から人類の秩序ある世界を生じさせる」という、ある意味で信仰にも似たヴィジョンだ。統計学者は日々、「その秩序ある世界の建設のための土台となるものを運び集める荷車引き」⁴⁷たろうと努めなければならないのである。

*

エンゲルは、統計学をいずれ「人間共同体の自然学 (Naturlehre) にまで高められる」⁴⁸ものとした。自然科学が自然の運行に法則を見出したように、社会科学もまた社会の運行を司る法則を認識しなければならないし、またそれは可能だというのである。エンゲルのこうした見解は、法則科学の探求者としての彼の一面を表している。

そして、このような統計学の理論的背景のもとで、彼の社会改革の実践は展開された。確認してきたように、エンゲルにおいて人間の経済的価値をめぐる研究は、労働者問題を資本主義の運動の只中で解決しようと試みるものだった。「人間の価値」を、生の目的なる

⁴⁵ Ebd. (五一五頁)

⁴⁶ Ebd. (同)

⁴⁷ Ebd. (五一六頁)

⁴⁸ Ebd. (五一八頁)

ものの措定を通じて規範的な含意とともに考えることで、経済的な問題としてだけでなく平等をめぐる法／権利の問題としても捉えた。エンゲルは、「人間の価値」論を唱えることを通じて、人間をたんに労働力としてだけでなく、同時にそれでも労働者として扱うという理路を採ったのだ。

古典派経済学と社会主義の一潮流に拠りながら、社会の形成軸を故郷愛ではなく各人の自我に求め、国家政策による社会秩序の操作可能性に対し距離を置き社会的領域の自生的性質を確かに重視しながらも、それは統計学的観測によって一定の秩序のもとに統括可能であるとする、異種混交の様相を示すエンゲルの立場は、まさしく講壇社会主義の一つの形を体現していると言えるだろう。その「政治的プログラム」の基礎にあるのは、放物線としての「社会」像である。それは、個々人の種々異なる利益が織りなす社会の遠心的な力学を、それ自体困難であったとしても、学知によって法則として把握することで「秩序ある世界」をもたらそうとする試みだった。

第三章 労働科学

序章の冒頭で確認したように、事故の危険は近代ヨーロッパにおいて社会秩序の維持をめぐる主要な争点を構成していた。たとえば事故は、それがもたらす衝撃や動揺といったショック経験によって精神的に傷を負った存在を生み出す本源であり、そのようにして健康や就労能力を失ったトラウマの主体の実態の解明ならびに年金による賠償の請求をめぐる医学や法学の分野で問題化された¹。その一方でまた、事故はそれを惹起した者の「不注意、慎重さの欠如、怠慢」という観点からも議論された。注意したいのは、それらが個人の怠惰な性向に由来する過失としてではなく、産業社会に特有の労働条件の帰結として考えられたという点である。アンソン・ラビンバッハによれば、ヨーロッパにおいて主に一八八〇年代から一八九〇年代にかけて成立した労働災害保険法の枠組みでは、事故は、「労働プロセスに対する身体の関係と結びついた統計的事実」として理解されており、ここで労働災害は、意志が介在する故意の過失ではなく、「疲労、つまり労働のテンポの加速と労働日の長さに対する生理学的な反応の産物」²によるものとして認識される。十九世紀末のヨーロッパでは疲労現象は、労働者の意志の減弱や注意の散漫につながり就労時の事故を招来する危険があるという点で、社会改革の推進者たちから問題視されていた。そのように社会問題として知覚された労働者の疲労に対して、科学的解明を通じて処方箋を提示しようと、生理学者や心理学者を中心に行われた一連の研究実践が労働科学である³。

本章では、労働科学の実践を担った中心人物としてエミール・クレペリンを取り上げる。クレペリンは一般に精神医学者として知られる人物であるが、同時にまた労働科学者としての側面を持っていた。クレペリンの研究実践はその根底において客観主義への志向、言い換えれば、理論よりも観察と測定によって明らかになる経験的事実こそが問題の解明に寄与するのだという信念に支えられていた。しかしこのことは、彼の取り組みが中立的で、特定の利害関心から一定の距離を保っていたことを意味しない。じじつ、クレペリンによるなら「精神病患者は国家にとって危険、負担を意味」し、「その数を減らす、または増加を抑えるよう目指すこと」⁴は国家の義務であり、精神医学はそうした国家の活動の基盤となる知見を提供するものと位置づけられる。彼の労働心理学研究もまた、そうした実践的で政治的な関心と結びついている。晩年に執筆した論説の中でクレペリンは、「疲労との闘争」⁵を労働心理学の最大の課題として掲げていた。疲労を産業社会に固有の危険現象とし

¹ ジョゼ・ブルンナー「傷つきやすい個人の歴史——トラウマ性障害をめぐる言説における医療、法律、政治——」多賀健太郎訳『思想』九七二号、岩波書店、二〇〇五年、二〇一―二七頁。

² Anson Rabinbach, »Social Knowledge, Social Risk, and the Politics of Industrial Accidents in Germany and France«, in: Dietrich Rueschemeyer, Theda Skocpol (eds.), *States, Social Knowledge, and the Origins of Modern Social Policies*, Princeton University, 1995, pp. 53–55.

³ Rabinbach, *The Human Motor: Energy, Fatigue and the Origins of Modernity*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles 1990, pp. 5–11, 182–192, 231–233.

⁴ Emil Kraepelin, *Die psychiatrischen Aufgaben des Staates*, Gustav Fischer, Jena 1900, S.1f u. 41.

⁵ Ders., »Arbeitspsychologische Ausblicke«, in: ders. (hg.), *Psychologische Arbeiten*, Bd.

て捉え、実験心理学の手法により解明することが、クレペリンの労働心理学の取り組みだった。

疲労問題に関するクレペリンの言説を検討することが本章の主な作業となるが、その際、分析の補助線として、労働問題をめぐるマックス・ヴェーバーの議論を参照する。ヴェーバーは「近代的大工業が、それに内在する特質によっていかなる人間をつくりだし、またいかなる職業上の（それによってまた間接的に職業外の）運命を人間に対して用意するのか」⁶という問題関心にとって、実験心理学の知見を援用することが重要であると述べた⁷。なぜならヴェーバーによれば、「分業」や「労働の細分化」といった近代の大工業内で生じた一連の労働環境の変容は、「労働者の精神物理的装置に課せられた諸要求の変化」を意味しており、「産業労働の諸条件の技術的、経済的变化の前提と作用について洞察を得る」にあたっては、「……『原則として』（具体的な労働に対する）作業能力の生理学的、心理学的諸条件が考察の出発点をなす」⁸からである。ヴェーバーはクレペリンの研究を「実験心理学の無視しえない文献の中心にある」⁹として、自身の論考の中で繰り返し言及している。同時代になされた労働問題に関するヴェーバーの議論は、クレペリンの研究実践に対する言説的反応として位置づけることができる。

本章の構成は以下のとおりである。第一節では、産業社会に特有の病理現象として、クレペリンの疲労研究の出発点となった神経衰弱に関する彼の考察を取り上げ、それを起点に、神経衰弱の発現と密接な関係にあった「精神労働」の内実を明らかにする。第二節では、クレペリンの疲労実験に焦点を当て、精神労働によって「疲労する労働者」が認識の地平において前景化する中で、実験研究によって記述され、可視化される主体像がいかなるものだったのかを検討する。そして第三節では、「疲労との闘争」をその目的に掲げた労働心理学の実践が、いかなる合理性に基づき、どのような政治的次元と結びついていたかという点について考察する。

第一節 産業社会の労働形態——精神労働とは何か

産業化が引き起こすのは時間と空間の感覚の急激な縮減である。この生活のテンポの加速は、そのもとで生きる人びとの身体のリズムとの不調和を引き起こさずにはおかなかった。この不調和の身体的表現が「神経衰弱」である。

8, Julius Springer, Berlin 1925, S. 436. (以下、PS と略記)

⁶ Max Weber, »Methodologische Einleitung für die Erhebungen des Vereins für Sozialpolitik über Auslese und Anpassung (Berufswahl und Berufsschicksal) der Arbeiterschaft der geschlossenen Großindustrie« (1908), in: *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, J. C. B. Mohr, Tübingen 1988, S. 37. (以下、GASS と略記)
(マックス・ヴェーバー「封鎖的大工業労働者の淘汰と適応（職業選択と職業運命）に関する社会政策学会の調査のための方法的序説」『工業労働調査論』鼓肇雄訳、日本労働協会、一九七五年、四三頁)

⁷ Ebd., S. 18. (二二頁)

⁸ Ders., »Zur Psychophysik der industriellen Arbeit« (1908–1909), GASS, S. 62f. (「工業労働の精神物理学について」、前掲書、七九一八一頁)

⁹ Ebd., S. 63. (八一頁)

神経衰弱はわれわれの時代の病気と呼んでもあながち間違いではない。実際、われわれの文化の発展の急速な進歩が個々人の精神的、道徳的、身体的な能率に課す要求の急激な高まりに、神経の過剰負担の重要な原因がある。鉄道と電信と電話の世紀が、その増大する社会的課題と世界的交流とともにその中でわれわれを生きさせようと強いる時間尺度は、過去の静穏さ（*Beschaulichkeit*）とは遠くかけ離れている¹⁰。

鉄道、電信、電話といった広義のメディア技術の発明と普及は、空間的に遠く隔たっていたがゆえにそれ以前には容易にアクセスできなかった場所との交通を可能にした。それは同時に空間的な距離を克服するための時間の縮減を意味し、この点で時間感覚のテンポアップを伴っていた。そのような産業社会の短く、速い生活リズムは、そのもとで暮らす人びとに対して静観を許さない。まさしく近代の特徴は、観想的生活を破壊し活動的生活に再編した点にある¹¹。そうした人びとのコミュニケーションを加速させるメディア技術が押し付けてくるリズムと、それ以前の環境で暮らしていた人びとの身体性に根ざしたりリズムのずれは、神経に対する過剰な負担となって現れる。これが神経衰弱を引き起こすのである。

では、神経衰弱とはいかなる症状なのか。クレペリンによればそれは、「神経性の疲弊と刺激過多の結合」¹²を指すものとして用いられる。神経性の疲弊と刺激過多とは、いずれも「過度に緊張したり、長く続き過ぎたりした精神的または肉体的な労働」に由来する疾病状態である。それは、一連の労働プロセスにおいて労働者の身体に発現する現象だ。

あらゆる労働の続行は疲労を生み出し、それによって作業の困難を引き起こす。この疲労による麻痺は、……ある程度まで意志緊張の増強によって克服できる。……／……労働は許容限度を超えて続行される。それによって、利用できる力の貯蔵がある意味で尽きてしまい、より強い持続的な疲労が生じる……。このような場合、作業能力のかなり急速な低下、疲労性の高まりが示される。能率減退を知覚することで意志は緊張亢進へと駆り立てられ、もちろん比較的短時間はそれが持続するが、やがて大きな動揺を示すようになる。それに伴って苛立ちやすさ（*Reizbarkeit*）が強まり、感情的な行動がより速やかに引き起こされる¹³。

長時間の労働による緊張の持続は、一方で「われわれの力の貯蔵の減少と疲労性の増進」である「神経性の疲弊」、他方で「意志緊張の高まりとそれに結びついた苛立ちやすさの増大」である「神経性の刺激過多」につながる。まとめれば、神経衰弱は、長時間の労働と意志緊張の持続のもとで見られる、慢性的な疲労と苛立ちやすさに関わっている。

¹⁰ Kraepelin, *Psychiatrie: Ein Lehrbuch für Studierende und Ärzte*, 8. Aufl., Bd. 4, J. A. Barth, Leipzig 1915, S. 1413.

¹¹ ジョナサン・クレーリー『知覚の宙吊り——注意、スペクタクル、近代文化』岡田温司監訳、石谷治寛・大木美智子・橋本梓訳、平凡社、二〇〇五年、五七頁。

¹² Kraepelin, *Psychiatrie*, S. 1407.

¹³ Ebd., S. 1400f.

神経衰弱に関するクレペリンの説明から、考察の鍵となるポイントを掘り下げてみよう。問わなければならないのは、神経とはそもそも何だろうかということである。ヨアヒム・ラートカウによれば、近世に入るまで「神経」は「筋」や「腱」を意味する言葉であり、それらとの類縁性において考えられてきた。すなわち神経は十八世紀には、緊張したり弛緩したりするもの、また「刺激を伝達するもの」という意味を担っていた。さらに「十八世紀末には、生命の本質は刺激感応性 (Reizbarkeit) に存するという見解が広まっていた」のであり、この点で「神経は生命力の座にまで昇進していた」¹⁴。翻って、「神経衰弱」は、ドイツでは十八世紀末から十九世紀初頭においては「刺激の欠如」、「神経の鈍磨」による無気力状態として理解された。しかし十九世紀末には、一八八〇年にアメリカの神経科医ジョージ・ピアードによって出版された著書がドイツで注目を集め、その影響のもと「神経衰弱」はエネルギー論的な観点から捉えられるようになる。すなわち、その著書でピアードは、「燃料となるエネルギー源」として「神経力」なるものを仮定し、その消費が供給を上回る場合に神経衰弱は発生するとした¹⁵。クレペリンもまた、神経衰弱に関するピアードのエネルギー論的な見方を踏襲していることは、先の引用からうかがえるだろう。

ところで、神経衰弱を解明するにあたりクレペリンが重視したのが、いわゆる精神労働が人間に及ぼす影響である。ただしここでの精神労働は、作業工程の個々の部分を直接実行する肉体労働に対して、作業全体の構想を担うという意味での頭脳労働を指すのではない。それは具体的には、クレペリンが自らの実験にて精神労働の一環として被験者に課した作業内容に即して言えば、「文字を数える、読む、数字やシラブルの列を暗記する、一桁の数字を加算し続けるといった類のこと」¹⁶である。クレペリンによるなら、これらの課題の実施によって得られる結果は、個々人の労働力を測るための尺度となる。

なぜ、数えることや読むこと、また数字の単純計算や暗記といった行為が、労働を構成する主要なファクターとして重視されたのだろうか。それは世紀転換期に勃興しつつあった産業労働の形態が、従来の肉体労働と異なる「精神的なもの」を要求していたからである。では、精神労働とはいかなる意味で「精神的」なのか。この点についてヴェーバーは次のように述べる。

「精神的なもの」という概念は、それが精神物理的な装置の高度に類型的な、しばしば純粹に機械的な活動（無意味綴りの暗記やそれに類したこと）を含む場合には、かなり広範に捉えられている。……問題となるのは次の問いだ。すなわち、特定の種類の作業による神経の中枢装置への要求がどの程度、どういった方向に生ずるか、あるいは生じないか、またその中枢装置によるどんな種類の反応のあり方が当の作業の基礎を形成するか。……確かなように思われるのは、かなりの数の産業において、技術の発展が神経の諸機能、特に注意力の緊張やこれに類した脳活動に対する要求を増大

¹⁴ Joachim Radkau, *Das Zeitalter der Nervosität: Deutschland zwischen Bismarck und Hitler*, Hanser Verlag, München, Wien 1998, S. 27f.

¹⁵ Ders., »Die wilhelminische Ära als nervöses Zeitalter, oder: Die Nerven als Netz zwischen Tempo- und Körpergeschichte«, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Jg. 20, 1994, S. 211–241, hier S. 212.

¹⁶ Kraepelin, »Ueber geistige Arbeit«, in: *Neue Heidelberger Jahrbücher*, Jg. 4, Heidelberg 1894, S. 34.

させる方向に動いていること、つまり作業内容の単調さや、日ごろわれわれが「精神的」労働の対象と結びつけている価値関係の欠如によって、通常の意味での「精神的」労働の従事者たちの活動とは本質的に区別される作業に対する要求を増大させているということである¹⁷。

やや入り組んだ文章であるが、言わんとすることは次のとおりだ。産業労働の特徴は、その負担がもはや労働者の肉体にではなく、神経にかかる点にある。たとえばヴェーバーによるなら、シリンダーの作孔作業に従事する者の活動は、労働者に要求される事柄という点では、手術中の外科医のそれと同種のものであり、織機を用いて作業する女性労働者の能力は肉体的なものというより、多数の織機を同時に操作できるだけの「沈着さ (Geistesgegenwart)」や「目配り (Ueberblick)」を備えていることにある。ここで問われているのは、いかに意識を集中させられるか、あるいは注意を複数の事柄に平等に配分し維持できるかということである。つまり「精神的なもの」で意味されるのは、通常それと結びつけて考えられているような価値や意味の問題ではなく、注意の経済をめぐる問題なのだ。クレペリンの実験において、集中力の持続を問うような作業が課題として取り上げられたのは、こうした事情による。

このように精神労働はまず、労働者に対して注意の緊張の持続を要求するが、一方でそれが押し付けてくる作業の単調さもまた無視できない特徴である。同時代の国民経済学者カール・ビュッヒャーによるなら、精神労働におけるこの単調さは、手仕事の場合と異なり、リズムの形成につながらない。というのも機械によらない、人間の身体を直接に用いた従来の労働形態においては、「労働の単調さ」は「労働のリズミカルな＝自動的な形成を可能にする」のであり、「彼が身体の運動のテンポを自ら定め、任意にやめることができるかぎりにおいて、人間にとって最大の恵み」¹⁸だった。しかし、機械の作動のもとでは「…混乱した、耳を麻痺させるような騒音が聞こえるのみであり、……それはわれわれの知覚にはもはやリズミカルなものではなく、ただ億劫な気持ちを喚起するだけである」¹⁹。そうして機械装置がもたらす単調さは、労働者を、自らのリズムに乗って作業する主体としての能動的な位置から引き剥がし、機械が生み出す一定のペースに従属させ、受動的な存在へと至らしめる。

労働している人間はもはや彼の運動の主人ではなく、道具も彼に仕えるもの、彼の強化された四肢ではない。そうではなく、道具が彼の主人になったのである。すなわち、道具が彼にその運動の尺度を定めているのであり、彼の労働のテンポと持続は彼の意志からは取り上げられてしまい、彼は生命のない、しかしきわめて活発なメカニズムに縛りつけられている。／この点に、消耗を誘い沈鬱にさせる工場労働のはたらきがある。人間は、決して休むことなく、疲労することのない労働手段の奴隷となり、ほ

¹⁷ Weber, »Methodologische Einleitung«, S. 19–21. (二二―二四頁)

¹⁸ Karl Bücher, *Arbeit und Rhythmus*, 3. Aufl., B. G. Teubner, Leipzig 1902, S. 405. (カール・ビュッヒャー『労働とリズム』高山洋吉訳、第一出版、一九四四年、四六九―四七〇頁)

¹⁹ Ebd., S. 418. (四八四―四八五頁)

とんど、彼がどこかの部位において補完しなければならないメカニズムの一部になってしまっている²⁰。

ここで描かれているのは、道具である機械の方が労働プロセスのペースを形成することで、行為主体たる労働者とその手段たる機械の関係が逆転してしまうという構図である。労働者は機械を操作するのではなく、機械のプロセスに組み込まれる。そこで労働者の意志とは独立に機械が要求してくる運動の尺度は、生命のない単調なものであるが、しかしきわめて強力で、労働者がそこから逃れることを許さない。ビュッヒャーによれば、リズムとは「……諸々の運動をその時間的経過の中で組織して秩序づけるものである。リズムは、人間の有機的本性から生まれる。それは、力の消費を最大限節約して行う統制的要素として、動物の肉体のあらゆる自然的活動を支配しているように思われる」²¹。言い換えればリズムとは、生ける人間の身体に由来する有機性と結びついた「運動における秩序」²²なのであり、それが欠如するということは、労働者に対して、自らが有する力の経済的な使用を不可能にし、その制御が外れることで力を一気に消耗させてしまうことを意味する。

精神労働が生み出す、リズムを欠いた平板な時間の流れは、労働者を消耗させ、沈鬱にする。この不活性の状態をクレペリンは二つに区別する。すなわち、「疲労感 (Müdigkeit)」という、労働に従事する者の「主観的感覚」と、「疲労 (Ermüdung)」という、一定時間内にこなす作業量の減少やそれに要する時間の増大を指標として外から観察される、労働者の「作業能力の損失」²³である。自身の研究対象としてクレペリンが取り上げるのは、後者、つまり労働者の作業能率の低下としての疲労現象だ。

第二節 揺らぎの一時的収束としての主体

クレペリンによるなら、「……疲労は……労働の分離しえない随伴物であり、必然的な帰結にほかならない。それゆえ厳密に言えば、疲労は労働そのものとともに始まる」。しかし一方で、「疲労に災いがあるのであり、労働の危険がある」。それゆえ「疲労に対する闘争」²⁴が展開されねばならない。

疲労から生じる危険を克服するためには、実験研究から得られる知見に依拠した「労働の衛生学」を立ち上げる必要があるとクレペリンは主張する。従来の衛生学は、「……精神労働、肉体労働のどれほどの規模にわれわれは耐えることができるのか、どこで過剰労働の危険が始まるのか、いかにしてわれわれはその危険に対処できるのかということについて何も語ってこなかった。／この空隙を埋める手段が実験である」。クレペリンによれば実験研究は、「作業能率と労働条件の個々の重要な関係」を明らかにすることにより、「真の

²⁰ Ebd., S. 419. (四八五頁)

²¹ Ebd., S. 398. (四六三頁)

²² Ebd., S. 399. (同)

²³ Kraepelin, »Der psychologische Versuch in der Psychiatrie«, PS, Bd. 1, Wilhelm Engelmann, Leipzig 1896, S. 53.

²⁴ Ders., *Zur Hygiene der Arbeit*, Gustav Fischer, Jena 1896, S. 8f.

労働の衛生学の基礎」²⁵をなす。「われわれの心的な活動能力が依存するあらゆる条件を詳細に知って初めて、少なくとも公的生活において労働条件を、それが精神的な衛生の諸要求に対応するよう、形成することが可能となる……」²⁶。クレペリンにとって心理学実験は、衛生的な労働環境の整備を目指して、個々の労働者の精神的な活動能力が疲労によって損なわれることのないよう、その発現条件を解明するための手段なのである。

クレペリンが疲労を作業能率の低下という、外部から観察可能な指標を用いて定義づけたことはすでに指摘した。では彼は、労働プロセスにおける疲労現象の核心をいかなる点に見ていたか。それは注意の緊張の減退である。

疲労労働の性質の悪さのもっとも重大な理由の一つは明らかに、疲労に伴う注意の緊張の減退である。われわれは気が散り、思考をもはや正しく集められなくなり、逸脱する。その結果、まず精神的な力の極度の緊張を要求する作業に対して無能力になる……²⁷。

ここから翻って、クレペリンは疲労現象の解明を、注意の緊張や配分の維持という心的活動のメカニズムを実験的に検討するという観点から試みた。それが労働曲線の研究である。労働曲線とは、被験者に対して特定の時間内に「同種の単純な個別課題」（クレペリンが紹介している例では、五分毎に一桁の数字を加算し続けるというもの）を継続的に課し、一つ一つの結果をプロットしグラフ化したものである。実験の主眼は、グラフの動きを辿ることで「外的条件の変動がない状態で、精神活動が内的な理由からいかなる変化に従うか」²⁸を究明することにある。

研究を開始した当初、クレペリンは、グラフの動きは安定したものになるだろうと予想していた。しかしこの予想はただちに裏切られることになる。「もともと私は、作業値は最初の幾度かの揺れの後には漸次的な恒常性に到達するだろうという想定から出発していたのだが、すぐに示されたのは、労働曲線がそうした経過を辿ることは決してないということである」。曲線が一定の高さを維持するのは「きわめて短い間」であり、「ほとんど常に……下降や上昇といった推移が見られる。比較的長い作業の後に明らかな方向の変化が生じるのは稀ではない」²⁹。

労働曲線の揺れが意味するのは、注意の緊張を維持する過程において、精神活動がたえず動揺に曝されているということである。クレペリンによれば、「この振る舞い〔曲線の振る舞い：引用者〕の理由は明らかに疲労の発現にある……」³⁰。これに対して、曲線の動きを一定ならしめるメカニズムとして彼が注目したのが、「習熟」と「慣れ」³¹である。ヴェーバーの言葉を借りて補うなら、習熟とは「一定の作業を何回も繰り返すことによって敏捷さ、迅速性、確実性および均等性が増すことを意味する」。これは「機械化」や「自動

²⁵ Ebd., S. 7.

²⁶ Ders., »Der psychologische Versuch in der Psychiatrie«, S. 84f.

²⁷ Ders., *Zur Hygiene der Arbeit*, S. 10.

²⁸ Ders., *Die Arbeitscurve*, Wilhelm Engelmann, Leipzig 1902, S. 4.

²⁹ Ebd., S. 5f.

³⁰ Ebd., S. 6.

³¹ Ebd., S. 6 u. 22f.

化」の過程に類するものであり、作業を、「意志を自覚して用いずに……注意を向けずに遂行する能力」を形成し、それによって「神経の中樞器官を負担から解放することによる力の蓄え」³²を可能にする。一方、「慣れ」は、同じく一定の作業の継続を通じて到達する状態であるが、これは言い換えれば自身を「具体的な労働活動に適合させること」³³を意味する。この状態では作業能率は上昇し、疲労の作用は現れない。「習熟」や「慣れ」は、繰り返し試行を重ねることで疲労と対抗的に働く、労働プロセスへの適応機制なのである。

これらの他にもクレペリンは、疲労作用の無効化を可能にする機制として「意志緊張」や「興奮」を挙げる。しかしどんなに注意の集中の持続を試み、またたとえば運動によって一時的に神経を昂揚させても、疲労の発現は避けられない。「……あらゆる曲線は最後には下降せざるを得ないということは疑いえない。どんな場合でも最終的には疲労が優位に立つ……」³⁴。「われわれがそれでもって労働を完遂する意志緊張はまったく安定したものでなく、多様な揺れに従いうる。それゆえ個々の曲線において……習熟と疲労の闘争の法則性に従わない大きな逸脱が頻繁に現れても驚くことはない」³⁵。

実験研究が示すこうした知見は、人間の意識に関する当時の見解に修正を迫る。クレペリンは言う。

われわれは、次々と続く日々の多彩な印象の連なりを諸体験の相互に関連した一本のチェーンにつなぎ合わせる確固とした共通の帯として、人の意識を認識している。それゆえ自身の自我を、外界の変転する像に対して、変わることなく多様な光線を受容する鏡として対置することに慣れている。この見解にきわめて限定された正当性しか付与されないのは明白である。……／……われわれがあらゆる外的影響から可能なかぎり解放されている場合でも、一見確固としたわれわれの存在の核において真の恒常性は支配していない。むしろわれわれの内的な生において生じているのは、休息なき不断の変転である。われわれの身体の家政（Körperhaushalt）における安定が、全部のきわめて多様な活動の複雑な相互連関によって媒介されているように、われわれの精神状態もあらゆる瞬間においてさまざまに多面的に交錯する諸過程の相互作用によって規定されている³⁶。

ここで、意識や自我、または精神は、通常考えられているような能動性を失っている。それらはもはや、それ自体不動の固定的な地点から外界の動きを映し出し、そこから生じるさまざまな印象や想念をつなぎ合わせ連関させることで、認識に対してまとまりや全体といった統一性を付与するという構成的な役割を果たさない。意識や自我それ自体が、不断に変化する諸過程の絡み合いによって構成されているのである。神経衰弱の解明から出発して行われた疲労研究が主題化したのはまさしく、「……意識が、純粋な統覚というカント的主体やヘーゲル的な精神によってではなく、諸々の伝導と装置によって構成されてい

³² Weber, »Zur Psychophysik der industriellen Arbeit«, S. 72f. (九三—九四頁)

³³ Ebd., S. 93. (一一七頁)

³⁴ Kraepelin, *Die Arbeitscurve*, S. 8.

³⁵ Ebd., S. 18.

³⁶ Ebd., S. 3f.

る」³⁷という事態なのだ。

このことを敷衍して、労働曲線に関するクレペリンの議論からさらに次のように言うことができるだろう。疲労の実験研究から導かれる主体像は、「精神 - 身体」というカップリングを基本的な枠組みとするのではなく、神経の緊張／弛緩、活性／不活性という生理的な性質に依拠して記述されるものだ。それは、あらかじめ意志を有する確固とした主体が疲労し、注意の集中を乱していくというよりは、動揺や弛緩を常態としながら、注意の緊張（「意志緊張」）や神経の励起（「興奮」）、または身体のある種の惰性（「習熟」「慣れ」）により得られる一時的な安定をもって輪郭を帯び、成立する主体である。この主体は、断片的なものを総合する能力よりも、むしろ受動的な感応能力にその根拠を持つ。

結局のところ、疲労のはたらきを除去するには「睡眠」や「休息」³⁸を取る必要があるとクレペリンは言う。それらは、労働主体を自らの身体に固有の有機のリズムの中に置きなおし、精神労働が押し付けてくる単調なリズムや、注意を分散的に維持することによる神経への負担から解放する。ここで、疲労と対抗的に働く要素として、「睡眠」や「休息」という人間の持つ基本的な欲求が、科学的な説明の対象として立ち現れる。「あらゆるケースにおいて過剰労働の危険はまちがいに存在している」³⁹以上、疲労の発現／除去を促す要因に対する十分な配慮のもとに労働環境が形成されなければならない。過重労働を回避するための「労働時間の制限に関する国家の取り決め」⁴⁰はそうした措置の一例である。

第三節 規律の実践としての労働心理学

しかしクレペリンによるなら、こうした配慮はあくまで経済的に行われなければならない。「日々の労働の枠組みでは活動は、われわれができるだけ大きな労働の成果を、できるだけ短い時間で達成できるように配分されるべきである。それゆえわれわれは疲労を、回復のための間を挿入することによって、その回復による時間の損失が迅速な労働による利益を上回らないかぎりにおいてのみ、克服するだろう」⁴¹。ここでは労働生産性の引き上げが至上の命題として設定されており、それとの関連で睡眠や休息は位置づけられる。そこで目指されるのは、「労働力の維持と促進」である。「……より高次の観点からわれわれの生の営み全体が労働力の維持と促進という大きな目的に寄与するならば、この配慮はわれわれに歩まねばならない道を示しうる……。われわれは、自らの民族の労働力を維持し拡大しようとするなら、乱用してはならない。……それゆえ、労働者の十分な栄養と回復、健康に適した住居、労働の危険の減少に対する配慮はたんなる道徳的な義務のみならず、自己保存の措置である」⁴²。

労働者個人よりも民族共同体の労働力の増進を重視するクレペリンのこうした姿勢は、第一次大戦を経た後、彼の労働心理学の企てにおいて強化されていく。「……戦争による需

³⁷ Philipp Sarasin, *Reizbare Maschinen: Eine Geschichte des Körpers 1765–1914*, Suhrkamp, 2001, S. 351.

³⁸ Kraepelin, *Die Arbeitscurve*, S. 9 u. 24.

³⁹ Ders., *Zur Hygiene der Arbeit*, S. 21.

⁴⁰ Ebd., S. 20.

⁴¹ Ebd., S. 22.

⁴² Ebd., S. 28.

要の高まりが、われわれがなお所有するもっとも貴重な財、すなわち精神的、身体的労働力を経済的に消費する必要性を迫っている。「……労働力の十全な活用のために必要となるのは、最高の能率を可能とするように諸々の条件を形成することである」⁴³。労働心理学はそれらの諸条件を明らかにするための「科学的基盤」として、「われわれ民族の労働力の経済的な活用にとって著しい重要性を持つ」⁴⁴。

かつてマルクスは、資本家階級と労働者階級の闘争の結果、国法として標準労働日が設定され労働時間の延長による絶対的剰余価値の生産が見込めなくなると、資本の自己増殖運動は、一労働日内に占める必要労働と剰余労働の比率を変更することで相対的剰余価値の創出を目指すようになると述べた。「自己を増殖させ、剰余価値を生み出し、その不変部分である生産手段を用いて最大限の剰余労働を吸い取ることを「唯一の生の衝動」⁴⁵とする資本は、必要労働の縮減により剰余労働の拡大を図るのである。そのために資本は、「……商品の生産にあたって社会的に必要な労働時間が短縮され、より少ない労働でより大きな使用価値を産出する力が得られる」ように、「……労働プロセスの技術的、社会的諸条件、すなわち生産方式そのものを変革しなければならない」⁴⁶。睡眠や休息の効果的な配置を通じて、より少ない労働時間でより大きな労働力の使用価値を生み出すための条件を追求する労働心理学の企図は、マルクスが言うところの「相対的剰余価値の特殊な生産方法」⁴⁷の一つとして理解することができる。

クレペリンによれば、労働心理学の実践を基礎づけた最大の要因はテイラー主義である。「労働心理学の発展にもっとも強力な推進力を与えたのは明らかに、テイラーの教えにならって人間機械のはたらきをできるかぎり経済的に形成するという努力である」⁴⁸。ここで、労働心理学が対象とする労働力の担い手は、「労働者」から「人間機械」へと挿げ替えられている。重要なのは、もはや労働者個人ではなく人間と機械の協働そのものなのだ。それでは、労働心理学の発達に重要な寄与を果たしたとされるテイラーの思想とはいかなるものだったのか。

一九一一年、『科学的管理の諸原理』を上梓したフレデリック・テイラーは自らの構想の目標を、「雇用者と労働者の最大限の繁栄を同時に招来すること、そうして双方の利害関心を統一すること」⁴⁹にあるとして、労使対立の解消による生産性の向上を謳った。しかしその根底にある思想は次のようなものだ。「われわれは森林が消えていき、水力が浪費され、土地とその資源が海へ流出していく様子を見ている。……これに対してあまり目に付かず、

⁴³ Ders., »Arbeitspsychologie«, in: *Die Naturwissenschaften*, Jg. 8, Heft 44, 1920, S. 855.

⁴⁴ Ders., »Arbeitspsychologische Untersuchungen«, in: *Zeitschrift für die gesamte Neurologie und Psychiatrie*, Bd. 70, 1921, S. 240.

⁴⁵ Karl Marx, *Das Kapital: Kritik der politischen Ökonomie*, Bd. 1, hg. von Friedrich Engels, Dietz Verlag, Berlin 1953, S. 241. (カール・マルクス『資本論第一巻』大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、一九六七年、三〇二頁)

⁴⁶ Ebd., S. 329f. (四一四頁)

⁴⁷ Ebd., S. 336. (四二二頁)

⁴⁸ Kraepelin, »Arbeitspsychologische Ausblicke«, S. 431.

⁴⁹ Frederick W. Taylor, *Die Grundsätze wissenschaftlicher Betriebsführung* (deutsche autorisierte Ausgabe von R. Roesler), R. Oldenbourg, München und Berlin 1919, S. 7.

わかりやすく数値で示されていないために残念ながらこれまでわずかにあちこちでしかその重大さが知られていないのは、日々の人間の労働力のはるかに大きな浪費であり、それはうまくない、不適切で非効果的な措置によるものだ……」⁵⁰。物資の浪費を抑える必要があるのと同様に、人間の労働力の浪費を抑えなければならないとして、資源の経済性を強調するのがテイラーの基本的な立場だ。

力の節約を格率として、テイラーが掲げる具体的な方策が、「大まかな規則を科学的方式に代えること」⁵¹である。それは具体的には、「自分たちはいつもそのようにしてきた」、「他の人もそうしている」という理由で経験則に依拠して行われてきた動作に対して、「……ストップウォッチを用いて、個々の動作それぞれに必要な時間を測定し、作業を実行するのにもっとも速いやり方を見つけ出そうとする」。そうして「あらゆる誤った、時間を浪費する無駄な動きを排除」し、「すべての不必要な動きを取り除いた後、最速にして最良の動作を……一連の動きへと秩序正しく組み立てる」⁵²。このように科学的管理方式は、作業中の労働者の動作を網目のように区切り、目標達成に関係のない動きを省き、最適化する。

確かにテイラー自身が科学的管理法によって目指していたのは労使協調の実現であったかもしれない。しかしヴェーバーは、テイラーシステムに基づく生産方式の導入を明確に規律化の過程として捉える。

経営の規律は……ここで完全に合理的な基礎に基づいており、適切な測定手段を用いて、収益の最適化という見地から、何らかの物的生産手段と同様に個々の労働者をますます計算するようになっている。これに基づいて打ち立てられた労働生産性の合理的な調教と習練が最高の勝利を収めているのは、周知のとおりアメリカの「科学的管理」のシステムにおいてであり、これはその中で、経営の機械化と規律化の最終的帰結を実現している。ここで人間の精神物理的な装置は、外界、すなわち道具や機械、要するに機能が人間に課す諸要求に完全に適応させられ、自らの有機的連関によって付与される彼自身のリズムを剥奪されて、個々の筋肉の諸機能への計画的な分割および最適な力の経済の創出のもとで、諸々の労働条件に対応するよう新たにリズムを与えられる⁵³。

物的生産手段と同様、人間の身体の動きもまた活用すべき資源であり、厳密に計算され、効率的に運用されなければならない。その際、労働者は精神／物理という二つの側面からなる「装置 (Apparat)」として捉えられ、その生産性を効果的に発揮するよう、道具や機械との同期を要求される。ストップウォッチを用いた測定によって労働者の動作とその時間を分解し、無駄を省き最適化するという科学的管理の実践は、規律化による、労働プロセスにおける労働者のリズムの再編成を意味する。

強調したいのは、ここでヴェーバーによって指摘されている規律化の過程が、資本の自

⁵⁰ Ebd., S. 1f.

⁵¹ Ebd., S. 24.

⁵² Ebd., S. 126.

⁵³ Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 2. Halbband, Tübingen 1976, S. 686. (ヴェーバー『支配の社会学 II』世良晃志郎訳、創文社、一九六二年、五二二頁)

己増殖運動と連動しているという点である。というのもテイラーシステムが孕む、労働プロセスにおける動作と時間の圧縮は、労働の「外延的な大きさ」ではなく「強度」を利用して剰余価値の生産を行う「労働の強化」⁵⁴の動きと符合するからだ。マルクスは言う。法律による「……労働日の強制的な短縮は生産力の発展と生産条件の経済化に巨大な刺激を与える。それにより同時に労働者は、同じ時間内において労働支出を増大させ、労働力の緊張を高め、労働時間の隙間をより濃密に埋めること、つまり短縮された労働時間内で達成できる限りの労働の凝縮を強いられる。……『延長された長さ』としての労働時間の尺度と並んで、いまや労働時間の密度という尺度が現れる」⁵⁵。計測され、数値化された時間のもと、労働する身体に遊びのない新たな運動秩序が付与されることで労働時間の密度が上昇し、その分短縮された必要労働量は剰余労働として吸収されるのだ。

テイラーシステムが有する規律化の志向は、クレペリンの労働心理学の構想にも内包されている。じじつ、労働力を促進し、さらに経済的に運用するための科学的基盤たらんとする労働心理学において、疲労は労働力の散逸につながる、いわば埋められるべき空隙としてその克服が目指された。クレペリンはそれを「疲労との闘争」として定式化した。注意すべきは、「闘争 (Kampf)」という概念が、「淘汰／選別 (Auslese)」というロジックときわめて近い位置にあるという点である。ヴェーバーによるなら、闘争は、「……闘争における勝利にとって平均的に重要な質を比較的多く所有する人びとの『淘汰／選別』につながる」⁵⁶。ここでヴェーバーが指摘している闘争と淘汰／選別の近接性を看過してはならないだろう。じじつ、クレペリンは次のように述べている。貴重な財である労働力を経済的に用いるための「諸々の熱心な試みは、……これまで主として、あらゆる種類の活動に対して、最適な力を見つけ出し、役に立たない力を締め出すという方針のもとで展開されてきた。淘汰／選別 (Auslese) は、アメリカの心理学によって以前から好んで用いられてきた、『精神検査』という標本調査の類の実験手続きに基づいて行われ、それにより望ましい性質が備わっているか、欠如しているかが確認される」⁵⁷。

マルクスによるなら、「生産力」とは「それ自体として集団力」⁵⁸にほかならない。資本の運動にとって重要なのは、労働者が「……個人という格子を脱し、彼の類としての能力を発展させる」⁵⁹ことであり、「疲労との闘争」のもと淘汰／選別を遂行する労働心理学はそうした集合体としての労働者の力能を高めるための実践とすることができる。クレペリンが「……労働の心理学は経済生活にとってだけでなく、民族の精神的、身体的健康にとってもきわめて重大な意義を持つ」として、続けて「……人間の労働力の機能的な運用は第一に、民族の健康の効果的な育成、および貧困化や枯死に対する闘争を可能にする手段を提供しなければならない」⁶⁰と述べるとき、そこでは個々の労働者の身体ではなく、「結

⁵⁴ Marx, *Das Kapital*, S. 429. (五三四頁)

⁵⁵ Ebd., S. 430. (五三五頁)

⁵⁶ Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1. Halbband, S. 20. (ヴェーバー『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、岩波文庫、一九七二年、六三頁)

⁵⁷ Kraepelin, »Arbeitspsychologie«, S. 855.

⁵⁸ Marx, *Das Kapital*, S. 341. (四二八頁)

⁵⁹ Ebd., S. 345. (四三二頁)

⁶⁰ Kraepelin, »Arbeitspsychologische Ausblicke«, S. 431.

合された労働者の総体すなわち社会的労働体」⁶¹の力の充溢が目指されているのである。

*

以上、本章ではクレペリンを労働科学の担い手として捉え、精神医学から労働衛生学を経て労働心理学へと結実した彼の実践を、その疲労研究に焦点を絞って来た。各節での議論を概括すれば次のとおりである。まず、産業化に伴う精神労働の勃興は人間主体を輪郭づける環境の変容を意味しており、そこでは主に注意の経済をめぐる問いが焦点となった。次に、そうした社会状況の変化と響き合うかたちで遂行されたクレペリンの実験研究を分析することにより、自己の生理的プロセスに感応する主体を描出した。この主体は動揺や弛緩を常態とし、自らの身体の状態変化に応じて一時的な安定を得ることで形を帯びる。最後に、戦時体制のもと、クレペリンの試みが規律化の流れと並行していたことを、テイラーとヴェーバーを参照しつつ示した。その際、規律化の過程が剰余価値の生産という資本の運動と連動していることを指摘した。

労働科学とは、事故の危険を招来する疲労現象に対しその脅威を馴致すべく、人間の身体を主たる研究対象とする一連の専門知によってなされた実践の総体だった。しかしクレペリンの言説を検討することで明らかになったのは、そうした脅威の馴致が一転して、守られつつ奪われる、有形無形の資源配分を中心とする経済性の論理に地続きに接続するという事態である。歴史的な相対性のもとで見た場合、労働力の散逸が疲労現象の唯一の解説格子ではないことを考え合わせるなら⁶²、労働科学の実践は、社会政策と戦時経済との親和性という、近代に特有の結節を具体化するものだったとすることができるだろう。

⁶¹ Marx, *Das Kapital*, S. 440. (五四八頁)

⁶² たとえば、ラビンバッハは百科全書の「疲労」の項を取り上げ、そこでは疲労現象が「害のない (benign)」ものとして知覚されていることに注意を促している (Rabinbach, *The Human Motor*, p. 39.)。また、クレペリンとほぼ同時代を生きたイギリス人哲学者 A・ホワイトヘッドは、疲労を「物質的記憶 (physical memory)」と呼んでいる。Cf. Alfred N. Whitehead, *Process and Reality: An Essay in Cosmology*, ed. by David R. Griffin and Donald W. Sherburne, The Free Press, New York 1978 (1929), p. 239. (ホワイトヘッド『過程と実在——コスモロジーへの試論 2』平林康之訳、みすず書房、一九八三年、三五二頁)

第四章 社会統計学

一八八〇年代は、ビスマルクによって疾病、労災、老齢・廃疾の三労働者保険法の導入が行われた時期である。労働災害保険法について言えば、一八八四年六月の制定以降、同法は順次その適用範囲を拡大し、工業、農業、水産業などの重要な産業部門の多くを包括するようになっていった¹。こうした保険法の制定や拡充をめぐる活発な運動は、統計学が用いられる土壌となった。「社会統計学の認識の持続的でやむことのない源泉は、ドイツ帝国における一般的、強制的労働者保険法を基礎づけたこれらの個々の法律によって開拓されている」²。なぜなら、種々の立法活動はその前提条件として「社会状態の科学的な調査と確認」を必要としたからである。つまり、いかなる補償が誰に対して行われなければならないかを決定するための状況把握を可能にする認識手段が求められたのである。一八八八年に創刊された『社会立法・統計アルヒーフ』誌の編者序言では、「社会の状況をその事実的な状態という観点において研究し描写すること、またこの状況の改善に向けた立法措置を何よりも事実による立場から批判すること」がその課題として挙げられている。統計学は、「社会状態を……偏りなく描写する科学的視点」³として活用されたのだ。

このように統計学は、ヤーコプ・ターナーとともに述べれば、客観性、中立性を帯びたいわば「事実のまなざし (Tatsachenblick)」であり、「社会による自己観察、自己記述の技法」としての役割を担っていた。統計学の実践は、数値情報の収集、処理、提示を通じて研究対象を可能なかぎり正確かつ十全に記述することで「真の現実」を可視化する。しかしそれはまた一方で、計算による抽象化や分析カテゴリーの定義によって「独特の現実効果を生み出す」という点で、「現実」の「文化的構築」に関わっている。したがって統計調査によって得られるイメージは、「(あるものの) 描写であると同時に (あるものに関する) 想像としての表象 (Repräsentation als Darstellung (von etwas) und als Vorstellung (über etwas))」⁴として理解されなければならない。「統計によって媒介されるコミュニケーションの諸過程を通じて可能となるのは、現実についてのイメージを並置すること」であり、そのことにより統計学の実践は、直接に観察することのできない「社会の状況」に対して「見通し (Übersicht)」を与えると同時に、「社会の実際の姿」に関するイメージを形成する素材を提供することで「政治の決定プロセスにおいて諸々の問題が知覚され、解決モデルが構成されるその仕方」⁵に関与する。

以上のような統計学の性格を踏まえつつ、第一節では、労働災害が社会統計学の枠組みの中でどのように知覚されたかという点に留意しながら、労災保険法が整備されていく過程において統計学的観察はいかなる仕方でもたらしたかを検討する。続く

¹ 西村健一郎「ドイツ労働災害補償法の生成に関する一考察 (一)」、五五二頁。

² Georg von Mayr, »Arbeiterversicherung und Sozialstatistik«, in: Heinrich Braun (hg.), *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, Bd. 1, H. Laupp'schen Buchhandlung, Tübingen 1888, S. 203. (以下、ASGS と略記)

³ Heinrich Braun, »Zur Einführung«, ASGS, Bd. 1, S. 1–3.

⁴ Jakob Tanner, »Der Tatsachenblick auf die »reale Wirklichkeit«: Zur Entwicklung der Sozial- und Konsumstatistik in der Schweiz«, in: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, vol. 45, Schwabe & Co. AG, Basel 1995, S. 95f.

⁵ Ebd., S. 96f.

第二節および第三節では、労働者保険を中心とする社会政策の遂行を支える統計学の視点から、社会、国家、そして人間がそれぞれどのようなものとして捉えられていたかという点について考察する。ゲオルク・ジンメルが貨幣に即して指摘したように、近代の本質的傾向とは「質の量への還元」⁶であり、そこでは計算が中心的な位置を占める。「現代が世界に適応しその内的な——個人的および社会的な——諸関係を制御するために用いる精神的機能の大部分を、計算的なものと呼ぶことができる。その認識理想は、世界を大きな計算問題として把握し、事物の経過や質的な規定を数の体系において捕捉することである……」⁷。貨幣と並んで統計学もまた、「質的規定の量的規定への還元という近代科学一般の認識傾向」⁸を体現するメディアの一つだと言えるだろう。本章の課題は、社会統計学の実践が生み出す量的認識によって描かれる現実の秩序像がいかなるものかを明らかにすることである。

第一節 災害統計による偶発的危険の合理化

統計学者のグスタフ・リューメリンは、一八八九年に行った「偶然について」という講演の中で次のように述べている。

人間の生のなりゆきが、たんにそれそのものやその特性によってだけでなく、それに対して彼が支配力を持たない外的な事情によっても左右されるということ以上に明白で確かな真実はない……。われわれの言語はこのような影響に対する表現を多く持っており、じじつ人間の運命、摂理や天命、幸運や不運、安寧や災禍、悲運、事故、不吉について語っている⁹。

偶然とは、神や自然といった、人間に対する外部に由来する事柄として捉えられていた。それは、人間の理性の管轄外に生起するものとして理解される。なぜなら、偶然的な事象においては因果性が成り立たず、その生起や帰結について合理的な推論を下すことによって現象の予測や操作を行うことができないからだ。「われわれは原因が知られていないものを偶然的と呼ぶ。……偶然とは……人間の認識にとって限界概念であり、あるいはすでに言われているとおり、われわれの無知の避難所（das Asyl unserer Unwissenheit）なのである」¹⁰。

しかし、ハッキングが指摘したように、偶然を人間理性の彼岸にあるものと見なさずに、

⁶ Georg Simmel, *Philosophie des Geldes*, hg. von David P. Frisby u. Klaus Christian Köhnke, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1989 (1907), S. 371. (ゲオルク・ジンメル『ジンメル著作集 2 貨幣の哲学（分析篇）』元浜清海・居安正・向井守訳、白水社、一九八一年、四一三頁）

⁷ Ebd., S. 612. (『ジンメル著作集 3 貨幣の哲学（総合篇）』居安正訳、白水社、一九八一年、二六六頁) [強調原文]

⁸ Ebd., S. 366. (『貨幣の哲学（分析篇）』、四〇九頁)

⁹ Gustav Rümelin, »Über den Zufall«, in: *Reden und Aufsätze*, J. C. B. Mohr, Freiburg i. B. und Leipzig, 1894, S. 278.

¹⁰ Ebd., S. 280.

数え上げと計算を基礎とする数量化の科学によって一定の秩序の中に織り込んでいく過程こそ、近代という時代の一つの重要な特徴だった。近代化は産業化の進展を伴い、そこでは富の生産のみならず労働時の事故に見られるような危険現象の生起が随伴する。人間の健康や生命を脅かす偶発的危険に直面して、偶然を無知が逃げ込む場所としてではなく、まさに学知の対象に据えることで、認識の限界の手前において不確実性の縮減を図らなければならなかった点に、世紀転換期に統計学的営為の重要性が増大した要因を求めることができるだろう。

労災保険法の枠組みでは、事故は、「身体に傷害を与える、突発的で事故遭遇者の故意によらない、人間に対する外的事情の作用」¹¹として定義される。社会統計学は、こうした身体の損傷を惹起する予見不可能な事象の生起について、原因の観点からではなく様態の観点から解明を試みる。つまり、第二章で指摘したように、事故がなぜ起きたのかではなく、どのように発生したのかというかたちで、問いの形式を置き換えるのである。

……災害保険統計の第一のもっとも本質的な課題は、事故の頻度が産業、時間、空間ごとの分類においてどのように構成されているかを示すことであり、それを示すために、危険のこうした分類における被災者の平均的な構成がとりわけ示されねばならない¹²。

一年の経過の中で平均的に事故に曝された労働者の構成を正しく知りさえすれば、より厳密な意味で災害統計の結果から業種の危険性に関する結論を引き出すことができる。それゆえ同業者保険組合は、自らの危険率表を吟味し精査しようとする場合、被保険者の平均構成のできるかぎり正しい計算を行わなければならない、またそうすれば正確な記録を帝国保険局に届けることができる¹³。

災害統計は、それぞれの業務においていかなる場合におしなべてどんな危険が存在するかということ、事故発生時の状況の精密な描写を通じて明らかにする。具体的には「事故集計票 (Unfallzählkarte)」を用いた調査を実施することで、現象としての労働災害は、産業部門、労働者の年齢 (十六歳以下かそうでないか)、性別、事故の誘因や種類、事故による身体の負傷部位などのカテゴリーに沿って、個々のケースとして振り分けられ計上される¹⁴。

このとき分類の重要な基準となるのが、労働者の就業能力に及ぼす事故の影響の大きさである。「災害統計に関しては、……とりわけ補償義務のある事故の統計と、それ以外の事故の統計が区別されねばならない。……事故の二つの種類の区別にとって決定的なのは、発生したのが一三週未満の一時的な就労不能を伴う傷害か、より深刻な事故かどうかとい

¹¹ Ludwig Fuld, »Der Begriff des Betriebsunfalles im Sinne der deutschen Gesetzgebung«, ASGS, Bd. 1, S. 417.

¹² Mayr, »Arbeiterversicherung und Sozialstatistik«, S. 238.

¹³ Ebd.

¹⁴ Ebd., S. 234–236 u. 244–247.

う事情である」¹⁵。「より深刻な事故」とは死亡事故や、労働者に対して長期的な労働能力の制限を強いる事故であり、たとえば「右親指の完全な喪失、右手あるいは左手の最初の三本指のうち二本を失くすこと、三本またはそれ以上の指の喪失や不随、手や腕、足や脚部の喪失または不随、眼の喪失」¹⁶などだ。

このように災害統計は、それぞれの業種においてどのような頻度で危険事象が生起するのか、さらにそれは労働者の身体にいかなる危害を及ぼすのかという観点から、産業労働が内包する事故の危険性の実態をいわば「撮影する (photographieren)」¹⁷のであり、それに基づき、死亡事故の場合には犠牲者の埋葬費や遺族年金が、死には至らなかったものの重傷を伴う事故の場合には就業不能期間中の年金の支払いが行われる。災害統計の関心の中心は、各産業部門における事故の発生とそれにより労働者が被る身体的被害について平均的な像を提示することで、「災害保険の給付と費用の標準比率 (Normalverhältnis)」¹⁸を明らかにする点にある。そのようにして災害統計は保険制度の効率的な運用に寄与する。

災害統計によるこうした数量化の実践は、諸種のカテゴリーを設定しそれらを分類格子とすることで、そのままでは認識不可能な現実を区画し、一定の可視性をもたらす。そこでは、ベネディクト・アンダーソンの言葉を借りれば、一人の労働者は「集計可能な一系列における一つの数」¹⁹として理解され、さらには一つの身体を有する個人というよりは、それぞれ負傷した頭部や眼、手や腕、脚部といったように身体のパーツを単位として捉えられ計上される。引き続きアンダーソンにならって言うなら、「こうした『可視性』の条件は、あらゆる人、あらゆるものが (いわば) シリアルナンバーを持つということだった。このような想像力のスタイルは……航海、天文学、時計製作、測量、写真、印刷といった技術の産物であり、さらにより深いところでは資本主義がその推進力となっていた」²⁰。

しかしこのように災害統計によって行使される合理性は、たんに経済的なそれであるばかりでなく、同時に社会的なものに根ざした合理性でもあるということを見過してはならない。というのも「労働者統計」は、「社会政策の永遠の主導者にして助言者」²¹であり、

¹⁵ Ebd., S. 243.

¹⁶ A. von Studnitz, »Die Lehren der Unfallstatistik«, in: Gustav Schmoller (hg.), *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, Jg. 6, Duncker & Humblot, Leipzig 1882, S. 1271.

¹⁷ Mayr, »Arbeiterversicherung und Sozialstatistik«, S. 229.

¹⁸ Ebd., S. 258.

¹⁹ Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Revised Edition, Verso, London; New York 2006, p. 169. (ベネディクト・アンダーソン『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳、書籍工房早山、二〇〇七年、二八二頁)

²⁰ Ibid., p.185. (三〇〇頁) なお、ここでのアンダーソンの議論は、ヨーロッパ諸国による東南アジアに対する植民地政策を念頭に置いたものである。しかし「植民地国家がその支配領域を想像するその仕方」(ibid., p. 164., 二七四頁)をめぐるとこの議論は、国民国家形成期において「外部」のみならず、「内部」がいかなる文法にしたがって表象されたかという問題に対しても援用できるだろう。

²¹ Mayr, »Deutsche Arbeiter-Statistik. Methodologisches und Technisches«, in: ders. (hg.), *Allgemeines Statistisches Archiv*, Jg. 3, H. Laupp'schen Buchhandlung,

そして「社会の自己目的 (sozialer Selbstzweck)」とは、「……人間の生命と健康の保持」²²にほかならないからだ。

そこで次のような問いを立ててみたい。すなわち、人間の生を脅かす混沌や軋轢に対して一定の秩序を導入しようとする社会政策の実践を支える学知としての統計学は、いかなる社会像、国家像、人間像を照射しうるのか。

もちろん、個々の科学が体系的な仕方で一枚岩に構成され、何らかの対象について整合性のある統一的な認識を有しているなど、ありそうもないことである。以下の節ではそうした無矛盾性の追及を目的とせず、二人の社会統計学者を取り上げ、上記の問いに対する暫定解の提示を試みる。一人はすでに幾度も参照しているゲオルク・フォン・マイヤ、もう一人はヴィルヘルム・レキシスである。両者は、保険の問題に取り組み、また統計学のみならず国家学にも携わったという点で²³、実践の面でも理論の面でも近接関係にあった。しかし相違点もある。それは前者が統計学の数理的なアプローチに対して一貫して距離を取ったのに対し、後者は積極的に数理的な立場に立ったということである。両者のこうした統計学観の違いは、翻って量的認識によって描かれる現実の秩序像の差異につながるのではないか。以下ではこの点に留意しながら考察を進めてみたい。

第二節 統計学——国家学から社会科学へ

マイヤは「社会政策」を「経済政策」との対比において次のように特徴づけている。

……狭義の経済政策とは、第一に物に関する財の生産に関わる政策である——それに対して社会政策とは、そこにおいて……人間という要素への配慮が決定的に前景化する政策である²⁴。

ここで言われている「人間という要素への配慮」とは、まずは先に言及した「人間の生命と健康の保持」を念頭に置けばよいだろう。「社会政策とは、……さまざまな社会階層の状態の形成に対する、それらの階層に統合された人びとの集団の保護や育成を目標とする機関を介した、公権力の行使に関する理論である」²⁵。前節での議論を踏まえて述べれば、経済発展の影響に対する反動としての法規範の創出とその再編を通じて人間を守り育むことが、社会政策の基底を流れる理念だと言える。

Tübingen 1894, S. 160.

²² Ders., *Grundriss zu Vorlesungen über praktische Nationalökonomie*, 1. Teil. Einleitung und Allgemeiner Teil, H. Laupp'schen Buchhandlung, Tübingen 1900, S. 18.

²³ Friedrich Zahn, »Georg von Mayr«, in: ders. (hg.), *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 15, Kraus Reprint, Nendeln/ Liechtenstein 1967 (1925), S. 1–6; Peter Koch, »Lexis, Wilhelm«, in: *Neue deutsche Biographie*, Bd. 14, Duncker & Humblot, Berlin 1985, S. 421f.

²⁴ Mayr, *Grundriss zu Vorlesungen über praktische Nationalökonomie*, S. 47. [強調原文]

²⁵ Ders., *Begriff und Gliederung der Staatswissenschaften*, H. Laupp'schen Buchhandlung, Tübingen 1901, S. 45.

しかし注意しなくてはならないのは、そうした社会政策の文脈において問題になる「人間」は、人格を備えた個々の人間としてではなく、カテゴリーに沿って集計される労働する身体として、あくまで集合的な単位において捉えられるという点だ。労働能力をどの程度損耗したかということは、災害統計による分類において重要な基準だった。したがって、「元来それだけで注目されてきた『財』という要素と並んで、経済生活における『人間』という要素の意義を正しく認識し始めた瞬間に、別個の社会 - 科学、社会 - 政策の萌芽が作られる」²⁶とマイヤが述べる時、焦点となっているのは労働力を有した集団としての人間である。この点において、人間の群たる「人口」を認識対象とする統計学が重要な役割を付与されることになる。「……統計学に対する政治的関心が著しく増大しているのは特に、人口の観察が人口の病理学的状態の解明となる場合である……」²⁷。人口の統計学的観察において重要なのは、「ふさわしい量の人間の労働力を用意すること」²⁸なのだ。

ところで、人間の生を集合的な単位で保障することは近世以降の国家の中心的な役割だった。保護や防衛というかたちで住民を国内外の脅威から守り、秩序を維持することは国家の任務である。住民に幸福と安寧を提供する「行政国家 (Polizeistaat)」、私人の財産と自由を保障する「法治国家 (Rechtsstaat)」、そして自由主義を原動力とした過度の経済活動による歪みを是正、補償する「社会国家 (Sozialstaat)」という変遷に見られるように²⁹、国家はその統治形態を変えながら、住民の生存を保障する基礎的な単位としての機能を担ってきた。そうした国家の形態変化に応じて、その運動を支える認識論的基盤である国家学もまた変容を被り、やがて別種の国家学が現れる。

……実際「国家学」でもって二つのまったく異なる知の複合体が理解される。国家学という言葉を用いる場合、一つには、——これは一般的に今日よりもずっと以前から広まっている解釈であるが——国家に関する知を研究する一連の諸学問が念頭に置かれている。……しかしまた……まったく異なる選択において国家学という言葉を用いる場合、そこでは国家に関する知などではなく、それに代わって……経済生活、社会生活に関する知が中心を占めている。これが近代の国家学なのである……³⁰。

これと照応するかたちで「古くからの国家学」である「統計学」もまた、「その内容の形成において本質的な変化を遂げた……」。それはいまや「近代の国家学」に属すものとなるのだ。「『統計学』と結びついているのは、今日では即座に集団の秩序正しい数え上げと測定というイメージ」であり、そこで中心となるのは「人間の社会生活の集団的事実を数と

²⁶ Ebd.

²⁷ Ders., *Grundriss zu Vorlesungen über praktische Nationalökonomie*, S. 49.

²⁸ Ebd., S. 78.

²⁹ Franz-Xaver Kaufmann, »Diskurse über Staatsaufgaben«, in: Dieter Grimm (hg.), *Staatsaufgaben*, Nomos, Baden-Baden 1994, S. 20–28; Pankoke, »Von „guter Policy“ zu „socialer Politik“. „Wohlfahrt“, „Glückseligkeit“ und „Freiheit“ als Wertbindung aktiver Sozialstaatlichkeit«, in: Christoph Sachße und Florian Tennstedt (hg.), *Soziale Sicherheit und soziale Disziplinierung: Beiträge zu einer historischen Theorie der Sozialpolitik*, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1986, S. 148f.

³⁰ Mayr, *Begriff und Gliederung der Staatswissenschaften*, S. 11.

量においてすべて残さず観察すること」³¹にほかならない。新たな観察領域として浮上した「社会生活」の数量的な認識様式として統計学は従来の立場から位置変更を促される。それは国家学そのものとしてではなく、「国家学の特殊学科」たる「社会科学」³²としてその任務を遂行するようになる。

では、「社会生活」の観察者として統計学は具体的に何を行うのか。マイヤはそれを「社会的簿記 (soziale Buchführung)」³³と名づける。統計調査においては技術上の制約から「社会の状態と現象の全体を統計の管理のもとに置くことが決して考えられない」以上、実際には「……社会的事実の一部分を観察することで満足しなければならない」。「社会的簿記」とは、そのような制限の中で特定の観点に立って事象を選択的に記録していくことを意味する。その際、「社会的事実」の登録プロセスにおいて特定の方向を与える役割を果たすのが、「公的管理の諸関心」³⁴である。そこではとりわけ、「すべての死者の死亡原因の正確な調査」³⁵が最重要課題として前景化する。マイヤによるなら、「……死因の主なグループが空間的、時間的にどのように構成されているか」を認識することは、「社会科学の一般的な課題である」³⁶。というのも、「全体の集会的保護」はなにより「国家の目的」に属する事柄であるからだ。

このように「……社会科学的関心と行政的関心は相互に密接に関連している」³⁷。マイヤは『統計学と社会論』の冒頭で、「国家と社会を対立的なものとして扱う思考」は「誤りである」³⁸と主張しているが、その理由は、以上のように「社会」が統治の実践と相関的な領域として捉えられている点に求められるだろう。

しかし、国家によって遂行される社会政策との結びつきを本質的なものとする社会科学に対して、真の社会科学は存在と当為を区別し、特定の価値判断の擁護から距離を取らねばならないとする立場が提起される。「価値自由」を標榜するマックス・ヴェーバーの批判である。

ヴェーバーは、「社会科学」を「思考による事実の秩序づけ」、「社会政策」を「理想の提示」³⁹を行うものとして、次のように述べる。「……われわれの見解では、われわれを拘束する諸々の規範や理想を探索し、そこから実践のための処方箋を導き出すことは断じて経験科学の課題ではありえない」⁴⁰。ヴェーバーによるなら、「理想」とはいわば「世界観」

³¹ Ebd., S. 46f.

³² Ebd., S. 44.

³³ Ders., *Statistik und Gesellschaftslehre*, Bd. 1, Theoretische Statistik, J. C. B. Mohr, Freiburg i. B. und Leipzig 1895, S. 32. (以下、SG と略記)

³⁴ Ebd., S. 32f.

³⁵ SG, Bd. 2, Bevölkerungsstatistik, J. C. B. Mohr, Freiburg i. B.; Leipzig und Tübingen 1897, S. 310.

³⁶ Ebd., S. 317.

³⁷ Ebd., S. 310.

³⁸ SG, Bd. 1, S. 3.

³⁹ Weber, *Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*, Wissenschaftlicher Verlag, Schutterwald/Baden 1995 (1904), S. 26. (ヴェーバー『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳、岩波文庫、一九九八年、四七頁)

⁴⁰ Ebd., S. 15. (二九頁) [強調原文]

の問題にはかならず、『世界観』は決して経験的知識の進歩の産物ではありえない……」⁴¹。認識と価値判断の区別によって、社会科学と社会政策は相互に異なる次元に位置するものとして厳しく峻別されることになる。

しかしながら、社会科学が社会政策と袂を分かったことは、前者が中立的で「志操のないこと」⁴²を意味しない。むしろ、社会科学の客観性は『『一面的』観点』⁴³によってこそ担保される。どういふことかと言えば、社会科学の探究は依然として、人間存在を下支えする資源の稀少性をめぐる「社会 - 経済的なもの」⁴⁴を対象とするが、重要なのはそれを「文化意義」⁴⁵において考察することだ。ヴェーバーによるなら、『文化』とは、世界に起こる、意味のない無限の出来事のうち、人間の立場から意味と意義を与えられた有限の一片である」⁴⁶。すなわち、肉体的、精神的欲求を充足させるために必要な財の調達と配分に関する問題を「歴史的個体」⁴⁷と見なし、「歴史的にかくなく他とはならなかった根拠」⁴⁸において考察することが、社会科学にとって枢要となる。

社会科学の関心の出発点は……紛れもなく、われわれを取り囲む社会的な文化生活の現実的な、すなわち個別的な形成である……。天文学では天体がもっぱらその量的な、精密に測定できる関係においてわれわれの関心にとって問題になるのに対して、社会科学において問題となるのは、事象の質的な色彩である⁴⁹。

したがってヴェーバーにおいても、「社会的」という言葉は無色透明なものではなく、特定の負荷を帯びたものとなる。「われわれが、……『社会的』という表現を、現代の具体的な諸問題によって規定された意味で用いるのは正当である」⁵⁰。「……『社会的なもの』の概念はまったく一般的な意味を持つように見えるけれども、それを使用して制御する段になると、たいていの場合無規定ではあるが、常にきわめて特殊な、特有の色彩を帯びた意義をそれ自体として担っている」⁵¹。確かに社会科学とは、「……最広義の『社会政策』がその実践的な解決を対象としたのと同じの諸問題に対する歴史的かつ理論的な取り組みを

⁴¹ Ebd., S. 22. (四一頁)

⁴² Ebd., S. 26. (四八頁)

⁴³ Ebd., S. 43. (七三頁)

⁴⁴ 「われわれの肉体的な生存と同じく、高度に精神的な欲求の充足も、いたるところでそのために必要な外的手段の量的な制限と質的な欠少に突き当たるということ、それらの充足のためには、計画的な配慮と労働、自然との闘争や人間同士の提携が必要とされること、——これは、きわめて不正確な表現ではあるが、われわれがもっとも広い意味で『社会 - 経済的』と呼ぶあらゆる現象に結びついている根本的事態である。」 (Ebd., S. 31., 五五一五六頁)

⁴⁵ Ebd., S. 44. (七三頁)

⁴⁶ Ebd., S. 57. (九二頁) [強調原文]

⁴⁷ Ebd., S. 62. (一〇〇頁)

⁴⁸ Ebd., S. 44. (七三頁)

⁴⁹ Ebd., S. 46f. (七七―七八頁)

⁵⁰ Ebd., S. 36f. (六三頁)

⁵¹ Ebd., S. 38. (六五頁)

包括する」⁵²。しかしその際ヴェーバーは、研究対象となる問題が「……考察され、科学的に把握される場である諸々の思想連関は変化する」⁵³という前提に立つがゆえに、事実の混沌の中に秩序をもたらすという社会統計学と同一の目的を、平均や正常値といった統計学的典型ではなく、「理念型」という「一つの思想像」⁵⁴を適用することによって達成しようとするのである。

このように見てみると、ヴェーバーによって提起された社会科学もまた、方法論的な態度変更を根底から迫るものであったとはいえ、社会政策の焦点であった社会 - 経済的なものをめぐる問題意識を継承していることがわかる。しかしその一方でヴェーバーは次のようにも述べている。

経済的考察方法の「一面性」を、それを一般的な社会科学に拡張することで治療することが、進歩していく科学研究の任務だという信仰はまず次のような不足を患っている。すなわち、「社会的なもの」、つまり人間間の関係という観点は、なにか特殊な内容上の述語を与えられた場合にのみ、科学的問題を区分するに足る何らかの規定性を有するという点が欠けているのである⁵⁵。

この引用文で注目したいのは、ヴェーバーが「社会的なもの」を「人間間の関係」と言い換えている点だ。ここには、社会的なものに付帯する固有の色彩を、労働者問題の解決という同時代の資本主義的な社会秩序に対する抵抗にはなく、「人間間の関係」、つまり人と人との「あいだ」に見出そうとするまなごしの萌芽が看取される。

人と人との「あいだ」という水準への着目は、諸個人の相互作用というかたちでジンメルにおいても見られる。

……複数の個人が相互作用に入るとき、それ〔社会〕は存在する。この相互作用が生じるのは常に特定の衝動からか、あるいは特定の目的のためである。性愛的、宗教的、あるいはたんなる社交的な衝動、また防御や攻撃、遊戯や営利、援助と忠告、その他無数の目的によって、人間は共に在るということ（*Zusammensein*）へ、つまり互いのために、互いとともに、互いに対立して行為し、他者とともに諸状態の相関関係に入る、言い換えれば他者に作用を及ぼし他者から作用を受けるようになる。この相互作用が意味するのは、これらの誘因となる衝動や目的の個々の担い手たちから、一つの単位が、まさしく「社会」が生じるということである⁵⁶。

⁵² Ebd., S. 36. (六三頁)

⁵³ Ebd., S. 62. (一〇〇頁)

⁵⁴ 「それ〔理念型〕は一つの思想像であって、この思想像は、歴史的实在や『本来の』实在などではなく、ましてや实在が類例として編入されるべき一つの図式として役立つものでもない。それはむしろ、純粹に理念的な極限概念としての意味を持っており、これに即してわれわれは实在を測定し、比較し、その経験的内容のうち特定の意義ある構成要素を浮き彫りにする。」 (Ebd., S. 75., 一一九頁) [強調原文]

⁵⁵ Ebd., S. 37. (六三頁) [強調原文]

⁵⁶ Simmel, *Soziologie. Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, Duncker & Humblot, Leipzig 1908, S. 5. (ジンメル『社会学——社会化の諸形式について

諸個人の相互作用において成立する固有性に認識の照準を定めるといふ点に、社会学は自らの科学としての存立の基盤を置く。「したがって、ほかならぬ社会を対象とする科学が存在すべきであるとすれば、それはただこの相互作用だけを、社会化の様態と形式だけを探求しようとするのでありうる」⁵⁷。ここから、社会学的見地においては、衣食住を初めとした、人間にとって基底的な諸欲求を充足するための手段の欠乏を意味する貧困問題も⁵⁸、相互作用という観点から社会化の一形式として位置づけられることになる。「……社会学的に見るなら、まず貧困が所与としてあり、そのあとで扶助が生じるのではない……、そうではなく扶助を享受する者、……その者が貧民と呼ばれる。／……貧民が社会学的カテゴリーとして成立するのは、一定程度の欠乏と不自由によるのではなく、彼が扶助を受け取る、あるいはそれを社会的規範にしたがって受け取るべきであることによる。この観点によれば貧困はそれ自体で量的に確定されうる状態としてではなく、ただ社会的な反応にしたがってのみ規定される……」⁵⁹。「誰かが貧しいということのみによっては、彼は……まだ社会的に定められたカテゴリーには属していない。……彼ら〔諸個人〕が扶助される瞬間に初めて……彼らは貧困によって特徴づけられる圏域に入る」⁶⁰。ジンメルによるなら、「扶助を与える - 受ける」という相互作用なしには貧困現象が社会的な水準において成立することはないのである。

このような相互作用に媒介された「社会化」の様相を捉えるためには、それを可能にする独特の観点に立つことが重要となる。社会学の固有性を特徴づけるのは、研究対象ではなく、それが可能にする固有の視点である。

他の諸科学の所産が社会学の素材をなすかぎりにおいて、社会学は折衷的な科学である。社会学は、歴史研究、人類学、統計学、心理学の諸成果を半製品 (Halbprodukten) のように扱うのであり、他の科学が未加工の素材を取り扱うのに対して、社会学は直接それに向かうことなく、いわば二乗の科学として、他の科学にとってはすでに総合であるものから新しい総合をつくりだす。現在の状態ではそれは、既知の事実を考察するための新しい観点を提供するに過ぎない。しかしそれゆえ、社会学に必要とされるのは、この観点を定めることなのである。なぜならこの科学にその特有な性格を付与するのは、この観点にほかならないからである……⁶¹。

の研究 (上)』居安正訳、白水社、一九九四年、一五頁) ただし、ジンメルにおいて必ずしも「個人」が「社会」の基本的な構成単位となっているわけではない。厳密には「個人」もまた、諸要素の相互作用の一形態として捉えられる。「個人とは社会的な糸が互いに結びあう場所に過ぎず、人格とはこの結合の生じる特別な様式にほかならない。」(Ebd., S. 2., 一二頁)

⁵⁷ Ebd., S. 7. (一七頁)

⁵⁸ Ebd., S. 486f. (『社会学——社会化の諸形式についての研究 (下)』、九三頁)

⁵⁹ Ebd., S. 489f. (九六一九七頁)

⁶⁰ Ebd., S. 491. (九七一九八頁)

⁶¹ Ders., *Über soziale Differenzierung. Sociologische und psychologische Untersuchungen*, Duncker & Humblot, Leipzig 1890, S. 2. (ジンメル『社会分化論・社会学』居安正訳、青木書店、一九七〇年、五頁)

しかしこれに対してマイヤは社会学的観点の有効性を認めない。「現代の社会学者は……研究対象の直接的な『観察』によってのみ前へ進むと主張する。ここではしかし、そもそも社会構成体を直接に観察することは……可能なのかという疑いが生じる」。マイヤによるなら「社会構成体の研究」は、「二乗の科学」という「肥大化」によっては達成されない。「社会構成体は……統計学の大量観察を介してのみ満足なかたちで認識されうる」⁶²。

ここで注意しなくてはならないのは、ジンメルもマイヤもともに個人へと還元されない水準を捕捉しようとしながら、前者が相互作用に表される諸個人の「あいだ」に着目しているのに対し、後者は人の集団によって形成される「全体性」を注視しているという点である。確かに「多数の人間は……実際相互に無関係に原子的に存在しているわけではない」。しかしそこでマイヤのまなざしは人間の「あいだ」ではなく「集団」の水準へと向けられるのだ。

多数の人間の総合的な考察が提供するものは、諸個人の観察のみからは得られない独特の新たな認識である、……大量現象としての人間（**Menschen als Massenerscheinung**）の把握は……次のような別の見地から出発することができる、すなわち観察と調査の重心が、群（**Masse**）を構成する諸個人の総和に向けられるのではなく、……多数の人間の共在（**Zusammensein**）に由来する、観察者に認識可能な、固有の性質を備えた特別な新造物に直接に向けられる場合である⁶³。

統計学が重要なのは、「狭小な諸部分では隠されている、群のある種の規則性という事実の認識」、すなわち「いわゆる大数の法則」⁶⁴の抽出を可能にするからだ。マイヤが社会構成体の把握を統計による大量観察でなければ不可能だとするのは、社会構成体の本質的特徴を集団性に見出そうとするためにほかならない。統計学は観察対象群から大規模な水準において一定の規則的傾向を導出することで、人間の数多性に輪郭を付与する。経験的に観察される秩序にしたがう全体性に、マイヤは社会的な水準を見るのである。

本節の議論を整理しよう。統計学はその出自において国家学に属していたが、十九世紀の末葉には認識の対象を国家から社会生活へと変更し、社会科学の一学科として機能するようになる。しかし、社会科学は本性上社会政策と結びついているという点で依然国家と近接関係にあり、統計学も秩序の維持という統治の目的への寄与を目指していた。社会統計学は一方でこうした性格を持ちつつ、他方で同時代における他の社会研究の潮流と二重の緊張関係に置かれていた。一つは、ヴェーバーによって提起された別のタイプの社会科学である。認識と価値判断の峻別を基礎とするこの社会科学は、対象を数と量において秩序づける統計学の方法に対して質的なものの重要性を強調し、有限性に根ざした一回性を擁護するものであったが、社会的なものをめぐる問題意識を依然継承していた。もう一つは、ジンメルによって開示された社会学であり、そこでは社会的なものの含意が人と人との間における相互作用へと読み換えられ、社会-経済的なものをめぐる問題意識は後退し

⁶² SG, Bd. 1, S. 14ff.

⁶³ Ebd., S. 2.

⁶⁴ Ebd., S. 118f.

ていた。これに対し、マイヤによる社会科学としての統計学は、人間を関係や相互作用においてではなく集団性において捉えることでその数多性を強調したのだった。

第三節 緩やかな法則性——確率的社会秩序

ところで、現象を数量において計算可能性という観点から捉えようとする世紀転換期の趨勢は、批判を招かずにはいなかった。その代表的なものとしてニーチェを挙げることができる。「世界が算定されうるということ、すべての生起が公式で表現されうるということ——これは真に『捉える』ということだろうか」⁶⁵。「生起したものに対して数学的公式を持つ場合に、何かは認識されているというのは幻想である。それは表示され、記述されているに過ぎず、それ以上のものではない」⁶⁶。

ニーチェの批判の標的として、レキシスの社会統計学を思い浮かべることは牽強附会とは言えないだろう。というのもマイヤの統計学が、原則として悉皆調査、すなわちすべての事例を悉く集めて数え上げることを方法論上の基礎としていたのに対して、レキシスの統計学の枠組みでは観察対象のすべての数え上げを直接の目的とせず、より数理的な認識の様式が採用されるからだ。レキシスによるなら、「統計学」は「社会科学の自然科学的基礎」⁶⁷であり、「その最高の概念は、数学的確率という純数値的な関係である」⁶⁸。

われわれが社会現象の自然科学的な把握にとどまるとき、それは統計学となる。一般的にこの科学が確固たる境界を有するとすれば、それは量的に規定された事実の領域に厳密に限定されなければならないと同時に、原因論的、目的論的なカテゴリーは最終的な把握形式を構成する要素としては除外されなければならない。……統計学がその素材を纏め上げることができる最高の科学的形式は、確率計算の図式である⁶⁹。

すでに確認したように、統計学の認識論的地平においては因果性の概念は後退する。ある事象の生起の原因として現前するものは、実際には複合するさまざまな要因の一つであるに過ぎず、当該現象の発生をそれのみに帰属させることはできない。そこで因果関係に代わって前景化するのが相関関係の概念であり、事象の生起は何によって引き起こされたかではなく、いかなる条件を随伴していたかという観点から捉えられることになる。そのようにしてマイヤの統計学の枠組みでは、事象の根本に遡ることなく、「平均」や「標準」

⁶⁵ Friedrich Nietzsche, *Nachgelassene Fragmente. Herbst 1885 bis Herbst 1887*, hg. von Giorgio Colli und Mazzino Montinari, Walter de Gruyter, Berlin, New York 1974, S. 322. (フリードリヒ・ニーチェ『ニーチェ全集 第九卷 (第 II 期) 遺された断想 (一八八五年秋—一八七秋)』三島憲一訳、白水社、一九八四年、三九六頁)

⁶⁶ Ebd., S. 103. (一四五頁)

⁶⁷ Wilhelm Lexis, »Naturwissenschaft und Sozialwissenschaft«, in: *Abhandlungen zur Theorie der Bevölkerungs- und Moralstatistik*, Gustav Fischer, Jena 1903, S. 246. (「自然科学と社会科学」大原社会問題研究所編『統計学古典選集第九卷』久留間鮫造訳、栗田書店、一九四三年、五一頁)

⁶⁸ Ebd., S. 242. (四四頁)

⁶⁹ Ebd., S. 240f. (四一、四三頁)

といった中心性の仮構を通じて現象を集約的に把握することが目指された。しかしレキシスは、因果性に代わる新たな認識の様式としてふさわしいのは、そうした求心的な秩序づけではなく確率計算だと主張する。確かに、「統計学的観察に対する集団の形成にあつて個人そのものは消え去り、それはただ同質的な構成要素の数における単位としてのみ現れる……。したがって数はそうした集団の規定にとって本質的なものであり、それゆえ統計学的観察は特殊に数的なものでなければならないだろう」⁷⁰。しかし数に基づく観察対象の抽象化は必ずしも大数の法則のような規則性の導出を意味しない。なぜならレキシスによるなら、大量現象には同質性を帯びた「類的なもの」のみならず、異質性を備えた「具体的なもの」もまた存在するからだ。

……人間の大量現象はすべてまず二つの部類に分かれる。一つは、「類的」と呼ばれるもので、類的に等質的な (*gleichartig*) 事象の個別事例からなる……。もう一つの部類の大量現象は……われわれが「具体的」と呼ぼうとするものであり、同一の最終結果にしかその等質性が見出されない個別事例からなる⁷¹。

「具体的大量現象」とは「その要素をなす事象が等質的でない、あるいは全体を統括する諸法則のもとにないもの」を指す。レキシスによればそれは自然のプロセスに比せられるものである。「人間生活の具体的大量現象は……明らかに自然のもつれあつた大量現象と相同的である。その個々の事象は、それを惹起したものや経過について一般的な規則の抽象を許さないほど多様である (*verschiedenartig*)」⁷²。

確かにレキシスは、「人間の大量現象の要素は……ほかならぬ人間である」⁷³として、人間とは「感受し思考する能力を備えた自然存在であるだけでなく、動機にしたがって行為し、その行為に対して責任を持った……社会的な結合においてある人格」⁷⁴である以上、「……社会現象の統計学的把握は決してすべてを汲み尽くすものではない」⁷⁵と述べている。しかし彼はまた、そのように人間が身体的、精神的、道徳的な側面の三幅対からなる存在であり、それゆえ自然科学的な観点によるのみでは観察対象を十全に理解することはできないと認めながらも、人間の大量現象のうち同質性を前提としない差異を孕んだものについては、自然における大量現象になぞらえて「物理学的な把握」⁷⁶のもとで、言い換えれば物の理 (ことわり) に則って読み解くことが可能だとしている。

ではここでレキシスが述べる「具体的大量現象」とは、いかなる内実を有するものか。次の一節がその手がかりを与えてくれる。

⁷⁰ Ders., *Einleitung in die Theorie der Bevölkerungsstatistik*, Karl J. Trübner, Strassburg 1875, S. 1.

⁷¹ Ders., *Zur Theorie der Massenerscheinungen in der menschlichen Gesellschaft*, Fr. Wagner'sche Buchhandlung, Freiburg i. B. 1877, S. 4. (「人間社会に於ける大量現象の理論に就いて」『統計学古典選集第九巻』、七一—七二頁)

⁷² Ebd., S. 8f. (七九—八〇頁)

⁷³ Ebd., S. 7. (七六頁)

⁷⁴ Ders., »Naturwissenschaft und Sozialwissenschaft«, S. 233. (二七頁)

⁷⁵ Ebd., S. 242. (四四頁)

⁷⁶ Ebd., S. 247. (五三頁)

人口統計学の理論は……それにしたがってこの大量現象、すなわち多数のいわば分子的な個々のプロセス (molekulare Einzelprozessen) の総体的な結果が観察され、科学的に制御されうるような諸原理を打ち立てなければならない⁷⁷。

注目したいのは、レキシスが大量現象を分子的なプロセスの総体という観点から捉えている点だ。分子とは、ラテン語で「量」や「塊」を意味する (moles) と縮小辞の (cule) に由来する、物質としての機能を持った最小の構成単位である。ここでは集合体の部分を安定的な結合によって形成する下位の要素群として理解されていると考えられるだろう。そしてプロセスとは、元来裁判の進行にイメージされるような、目下の方向や最終的な到達点が確実に定まらないまま一步一步動作を積み上げることで事態が進行するさまを指す。それは、ステップを踏むことで以前とは異なる局面への移行を伴う運動である⁷⁸。こうした理解に則るなら、大量現象はレキシスの統計学的観察の枠組みでは、要素をなす群の集合、しかもそれぞれの群は変化を伴う運動状態にあるものとして把握されていると解釈することができる。

このように等質性を前提としない多様な現象からなる複数の群を構成要素とする大量現象にあつては、厳密な因果性は成立しない。そこで現象の生起を司る秩序原理となるのは因果性ではなく、偶然性である。「『偶然』 (Chance) という言葉でわれわれが呼んでいるのは、……それが確実さを伴って (mit Gewissheit) ではなく、ただ一定の確からしきで (mit einer bestimmten Wahrscheinlichkeit) 特定の種類の結果を引き起こすということによって、本来の意味での原因とは区別されるところの条件である」⁷⁹。レキシスによれば、因果性に基づく決定論ではなく、蓋然性に依拠する確率論の視点から現象を秩序づけることが統計学の任務となる。

……社会生理学的統計学の課題は次のようにまとめられる。それは個別化された要素群を可能なかぎり形成するとともに、それらの重要な変化を条件づける偶然のシステム (die Chancensysteme) を確率の関係によって特徴づけなければならず、……最終的には、個々の偶然のシステムが時間の経過の中で近似的な安定状態にあるのか、それとも特定の仕方に変化するのかを確定しなければならない⁸⁰。

ここでのシステムとは、全体を組織化する中心の存在を想起させる体系としてではなく、要素の連なりが複数集まって形成される、必ずしも輪郭の定まっていない連鎖の集合として理解されるべきだろう。なぜならレキシスは、具体的大量現象については全体に対して支配的な効力を持つ法則の存在を否定していたからだ。じじつ、レキシスは次のように述べている。「偶然のシステムの近似的な安定性が生み出す規則性は、自然科学的な意味での

⁷⁷ Ders., *Einleitung in die Theorie der Bevölkerungsstatistik*, S. 2.

⁷⁸ 河本英夫『メタモルフォーゼ——オートポイエーシスの核心』青土社、二〇〇二年、八二頁。

⁷⁹ Lexis, *Einleitung in die Theorie der Bevölkerungsstatistik*, S. 95.

⁸⁰ Ebd., S. 121.

法則の作用との類似性を多かれ少なかれ有している。しかし実際は、われわれが偶然のシステムによって人間生活の諸現象の間で産出されると考えている結合は、法則の概念を介して事物の自然的秩序に導入された連関よりもはるかに緩やかなものである⁸¹。

したがって大量現象の統計学的観察によって見出されるのは、さまざまな事象の生起を集約的に表現する平均や標準、そしてそれらの概念と結びつくかたちで仮構される全体性ではなく、個々のプロセスの「連結の効果」である。そしてそれらのプロセスは「……大なり小なり安定的な偶然のシステムにしたがって重なり合っている (zusammentreffen)」⁸²。統計学的観察を通じてレキシスが見ていたのは、個々の事象の確率的な重層であり、それらが織りなすなだらかな連鎖なのである。「……統計学の数値関係が表しているのは支配的な規準 (die herrschende Norm)、つまり現象の法則ではない。そうではなく、それはただ現象の実際の構成、すなわち偶然のシステムに関する近似的で精密な情報をもたらすに過ぎない。偶然のシステムが現象の根底にある」⁸³。

*

ところで、ドゥルーズ／ガタリは統計学的な秩序化の働きについて次のように述べている。

モル的形成体の、あるいは群居性の形態の大きな特徴を思い出そう。それらは大数の法則に従う統計学的集積によって分子的な諸力の統一化、全体化を行う。この統一性は、種の生物学的統一性でもありうるし、社会体の構造的統一性でもありうる。つまり社会的であれ生物的であれ、有機体は一つの全体として、つまり包括的あるいは完結的对象として構成された状態にある。……統計学的集積を、偶然からの結果、偶然的な結果であると考えてはならない。それは反対に、偶然の諸要素に対して働く選別の成果なのである。……選別が最初に群居性を前提としているのではない。そうではなく、群居性の方が選別を前提とし、選別から生まれるのである。……群居性は決して任意なものではなく、規定された形態を指示しており、そうした形態が創造的選別を通じて群居性を生み出すのである。順序は、群居性→選別ではない。そうではなく反対に、分子的多様性→選別を行使する群居性の形態→この選別から派生するモル的あるいは群居的諸集合、である⁸⁴。

統計学による現象の把握は、いまだ組織化されない要素の集合に対して、中心点を仮設し、それを準拠点とした統一性を付与する。これにより、アモルフな状態にあった要素群は一定の外郭を得てそこには全体性という一つの単位が成立する。このように統計学は、

⁸¹ Ebd.

⁸² Ebd., S. 122.

⁸³ Ebd., S. 124.

⁸⁴ Gilles Deleuze/ Félix Guattari, *L'anti-Œdipe*, Éditions de Minuit, Paris 1972, pp. 409–410. (ジル・ドゥルーズ／フェリックス・ガタリ『アンチ・オイディプス——資本主義と分裂症 下』宇野邦一訳、河出文庫、二〇〇六年、二三四—二三六頁)

さまざまに立ち現れる諸現象を部分集合として区画し輪郭を与えていく。したがって統計学にとって根本的な所与の事態に属するのは、観察対象としての大量現象ではなく、そうした大量現象を析出していく選別の働きの方であるというドゥルーズ／ガタリの指摘は首肯できるだろう。そして統計学的観察によって捉えられる現象群が、偶然の帰結ではなく、逆に偶然を統御しようとする圧力によって浮かび上がるものであるという点についても異論はない。なぜなら統計学的認識は、諸現象を集約的に把握することで攪乱的な要素を排除するような仕方で行うからだ。マイヤやレキシスの実践はまさしく「分子的多様性のモルの集合への統計学的な変換」⁸⁵を遂行している。

しかし、統計学によって導入される数的秩序が常に求心的で全体性を実現するものどとはかぎらない。確認したように、レキシスは中心化や全体化を退けながら、大量現象を分子的なプロセスの確率的な連鎖として理解していた。ここで想起したいのは、レキシスが社会現象を自然と相同なものと考え、物理学的なまなざしのもとに捉えようとしていたという点である。自然についてドゥルーズは、ルクレティウスを賞賛しつつ、次のように述べている。

ピュシスは〈一〉・〈存在〉・〈全〉によって決定されるものではない。自然は集団的ではなく配分的であり、自然の法則は……全体化されない部分を配分する。自然は帰属的ではなく連結的であり、それが表現されるのは「と (et)」においてであって、「である (est)」においてではない。……相似ていたり異なっていたりする分割不可能なもの加算としての自然は、確かに総和ではあるが、全体ではない⁸⁶。

もちろん、ドゥルーズのこの言明を直接にレキシスと結びつけることはできない。しかし自然をもつれ合った諸要素の連なりとして捉えるレキシスの理解が、ここに引用したドゥルーズの自然描写と響き合うことも確かである。そして重要なのは、レキシスの社会統計学の実践が、社会科学でありつつもその認識様式を自然科学の側へシフトさせることで、たんなる質の還元という定義には回収できない、別種の量的認識に基づく社会像の一つの可能性を示唆していたのではないかという点である。それは、原子と形容するほどには孤立しておらず、全体と呼ぶほどには組織化されていない諸要素の偶然的な連鎖からなる、緩やかな安定性を帯びた分子的な群のイメージである。

⁸⁵ Ibid., p. 409. (二三四頁)

⁸⁶ Deleuze, *Logique du sens*, Éditions de Minuit, Paris 1969, p. 308. (ドゥルーズ『意味の論理学 下』小泉義之訳、河出文庫、二〇〇七年、一五八—一五九頁)

第五章 保険学

私が育った第一次大戦前の時代を言い表す手ごろな表現を見つけようとするなら、それは安心の黄金時代であったと言え、もっとも的確であると思う。……安心の世紀は保険制度の黄金時代となった。人は火災や盗難に備えて家に、雹や風雨に備えて畑に、事故や病気に備えて自らの身体に保険をかけた。老齢のために終身年金の株を買い、揺籃にいる娘たちには将来の持参金のために保険証書を与えた。ついには労働者たちさえ組織され、標準化された賃金と健康保険組合を獲得し、奉公人たちも養老保険に金を割き、自身の葬儀のために前もって埋葬費積立組合に払い込んだ。憂慮なく (sorglos) 未来を眺めうる者だけが、晴々とした気持ちで現在を享受していた。

——シュテファン・ツヴァイク「安心の世界」¹

不確実性の縮減は、近代を特徴づける中心的な要素の一つである。地震、洪水、火事、台風などの自然環境に起因する危険、個人の身体や財産に対する侵害行為に代表される、人間と人間との関係において立ち現れる危険、そして病や老いといった人間の内なる自然に由来する危険。こうした人間の生の営みを脅かす不測の事態にあらかじめ備えることで不安を取り払うことは、安心の調達、すなわち気遣いのない状態の実現にほかならない。不確かな未来を配慮と計算によって先取りするという時間意識の現れは近代に特有の傾向である²。そして保険とは、危険をリスクに、言い換えれば人間の行為や決定と独立な関係にある不確実性を、それらと連関した計算可能な不確実性に変換することで³、人間を憂慮から解除し、心の平静を付与する装置である。

しかし保険はたんに安心の調達を可能にするだけではない。それはまた社会編成における重要な軸を構成する。フランソワ・エヴァルドは、十九世紀初頭から二十世紀中葉までを主な分析範囲に据えたフランス労働災害補償法の発展に関する研究の中で次のようなテーゼを主張している。「保険は、ただわれわれの社会において特定の安全性への欲求を満たす諸々の制度だけを意味しているのではない。それが示しているのはむしろ社会契約の本質である。近代の社会における社会契約は、保険の構造とメカニズムを媒介として実現される」⁴。労災補償法制定に関わるさまざまな文書を渉猟してエヴァルドが描出するのは、個人的な過失概念（自由主義）から集合的なリスク概念（連帯主義）への責任原理の転換

¹ Stefan Zweig, »Die Welt der Sicherheit«, in: *Die Welt von gestern: Erinnerungen eines Europäers*, S. Fischer Verlag, 1962 (1944), S. 13f. (シュテファン・ツヴァイク「安定の世界」『ツヴァイク全集 19 昨日の世界 I』原田義人訳、みすず書房、一九七三年、一五、一七頁)

² Martin Lengwiler und Stefan Beck, »Historizität, Materialität und Hybridität von Wissenspraxen: Die Entwicklung europäischer Präventionsregime im 20. Jahrhundert«, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Jg. 34, 2008, S. 490f.

³ Adalbert Evers & Helga Nowotny, *Über den Umgang mit Unsicherheit: Die Entdeckung der Gestaltbarkeit von Gesellschaft*, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1987, S. 12; Wolfgang Bonß, *Vom Risiko: Unsicherheit und Ungewißheit in der Moderne*, Hamburger Edition, Hamburg 1995, S. 52f.

⁴ François Ewald, »Die Versicherungs-Gesellschaft«, in: *Kritische Justiz*, Jg. 22, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden 1989, S. 385. [強調原文]

である。エヴァルドによれば、「近代の事故」は、第一に「規則性」を特徴とする現象であり、その発生率は年単位で観察した場合には個々の労働者の慎重さや用心深さに関わりなく常に一定である。また、それは第二に「集団生活の産物」であって、「他者との関係が錯綜し増加すること」から生じるといふ点で「他者と隣接し、共にあることの表現」である。したがって近代では、事故の発生は例外的な事態というより、むしろ常態となる⁵。このような条件のもとでは、個人の過失という因果性に立脚した判断枠組みによって事故の損害賠償を負う責任主体を指定するのは困難であり、統計的な確率に依拠した集合的な単位において責任の帰属対象を指定することを余儀なくされる。そのようにして、実際には具体的な個人が被っている損害の負担を、抽象化された集合的な平面において分担することが「連帯と相互依存」の関係としての社会的紐帯⁶をなす。「保険が可能にするのは、契約による公正 (Vertragsgerechtigkeit) の夢を見ることであり、そこでは自然の秩序に代わり協定による秩序が据えられる。……それ〔保険〕が可能にするのは社会を想像することであり、そこではもはや神話的ではない真に現実に即した社会契約の論理にしたがってあらゆる者の役割が社会的利益と負担の観点から規定される」⁷。

本章では、エヴァルドによって提出された研究の知見を踏まえたうえで、安心の装置である保険が、諸種の実践が交差する言説の領野としていかなる布置を形成していたかを明らかにする。第一節では、ドイツ保険学会 (Deutscher Verein für Versicherungs-Wissenschaft : 一八九九年創設) によって一九〇一年より刊行された『全保険学雑誌 (Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft)』所収の論説を中心に取り上げる。世紀転換期に成立したドイツの保険学は、さまざまな関連学科 (数学、医学、法学、経済学など) の複合から構成され、その端緒において政府主導による社会保険政策と結びついていた⁸。社会政策的志向に導かれた保険学の言説を検討することで、このディシプリンがいかなる統治上の合理性を遂行しようとしていたかを浮き彫りにする。第二節では、マルティン・ハイデガーの議論を、焦点を絞りつつ (『存在と時間』第二六節、第二七節、第四二節) 参照する。考察の中心となるのは、保険による安心の付与が形づくる主体像と、そこでの気遣いの営みのあり様である。第三節では、災害保険法による給付金制度のもとで、作業時に不注意から事故を引き起こし健康を損なう労働者が急増するという、いわゆる年金神経症の問題を扱ったヴィクトール・フォン・ヴァイツゼッカー、マックス・シェラーのテクストを取り上げる。安心の装置たる保険によって織りなされる社会的紐帯が綻びを見せるとき、社会契約はいかなる論理のもとで破棄される、あるいは結び直されるのか、その可能性について検討する。

第一節 「文化の尺度」としての保険

⁵ Ders., *L'Etat providence*, Editions Grasset & Fasquelle, Paris 1986, p. 17.

⁶ Ibid., p. 19. [強調原文]

⁷ Ders., »Die Versicherungs-Gesellschaft«, S. 391.

⁸ Lengwiler, »Technologies of Trust: Actuarial Theory, Insurance Sciences, and the Establishment of the Welfare State in Germany and Switzerland around 1900«, in: *Information and Organization*, vol. 13, Pergamon, New York 2003, p. 133 u. 139.

まず、保険が有している基本的な性格を確認しておこう。ヴェルナー・ゾンバルトによれば、保険は「資本主義経済の機構における不可欠の部分構成している」⁹。市場において商取引を行う企業は、活動の自由が維持されていることを前提条件とする。資本主義の秩序のもとでは、「経済プロセスの進行が妨げられていないこと」が枢要である。しかし企業の冒険的で賭博的な試みは、その裏面として常に「損失の危険」に曝されることを意味する。地震や荒天などの自然現象や、盗みや略奪（「犯罪」）、為替の変動やボイコット（「経済的事故」）といった社会に由来する出来事など、企業は自由の只中にあるかぎり、利潤の損失につながるさまざまな事象に遭遇する可能性から逃れることができない。保険とは、「同一の損失の危険を伴う多数の経済主体のうち、損害を被らなかつた経済主体が、損害に遭つた経済主体を補償する」という「リスクの分担」を指す。そのようにして自由に付随する危険の潜在的脅威を減衰させることで、経済活動を「可能なかぎり滑らかに形成する」¹⁰ための仕掛けが保険なのである。

このように経済的自由に対立的な「障害を抑止すること (Hemmung von Hemmungen)」¹¹を任務とする保険は、同時にまた「社会に固有の要件」¹²として知覚される。なぜなら、共通の障害に対してその影響の抑制に共同で参加することそれ自体が、社会という単位に存在感を与えるつながりや一体性を生み出すからだ。「社会の相互関係は協働、つまり求心的に作用する諸力のみからなるわけでは決してなく、……反作用、つまり反抗や無関心といった遠心的な諸力からも構成される。さて社会やその諸目的に対して共通の障害が立ちはだかる場合、社会的、非社会的、反社会的に働くこれらのあらゆる傾向の衝突を超えて、これらすべてを結び合わせることを目的とする組織が必要なのであり、それは損害の脅威を共にすることそれ自体から提携という帰結を導き出さしうるし、またそうすべきものである」¹³。保険に加入することと社会へ参入することは、同一の意味平面に置かれるのだ。

しかし保険が定位しているのは経済的、社会的次元ばかりではない。それがもっとも強く結びついているのは、文化的次元である。一九〇二年にドイツ保険学会会長に就任し、その翌年から『全保険学雑誌』の編集・発行を務めた保険学者のアルフレート・マーネスは¹⁴、自著の中で次のように述べている。

生命、健康、財産を脅かす危険を正しく認識すること、またそれを防止しようと努力することは、それだけですでに文化の特定の度合いを示すものである。……一国における保険の普及を、その国の文化の度合いを示す尺度 (Gradmesser für seine Kultur) と見なすことは正当である¹⁵。

⁹ Werner Sombart, *Das Wirtschaftsleben im Zeitalter des Hochkapitalismus* (= *Der moderne Kapitalismus*, dritter Band), Bd. 2, Duncker & Humblot, München und Leipzig 1927, S. 683.

¹⁰ Ebd., S. 680–684.

¹¹ Ludwig Stephinger, *Versicherung und Gesellschaft*, Gustav Fischer, Jena 1913, S. 8.

¹² Ebd., S. 6.

¹³ Ebd., S. 10.

¹⁴ Peter Koch, »Manes, Alfred«, in: *Neue deutsche Biographie*, Bd. 16, 1990, S. 22.

¹⁵ Alfred Manes, *Moderne Versicherungsprobleme: Aus Vorträgen und Aufsätzen*,

マーネスによれば、世紀転換期のドイツは「交通の時代」¹⁶である。それはひとえに「国民経済、世界経済の近代的発展」を意味しており、そこでは人や物が倦むことなく行き交い、その速度と密度は不意の衝突や軋轢を生む。「以前の時代の産業が経験しなかった、あるいは今日の規模では経験しなかった危険が、今日それ〔産業〕を日々脅かしている」。そうした状況下では「経済的不利益や危険な場面の増加の克服と抑圧」のために保険が重要な意義を帯びるのであり、そのようにして「人口の諸階級を……配慮すること」¹⁷が文化の担う任務だというのだ。

保険を文化的なものとして見定めるマーネスの視座は、文化という概念がその語源的な出自において「自然からの超出」を意味していたことを想起するなら、それほど奇異なものではないだろう。ドイツ語の *Kultur* はラテン語の *cultura* という名詞に由来し、この語は「世話をする、面倒を見る (*pflegen*)」、「建てる、耕す (*bebauen*)」¹⁸という意味領野と結びついている。それは、「人間が自然によって与えられたものを超え出て生み出し作り出すものの領域全体、ならびに人間をその先へ進むものとして自然から分かちすべてを包括している」¹⁹。確認すべきは、元来文化という言葉が、「自然からの超出」をその意味的刻印として帯びており、さらには保護と耕作という二つの形象を伏在させているという史的事実である。

文化概念に内包されるこれらの原義を踏まえうたうで、ここではさらに、この概念に託された含意を同時代の保険学言説に即して分節化しておきたい。

第一に、文化とは「人間の力が自然を支配する」ことを目指すものであり、「保険契約」の意義は、人間に対し「暴虐をふるう自然」を「法秩序」によって「超克」²⁰する点にある。具体的には、保険は事故の生起を阻むことはできないが、その帰結である経済的損害を補填することで事故の影響を相殺し、人間を「虐げようとする外部の世界を無力な状態に追いやる」。保険はまた、「偶然の法則」である「大数の法則」を利用して、「偶然を飼いならす」ことを可能にする。「……偶然の出来事は特定の諸要因に依存しているが、それらは個々のケースにおいてではなく、多くのケースの平均において一定の規則性を伴って現れる……。われわれは一定数のケースを視野に入れる場合に、偶然のいたずらは確かにあちらこちらで突発的に生じるが、しかしそれらは大きな規模で見れば一定の確固とした基準にしたがって作用することを知る」。特定の瞬間ではなく一定の範囲へと認識の照準を転ずることで「偶然を支配する」²¹のである。ここでは外部性と偶然性が、克服すべき自然

zweite veränderte und erweiterte Auflage, Leonhard Simon NF., Berlin 1913, S. 9.

¹⁶ Ebd., S. 10.

¹⁷ Ebd., S. 11.

¹⁸ Jörg Fisch, »Zivilisation, Kultur«, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 7, 1992, S. 684.

¹⁹ Ebd., S. 687.

²⁰ Josef Kohler, »Versicherungsvertrag und Rechtsphilosophie«, in: Deutscher Verein für Versicherungswissenschaft e.V. (Hg.), *Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft*, Bd. 10, E. S. Mittler & Sohn, Berlin 1910, S. 631 u. 637. (以下、ZVW と略記)

²¹ Ebd., S. 632.

として捉えられている。

第二に、文化の問題は「形態の問題」²²と同義であると見なす立場がある。ここで「形態」とは「秩序」を意味し、さらに言い換えれば「秩序をもたらす法」を指す。文化の役割は、「形を与えられていないもの、つまり混沌によってわれわれの存在が脅かされることへの不安」²³を除去する点にある。そして不安とはなによりも「予見不可能性と計算不可能性」に由来するのであって、生を確かなものとして保障することは、それらを排除し「すべての非理性的なものを可能なかぎり理性的に統御する」²⁴ことを意味する。保険は、予測や計算の成立しない無秩序なものに対する不安への囚われから人間の生を解除するという点において、文化的なのである。

第三に、文化とは「人間の肉体的、精神的、道徳的な諸力を可能なかぎり十全な状態において発展させること」を意味し、保険は次のような仕方で人間の生の促進を担うことで「文化の増進」²⁵に関与する。まず、保険給付金はなによりも「肉体の力の維持および回復」（たとえば病の治癒や衛生に関わる事柄）に寄与するかたちで用いられることが望まれる。次に、保険契約は加入者に「他者に対する配慮の精神の喚起」を促す。というのも、保険の関係は「相互の信義と忠実、誠実と良心に主として基づく権利関係」であり、ここでは「すべての参与者に対し信義忠実の厳守ならびに良俗に十分合致した契約上のふるまい」が強く要求されるため、「利己的な関心の追求」²⁶を減退させる効用が期待される。保険はこうして、肉体の頑健や精神的な陶冶、道徳規律の浸透を促すものとして位置づけられる。

以上の考察の小括として、次のように言うことができる。文化的なものの本質は、確実さをめぐる気遣いを軸にした自然の超克に存する。そしてこの点でまさしく、当時、事故という現象は認識論的な水準において文化的なものとは対立していた。保険学者のアルブレヒト・ゲルクラートは事故の概念上の特徴として「突発性 (Plötzlichkeit)」、「外部性 (Äußerlichkeit)」、「暴力性 (Gewaltsamkeit)」、「偶然性 (Zufälligkeit)」²⁷の四点を挙げているが、事故が有するこれらの性質は、確かに上述した意味での人間の文化的な生を脅かすと言えるだろう。保険学の担い手たちは、こうした秩序の攪乱因子に対して確実さを付与することにより自然の脅威から保護された領域を築き、それを押し広げるための装置として、保険を捉えていたのだ。

²² Arthur Liebert, »Das Problem der Versicherung im Lichte der Philosophie«, ZVW, Bd. 24, 1924, S. 73.

²³ Ebd., S. 73f.

²⁴ Ebd., S. 76.

²⁵ Gerhard Wörner, *Allgemeine Versicherungslehre*, dritte, erweiterte und verbesserte Auflage, G. A. Gloeckner, Verlag für Handelswissenschaft, Leipzig 1920, S. 201f. (ゲルハルト・ヴォルネル『保険総論』志田鉀太郎・印南博吉訳、明治大学出版部、一九三三年、二四七頁)

²⁶ Ebd., S. 202f. (二四七—二四九頁)

²⁷ Albrecht Gerkrath, »Zur Begriffsbestimmung des Unfalls«, ZVW, Bd. 6, 1906, S. 5. なお、事故の五番目の特徴としてゲルクラートは専門医による「認識可能性 (Erkennbarkeit)」 (ebd., S. 6.) を挙げている。この点については第三節で言及する。

第二節 気遣い (Sorge) の営みと安心の主体

しかしその一方でまた、保険学言説の内部では、保険がもたらす「反文化的作用」に対して警鐘が鳴らされていた。たとえば、国家の過度な保護による「責任感の減少」、保険詐欺や年金への依存といった「保険の機会の乱用」、不適切な保険料の賦課や損害認定についての不正確な規制による「社会生活における公正さの欠如感の惹起」²⁸などである。保険は法と理性による自然の克服、さらには人間自身の育成陶冶を任務としていたが、その理念は影の側面の前景化を伴うことになる。

保険合理性がもたらす負の帰結の一つとして挙げられるのが、人間存在における個別性の喪失である。アドルノ／ホルクハイマーは次のように述べている。

超越論的、超個人的な自我として、理性は人間の自由な共同生活という理念を含んでいる。そこで人間は普遍的な主体として自己を組織し、純粹理性と経験的理性との衝突を全体の意識的な連帯において止揚する。……しかし同時に理性は計算的思考の審級を形成する。計算的思考は、自己保存という目的のために世界を調整し、対象をたんなる感覚の素材から隷従の素材へと標本化する以外の機能を知らない。……存在は、加工と管理の相のもとで眺められる。一切が反復可能で代替可能な過程に、体系の概念的モデルのためのたんなる例となるのであり、動物は言うまでもなく個々の人間もまたそうなのである。……一般的に科学が自然や人間に関わる仕方は、保険学がとりわけ生や死に関わる仕方と変わるところはない。誰が死ぬかはどうでもいいのであって、事故と保険会社の支払い義務との関係が問題となる。個別性ではなく大数の法則がふたたび公式の座を占める²⁹。

人間を自然法則に拘束された状態から脱却させ、自然を支配下に置く能動的行為を通じて自らを主体として確立するという啓蒙的理性の試みが、その論理の延長線上において、対象の抽象化による平準化や均一化を招く自己支配の過程へと反転する。これがアドルノ／ホルクハイマーによる近代の診断だった。自然の暴力性や必然性に抗して、人間同士の共同の生の営みを可能にするべく生み出されたはずのテクノロジーや制度は、自由を礎にした人びとの意識的な連帯をもたらすのではなく、それを全体性という、通約可能なもののみからなる体制へと沈めた。そのようにして「個々人は自分が仕える機構の前に消失する一方、前よりいっそうよくこの機構によって扶養される (versorgt)」³⁰。自然に由来する不安の除去を目標としていた保険もまた、そうした理性の反転、すなわち「啓蒙の自己崩壊」³¹の一契機として位置づけられる。つまりそれは、自らの自由を手放し反省的意識

²⁸ Wörner, *Allgemeine Versicherungslehre*, S. 204. (二五〇—二五一頁)

²⁹ Max Horkheimer und Theodor W. Adorno, *Dialektik der Aufklärung: Philosophische Fragmente*, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main 1972 (1947), S. 76f. (マックス・ホルクハイマー／テオドル・W・アドルノ『啓蒙の弁証法—哲学的断想』徳永恂訳、岩波書店、一九九〇年、一三〇—一三一頁)

³⁰ Ebd., S. 4. (xiv 頁)

³¹ Ebd., S. 3. (xii 頁)

を喪失した大衆という存在と結びついているのだ。

一般的に大衆は、非合理的な衝動、類同性への志向、あるいは未組織の集合性に由来する、旧秩序の解体を促す潜勢力などさまざまな観点から論じられるが、その本質的特徴を規定するものは何であるかを考える場合、「気遣い (Sorge)」の問題系を外すことはできないだろう。カール・ヤスパースによるなら、「住民大衆は、そこで彼らが齒車として協力し自らの生存を可能にしている巨大な作業機構なしには生きることができない。それと引き替えにわれわれは、歴史上、人間大衆がかつて経験したことがないほどの規模で扶養されている (versorgt)。……失業および疾病に対する保険と社会的な福祉保護 (soziale Fürsorge) が、誰かが完全に窮乏の犠牲になって無残にも餓死に陥ることを防止している」³²。上述のアドルフ・ホルクハイマーによる診断とともに言えば、大衆とは保険や福祉による保護のもとで、言い換えれば自らの気遣いを代理/除去される (ver-sorgt) というかたちで死から遠ざけられた人間の存在様態にほかならない。

だが、保険や福祉による保障の受諾と、人間存在における個別性や自律性の喪失との結びつきは、はたして必然的なものだろうか。

周知のとおり、マルティン・ハイデガーはその初期の思索において人間の存在様相の根本的な規定因を「気遣い (Sorge)」に求めた。人間は世界に常にすでに棲みついている存在者であり、そこで人間以外の存在者に対しては「使用」というふるまいにおいて、つまり道具的な連関のもとで呼応しつつ交渉に臨む (besorgen) 一方で、同じく現存在としてそこに居合わせる人間に対しては待遇 (Fürsorge) というあり方で関わり合う。「現存在が共同存在として関わり合う存在者は……用に具わる道具という存在様式を持たない。それは、それ自身、現存在なのである。この存在者は配慮される (besorgt) のではなく、待遇 (Fürsorge) のうちにある。／……事実的な社会制度としての『福祉保護 (Fürsorge)』はたとえば、共同存在としての現存在の存在構成に根ざしている」³³。

それでは、待遇 (Fürsorge) とはいかなる気遣い (Sorge) の営みを指すのか。ハイデガーの言葉に耳を傾けてみよう。

待遇は、その積極的な様態に関して言えば、二つの極端な可能性を有している。それは相手からいわば「憂慮 (Sorge)」を取り去り、世話することにおいて相手のところに立ち、相手の代役を務める。この待遇は、配慮すべきものごとを、相手に代わって引き受ける。この場合、相手は自らのところから弾き出され、退場し、配慮すべきものごとを、それがすでに意のままになったあとで事後的に受け取る、あるいはそれからすっかり解放される (entlasten)。このような待遇では、相手は依存的になり、支配を受けやすい。たとえこの支配が暗黙のもので支配される者には隠されたままだと

³² Karl Jaspers, *Die geistige Situation der Zeit*, fünfte zum Teil neubearbeitete Auflage, Walter de Gruyter & co., Berlin und Leipzig 1933 (1931), S. 27. (カール・ヤスパース『現代の精神的状況』飯島宗享訳、理想社、一九七一年、五一頁)

³³ Martin Heidegger, *Sein und Zeit*, Klostermann, Frankfurt am Main 1977 (1927), S. 162. (マルティン・ハイデッガー『存在と時間 上』細谷貞雄訳、ちくま学芸文庫、一九九四年、二六五―二六六頁) [強調原文。以下、ハイデガーからの引用については、断りがなければ強調は原文による]

しても、そうなのである³⁴。

世話や看護、または扶助に言い表される諸種の保護を受ける者は、それを与える者によって自己の憂慮を取り払われると同時に、自らが根ざす場からも追い払われる。現存在は憂慮によっていわば重力をまとい、自己の存立の基盤たる場に留め置かれていたのだが、その負荷から解き放たれることの帰結として、保護を与える自己以外の存在者に身を傾け、あずけることになる。現存在は自己の気遣いを他の者に委託し、同時に奪われてしまうのだ。それは同時に依存や支配、つまり自らに固有な存在様式の諸可能性が閉ざされるということの意味する。これが、待遇という気遣いの営みのもとで示される一方の道筋である。

しかし、待遇にはこれとは正反対の事態へと通じる回路が連絡している。

これに対して待遇のもう一方の可能性は、相手の代役を務めるというよりも、その実存的な存在可能において相手に率先するというものであり、それは相手から「憂慮 (Sorge)」を取り去るためではなく、むしろ「憂慮 (Sorge)」をそれぞれのものとしてあらためて本来の意味で彼に返還するためである。この待遇は、本性上、本来的な気遣い (die eigentliche Sorge)、すなわち相手の実存に関わるものであって、彼が配慮するものごとに関わるのではなく、彼が自らの気遣いにおいて透視的になり、それへ向かって自由になるのを助ける³⁵。

保護を受ける者は、確かにそれを与える者に自らに先だつてそのところを占有される。しかしそれは、受ける者が、与えられたあとで、ふたたびその場を占めるためであり、他の存在者に譲渡した気遣いを自己に固有なものとして取り戻し、自己のもとに滞留させるためである。それは、現存在が自身の本来的な生を実現するための基盤を、言い換えれば自らに固有な生の諸可能性を開くための通路を手放さないことを意味する。この場合の待遇は、たんに気遣いの代理、除去のみならず、気遣いの往還までも含んでいる。

このように「代役を務めて支配する待遇と率先して解放する待遇という、積極的待遇の両極の間に日常的相互存在は身を置いている……」³⁶。しかし、待遇を後者の様態において実現することは依然困難である。なぜなら、「……待遇は、さしあたりたいは欠如的な、あるいは少なくとも無関心的な (indifferent) 諸様態に、すなわち互いに素通りする無頓着さの中にとどまる……」³⁷からであり、また現存在そのものがその日常性においては「平均性」という「無差異な相 Indifferenz」³⁸のもとに身を置くからである。「現存在の本質的傾向」の一つは「あらゆる存在可能性の均等化」³⁹に存する。こうした現存在の日常的な存在様式をハイデガーは「世人 (das Man)」と名づけた。それは、他人事 (ひとごと) という言葉に言い表されるような、「そこにいる (da sind)」けれども特定されない、

³⁴ Ebd., S. 163. (二六七頁)

³⁵ Ebd. (二六七—二六八頁)

³⁶ Ebd., S. 164. (二六八頁)

³⁷ Ebd., S. 165. (二七一頁)

³⁸ Ebd., S. 58. (一一二頁)

³⁹ Ebd., S. 169. (二七八頁)

非人称の「他の人びと (die Anderen)」を指す。

この他の人びとは……特定の他人ではない。反対に、どの他人でもそれを代表することができる。……その誰かは、この人でもあの人でもなく、ひと自身でもなく、幾人かの人びとでもなく、すべての人びとの総和でもない。その「誰か」は中性的なもの、世人 (das Man) である⁴⁰。

世人は、常に自己の輪郭をほどかされている。「公共の交通機関を利用し、報道機関 (新聞) を使用している中ではどの他人もほかと同様である。このような相互存在は自己の現存在を『他の人びと』の存在様式にすっかり融け込ますので、他の人びとはその相違や明示性の点でますます消滅していく」⁴¹。また、このことと関連して、世人は「各自の現存在から責任感を取り去る」。というのも、「世人はいたるところに居合わせているが、現存在が決定を迫られるときには常にすでにそっと立ち去っている」からだ。たとえば何らかの事故の発生に対する責任の帰属先を求める場合にも、現存在の日常性においては「誰もそれを請け負う必要はない」ことになる。「それは世人の仕業『だった』」と述べることは、「それは『誰によるものでもない』」と言うことに等しいからだ。責任の重荷は存在者の間を回付され続け、「そのようにして世人は各自の現存在を免責 (entlasten) する……」。そこでは「誰でもが他人であり、誰ひとりとして自己自身ではない」。「世人とは……誰でもない者であり、この誰でもない者に、すべての現存在が互いの間でいつもすでに自己を引き渡している」⁴²。

このように、日常的な在り方において現存在は「世人へと散逸している」。そしてハイデガーによれば、この散逸した「世人的自己は、本来的な、つまり自ら掴み取られた自己とは区別される」⁴³。なぜならこの自己は、これまでの議論に引きつけて言えば、責任に付帯する荷重を自らに固有のこととして、言い換えれば「その都度我がこと (Jemeinigkeit)」⁴⁴として引き受けていないからである。世人的自己は、自己固有性を喪失している点で本来的でないのだ。

世人のこうした存在様式は、第一のタイプの待遇（「代役を務めて支配する」）を呼び寄せ、第二のタイプの待遇（「率先して解放する」）を遠ざけるだろう。世人的自己とは、自らの気遣いを手放し引き渡した現存在の存在様相にほかならない。そこでは気遣いの委託に続いて生じるのは、気遣いの放棄であって、気遣いの返還ではない。しかし第二のタイプの待遇が意味しているのは、まさしく後者によって気遣いが自己へと還流することである。人間という現存在が、世人としてではなく、その本来的な在り方に身を置くために、気遣いは不可欠の契機なのだ。

気遣いが始めにかたどった (Cura prima finxit)。つまりこの存在者は自らの存在の

⁴⁰ Ebd., S. 168f. (二七六一二七七頁)

⁴¹ Ebd., S. 169. (一二七頁)

⁴² Ebd., S. 170. (二七八一二七九頁)

⁴³ Ebd., S. 172. (二八一頁)

⁴⁴ Ebd., S. 57. (一一〇頁)

「根源」を気遣いのうちに持っている。……／人間の完成、すなわち彼がほかでもない自己に固有の諸可能性に向かって自由であること（投企）の中で自分がありうるものに成るといふこと、それは「気遣い」の「なすこと」なのだ。同根源的に、気遣いは、この存在者が、配慮される世界の側へと引き渡されてしまうといふ、この存在者の根本様式（被投性）を規定している⁴⁵。

人間とは、気遣いによって世界に係留された存在者にほかならない。自らの気遣いを自己以外の存在者に委託することで憂慮を失くすにとどまる者は、第一のタイプの待遇の中で世人へと自己を融解させ埋没していく。一方、自らの気遣いを譲渡したあとで、自己に固有な諸可能性のために気遣いを奪還する者には、依存や支配ではなく自由が開かれている。重要なのは、気遣いの営みによる二つの道筋はいずれも根を同じくするといふことである。

以上より、保険や福祉による保障の授受が必然的に人間存在の個別性や自律性の喪失を招くかという先に掲げた問いに対しては、さしあたり否と答えることができるだろう。

しかし、それでは保障の付与によって個々人の支配状態を招来させないためには、言い換えれば、自然に由来する諸種の脅威を不確実性という点において克服するはずの試みが自己支配に転ずるといふ、保険合理性の自己崩壊を回避するためには、どのような方途がありうるだろうか。

これまでの議論に従うなら、考えられる一つの可能性は、個々の現存在が気遣いを「その都度我がこと」として自らのもとの留めること、つまり世人からの脱却だろう。これは同時に、世人が現存在の日常的な存在様相である以上、現存在が日常性を離脱すること、あるいはより強く言えばそれを放棄することを意味する。

けれどもハイデガー自身は、別の方向性を示唆していた。「本来的な自己存在とは世人から離脱した、主体の例外状態に依拠するのではなく、一つの本質的な実存範疇としての世人を実存的に変容することである」⁴⁶。世人から離れずに、世人において、その様態を自己固有性に根ざした気遣いを孕んだものへと変化させること。次節ではこの可能性について考えたい。

第三節 共感から公正へ——「年金闘争」の実践

前節の冒頭で確認したように、保険は、その啓蒙的理念とは裏腹に、「反文化的」な帰結を伴うことになった。中でも「社会政策の望まざる結果」⁴⁷として問題化され、論争的となったのが補償年金の不正受給をめぐる一連の現象である。業務外で遭った事故による損害を労災保険法の補償対象だと主張する、または事故と自身の内的苦痛を作為的に関連づけようとする「詐病」⁴⁸や、そうした意図的行為とは異なり、「……事故を通じて年金に

⁴⁵ Ebd., S. 263f. (四一七一四一八頁)

⁴⁶ Ebd., S. 173. (二八三頁)

⁴⁷ Ludwig Bernhard, *Unerwünschte Folgen der deutschen Sozialpolitik*, Julius Springer, Berlin 1912.

⁴⁸ Liniger, »Simulation«, in: Alfred Manes (hg.), *Versicherungslexikon*, zweite, völlig

ありつきたいという願望が被保険者をしばしば完全に支配し、神経性の病像を生み出す」といった、無意識的反応としての「年金ヒステリー」や「災害神経症」⁴⁹など、年金受給の正当性をめぐって議論を呼ぶ事例が多発した。こうした中で、保険給付の正当性を認可する専門家として重要な役割を担うのが医師である。医師は「事故と病理現象の因果的な関連、所得の制限、年金、賠償金などに関する一連の問題全体」⁵⁰を評価し鑑定する専門知の担い手として、社会政策の実践の場へと召喚されるのだ。

そうした医師としての立場から、責任感の減退や年金依存といった保険学者たちの懸念した問題に対し批判的に取り組んだのが、精神科医のヴァイツゼッカーである。ヴァイツゼッカーによれば、「年金神経症」は「病氣」ではなく「国民の悪習」⁵¹と呼ばれるべきものだ。なぜならこの現象の経験的観察が告げているのは、「自ら損傷をもたらす無意識的傾向（失錯行為）によることが証明可能な事故の度重なる発生」であり、事故のショック作用がこの神経症を引き起こしているのではない。そうではなく、年金を「材料」として、より正確には、年金をもらい受けるという「権利の所有意欲」が「動因」となってこの現象は発現するからである。つまり「権利の問題がそれ自体で、神経症の特殊な素因に対する独特な刺激となっている」⁵²。したがって年金神経症は、「……社会政策によって与えられた状態に拠っている」⁵³という点で、「私的な事柄」ではない。それは「社会的疾患であり、社会医学の対象なのであって、ドイツの医師はその克服のために招集されている」⁵⁴。

年金神経症に対するヴァイツゼッカーの取り組みは、具体的には社会政策批判という形を取る。その要諦は、連帯の崩壊という点に集約される。「連帯はこの制度〔社会保険：引用者〕によって生み出されるだけでなく、同時にまた破壊される。安全性（*Sekurität*）は患者において治癒的な効果を持つのではなく、退廃的な影響を及ぼす」⁵⁵。保険政策の「帰結は、ここでふたたび観察に依拠するなら、個々人の権利の感覚が連帯的なものと感得される代わりに、個人主義的な感覚、つまり権利の利己主義へと振り戻るということである……」⁵⁶。すでに指摘したように、保険とはリスクを集合的な水準で分担することで、自身の生の安寧の基盤を近隣の他者から遠くの非人称の人びとへと移転し、それにより社会という不定形な存在を結び合わせ、輪郭を付与する装置だった。しかし、ヴァイツゼッカーの観察では、年金神経症の頻発によって明らかになったのは、各人がもっぱら自己の安寧のみに注意を向け、自らの権利として与えられた保障の中に安住せんとする志向だった。けれども、これは厳密には「保障ではない……」。なぜなら、「保障が……生を促すのは、保障された者が同時に保障されざる新たな目標を自らに定めることができる場合のみ」な

bearbeitete Auflage, E. S. Mittler & Sohn, Berlin 1924, S. 1152.

⁴⁹ Bernhard, *Unerwünschte Folgen der deutschen Sozialpolitik*, S. 49 u. 53f.

⁵⁰ Paul Horn, »Unfallversicherungsmedizin 1900–1924.«, ZVW, Bd. 25, 1925, S. 52.

⁵¹ Viktor von Weizsäcker, »Über Rechtsneurosen« (1929), in: Peter Achilles et al. (Hg.), *Soziale Krankheit und soziale Gesundung. Soziale Medizin*, Gesammelte Schriften, Bd. 8, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1986, S. 7. (以下、GS VIII と略記)

⁵² Ebd., S. 8 u. 11.

⁵³ Ders., »Soziale Krankheit und soziale Gesundung« (1930), GS VIII, S. 39.

⁵⁴ Ders., »Über Rechtsneurosen«, S. 30.

⁵⁵ Ders., »Versicherung oder Sicherung?« (1932), GS VIII, S. 127.

⁵⁶ Ebd., S. 134.

のであって、保障の利得にあずかり自己の安寧のうちにまどろむことは、たんに「保障の外部における目標の欠如」⁵⁷を意味するに過ぎないからだ。ヴァイツゼッカーは一九三〇年に書かれた論説の中で、社会医学の「……治療目標は、……患者がふたたび扶助なく生きていけること、ふたたび働けるようになること」⁵⁸にあると述べている。社会医学の立場からすれば、社会保険のような強制的な保障のあり方は、この意味での治療を阻害し疾患を増大させる要因にほかならず、そこから「社会保険の解体」⁵⁹という現行の保障制度の撤廃を要求するヴァイツゼッカーの主張が導かれることになる。

ヴァイツゼッカーによる社会保険批判は、先述の気遣いに関するハイデガーの議論に照らし合わせれば、次のように言い換えられるだろう。社会医学の実践による憂慮の除去は、第二のタイプの待遇（「率先して解放する」）を目指すものである。つまりそれは、治療を受けた当人がふたたび働けるようになり、医師の助けがなくとも、別の不確実性ととも自己の生を自ら組み立てることが可能となる状態を目指す。しかし社会保険による憂慮の除去が実現したのは、第一のタイプの待遇（「代役を務めて支配する」）である。そこでは、各人は保障を受ける権利を、他者へと連なるものとしてではなく自己完結した所与の所有物として捉え、もっぱらその享受のみを訴えることで年金受給への依存を招き、自己の生において自ら気遣いを組織することを放棄してしまう。よって、社会保険、すなわち社会政策がもたらした安全性に問題の根幹があるのだから、それを解体し、自明なものとして知覚された安寧から人びとを一旦解除することで、気遣いを取り戻させることが重要である、と。

しかしながら、このように安心の装置を解除することだけが、社会政策批判の選択肢であるわけではない。シェーラーは、年金神経症についてヴァイツゼッカーとは異なる解釈を示している。

年金ヒステリーは、明らかなもしくは半意識的な詐病のあらゆる形態から……、また事故の損傷を半意識的あるいはまったく意識的に自らの意志で惹起するすべての形態から完全に区別されなければならない。……そのような事例と境界を接して、……たしかに「詐病」の一つの形態が存在するのだが、それは故意の詐病に対して自動的詐病と名付けることができる⁶⁰。

シェーラーによれば、年金ヒステリーは、年金給付への期待から労働時に必要な注意を故意に弛緩させ、自ら損害を招いたり事故を引き起こしたりするといった「制度の悪用」や「道徳的にひどく劣った輩」による行為を指しているのではない。というのも、それは

⁵⁷ Ebd.

⁵⁸ Ders., »Soziale Krankheit und soziale Gesundheit«, S. 75.

⁵⁹ Ders., »Über Rechtsneurosen«, S. 14.

⁶⁰ Max Scheler, »Die Psychologie der sogenannten Rentenhysterie und der rechte Kampf gegen das Übel«, in: *Vom Umsturz der Werte: Abhandlungen und Aufsätze*, 5. Aufl., Francke Verlag, Bern und München 1972 (1915), S. 295f. (マックス・シェーラー「『年金ヒステリー』の心理学と災禍に対する正しい闘い」『シェーラー著作集 5 価値の転倒 下』飯島宗享・小倉志祥・吉沢伝三郎編、白水社、一九七七年、一二八—一二九頁) [強調原文]

当人が年金受給に対する一定の表象や見込みを抱いていない場合にも生じるからだ。年金ヒステリーの現象はむしろ、「その都度の『周囲の状況 (Umstände)』に『基づいた』(しかし『計算』によるのではない) ある種の調整可能性」⁶¹を示している。つまり年金ヒステリーのふるまいは、周囲の状況に対する調節的反応として理解されるべきだといふのである。

では、年金ヒステリーを誘発している機制はいかなるものか。それは、「……躓いて転ぶ子どもとその子どもを同情深く見守る目撃者の場合と変わるところがない」⁶²と、シェーラーは言う。

ある人が同情的な目で見られていると感じる場合、……この同情に由来する保護 (Fürsorge) が目下の災禍にいくら救済策を施しても、同情を感じたことが、当の災禍に苦しむ能力を強め、深めることがある。たとえば、躓いて転んだ子どもは、ひとがそれに同情すればするほどいっそう激しく泣き叫ぶ。そして痛み感覚はその原因とともに徐々に除去されるのであるが、その感覚の激しさの減少にもかかわらず、この鎮静しつつある感覚に対する彼の苦しみはますます大きくなり、最初の誘因である躓きとそれに対応した痛み感覚、つまりほんの粒子に過ぎないものを、いわば飛び越えてしまう。ありうるすべての誘因のもとで同情が続けられた場合、この粒子は累積されてついにはその興奮が同情的目撃者に依存するところの一種の苦痛癡へと進むのであり、この苦痛癡は同情的目撃者がいなければ実現しなかつたであろう実際の苦しみにまで至る⁶³。

年金ヒステリーを発現させる状況を構成しているのは、当人の周りに立つ観衆 (Umstand) にほかならない。災禍に苦しむ者に向けられる周囲の人びとの同情的な視線によって、「苦痛闕……がだんだんと低められ」「長期的には彼の苦しみは……増大せざるをえない」。ここで働いているのは「感情の伝染」⁶⁴という、集団現象における「心的諸法則」⁶⁵の一つであって、「思いやり (Teilnahme)」によって感情を共にすることは、『苦しみは分かち合えば半分になる』(geteiltes Leid halbes Leid)」ことには必ずしもならず、むしろそれは「苦痛の伝染 (Leidensansteckung)」という結果を招く。年金ヒステリーの発症を促しているのは、その周りで当人を同情的に見守る者の存在なのである。したがって、「……立法とそれに基づく諸種の施策が、それらに該当する人びとによって心情の面で社会的同情の沈澱や凝縮として理解され、体験されているなら、……保険法は多くの機関や役人などとともに、社会心理学的に見ればまさに、被保険者ならびに彼らの労働過程に対する同情に満ちた注目の総体として作用する。そしてそうした労働過程の中に、健康にとっての特定の危険や事故の危険が横たわっている……」⁶⁶。

⁶¹ Ebd., S. 296. (一二九頁) [強調原文]

⁶² Ebd., S. 307. (一四七頁)

⁶³ Ebd., S. 305. (一四四頁) [強調原文]

⁶⁴ Ebd., S. 306. (一四六頁) [強調原文]

⁶⁵ Ebd., S. 295. (一二八頁)

⁶⁶ Ebd., S. 306f. (一四六一—一四七頁)

このように年金ヒステリーの現象を、集団心理の機制という観点から解釈し、大衆の道徳的頹廢や社会保険の制度上の欠陥の発露という理解から切り離すことでシェーラーは何を示していたのか。それは、社会政策による安心の装置が、各人をして自らの安寧のみに拘泥し気遣いの営みを放棄させるという再帰的な危険を伴うものだったとしても、それに対する批判は、装置の破壊ではなく組み替えを意味するものでなくてはならないということだ。次のシェーラーの言明に、その一つの可能性を読み取ることができる。「……人間存在のもっとも深く道徳的にもっとも価値ある行為と動機である愛と真の共感は、ますます社会的領域および社会的災禍の領域から撤収されて人から人へという個人的・人格的ふるまいの領域へと編入されるべきだということ、……支配層の人びとは労働者を十分に尊重することを学び、労働者をこれみよがしの同情とそれに由来する『善行』によって辱めることのないようにすべきであり、他方、労働者は自分が社会的公正によってそれに対する一つの権利を有しているところの当該制度それ自体に注目し、自らに対して『人間性』『同情』『愛』を与えようとするあらゆるものを——自分が個人でなく階級の成員であるかぎりにおいて——ますます精力的に退けるべきだということ」⁶⁷。

*

社会的領域を開き、維持するためには、それを憐れみや同情といった感情の共有を媒介として組織するのではなく、個々の人格性とは切り離されたかたちで、「国家とわれわれ各人の税金が病気や事故などに対する社会保険の分担金をともに負担しているという事実」を根拠とした「公正の理念」と「連帯の原理」⁶⁸、そしてその結晶であるところの権利を礎に編成されなければならない。しかしこの主張が、社会的なものであるはずの権利が容易に私的な占有物に横滑りして理解されてしまうという点において、きわめて脆弱であるという批判はありうるだろう。自然からの超出を目指す文化的な諸実践が反文化的帰結を導くという、保険合理性の自己崩壊を回避するためには、ヴァイツゼッカーの批判が示唆するように、公正や連帯の理念に訴えるだけでは足りないかもしれない。しかし不十分であることは不必要であることを意味しない。社会政策が望まざる結果を伴うものであったとして、それに対してなされるべきは、保障制度の廃棄、つまり人びとを社会政策の外に放り出し例外状態を到来させることではない。社会政策による統治を支配に変転させないために、各人が自己の生を自ら組み立てることができるようになるために、もらい受ける保護の形をあくまで日常性の只中で変えていくことが、気遣いを各人のもとへ奪回するための「正しい闘い」のあり方の一つであると言えるのでないだろうか。

⁶⁷ Ebd., S. 308. (一四九頁) [強調原文]

⁶⁸ Ebd. (一四九—一五〇頁)

終章

本論文では、一八七〇年代から一九三〇年代初頭までを主な分析範囲に据え、この期間に展開された労働災害問題をめぐるさまざまな社会政策的実践を、安全を軸とした生政治の一面と読み替えたうえで、それらに携わった専門知の担い手たちの言説を検討してきた。以下ではその成果に基づき、社会問題への対応のもとで巻き起こった生政治の諸相と統計学的な数量化の技術との関係について考察することで、結論に代えたい。

安全のメカニズム

労働災害保険法とは、労働過程における事故という、労働者に対して生命・身体の毀損をもたらす危険現象を産業社会の生産機構に内包されるものと認めることで集合的責任を措定し、それに基づき労働者と使用者双方に保障を提供することにより、資本主義体制のもとで社会秩序を維持するための法的措置だった。

労災保険法のこうした論理は、従来のドイツにおける権利の概念体系にとって新たな責任形態の導入を意味したが、それは同時に権利主体の再編を伴うものだった。すなわち、労災保険法において権利を正当に行使できる主体であるためには、自身が経済的価値の担い手であることを要件とした。保険法による保護を享受するのは、費用価値を吸収しつつ収益価値を産出する者だということだ。経済的価値の担い手となるのが、法／権利の受益、そしてそれによる身体の力能の充実への通路となる。そうした支えのもとで、自己の精神のおよび肉体的素質の自由な発展可能性の確保という状態が準備される。安全と自由をこのような理路で接続するという試みが、講壇社会主義の経済学が潜在的な仕方で内包していた一つの立場だった（二章一節、二節）。

世紀転換期に入ると、事故を招来する要因として、また経済的価値の担い手たることを阻む身体現象として疲労が問題化された。疲労は、精神労働に象徴されるような、神経や注意に関わる産業社会に特有の労働プロセスに対する身体的反応として、医学・心理学・生理学といった一連の労働科学的実践の焦点となったが、それはやがて戦時体制のもと、労働力の散逸を意味するようになり、力の充溢を妨げる空隙として排除の対象となる。ここで安全は、資本の自己増殖運動と接続するかたちで、経済性の論理に沿って組織される。その際安全の基本単位が民族共同体という一つの集団、つまり全体性へと定められたことで、個人の水準での安全が解除され、全体のそれへと回収される回路が生じることになった（三章）。

また、事故の発生による損害と脅威を疑似的なかたちで均すという労災保険法における安全の創出が、平均概念や大数の法則といった統計学的認識枠組みによって可能になったという点も指摘しておかねばならない。大量観察に基づく統計学的数量化の実践は、労働者の就業能力に関わるカテゴリーを設け大きな規模のもとで個々のケースを分類、計上することにより、混沌とした現実在一定の可視性をもたらし、偶然性または予見不可能性という、事故が有する諸性質を中和する役割を果たした（四章一節）。統計学による危険のこうした抽象化は、同時に文化的洗練という意味を帯びた。なぜなら、大量観察による同質化を経由した安全の形成は、暴力性や無秩序性からの脱却、さらには心身の陶冶といった、

自然性の克服を意味したからだ（五章一節）。

しかし、労働者階級と資本家階級との敵対関係の調停に始まり、自然からの超出をも目指した保険の実践は、人間存在における個別性の喪失という自己支配の過程へと反転した。安全の主要な相の一つである安心をめぐる問題機制がここで前景化する。安全確保の実践とは、気遣いのない状態の実現を目指して個人や集団の間で行われる、気遣いの収奪と蓄積の過程にほかならない。それはすぐれてエコノミカルな性格を持つ。保険や福祉による保障の受諾を扶養というかたちで解し、そのようにして安全状態を実現する者は、相手に気遣いを委託し、奪われ、自らのもとへ取り戻すことなく結果として失ってしまうのであり、保護の提供者に対し依存・被支配状態に陥る。一方で、保険や福祉による保障の受諾を気遣いの全面的な委託としてではなく、譲渡した気遣いをふたたび自己に固有なものとして奪還し自らのもとで組織するための一局面とするなら、それは自由への助けとなる。しかし、世人という、平均性・無差異性を特徴とする人間の日常的な存在様態が引き寄せるのは、前者の道筋、つまり気遣いが自己以外の存在のもとに蓄積されている状態である。そのようなかたちで保険によって安心を軸として組織された安全は、リスクや拠出金の分担という事実を紐帯とした社会的連帯を形成するよりも、むしろ全体性への埋没という事態を招いたのだった（五章二節）。

社会的なものの論理と統計学的想像力

第一章では、ドゥルーズらに依拠して社会的なものを、「生命過程の公的組織化」に伴って生じる「私的なものと公的なものとの雑種の様態」として特徴づけた。また社会的なものは、その本性上、一様化・画一化・均質化といった、差異や複数性を打ち消す「動物の種たるヒト」の「一者性」への包摂を迫るものとして、そうした実践を下支えする「主要な技術的道具である統計学」とともに、アーレントによる批判の対象となった点についても確認した。

社会的なものをあらためて具体的に言い換えるなら、それは安全形成のプロセスの総体に関わっていると言うことができる。そのような次元において、確かに社会的なものは、人と人との間に亀裂や格差となって現れた差異を是正することを運動原理とする以上、同一性の創出と維持がその基本的な論理となる。

しかし、人間の生物学的次元における一様性は、アーレント自身両義的な仕方ではあれ示唆していたように、平等として保持されるべきものである。もちろん、充足すべき生命の必要が各人において同一であるとはかぎらない。人間の生物学的な欲求を満たすための財の調達と配分は、各人の必要に応じてなされるべきであり、個々人で諸種異なる利益を同質なものと見なして再配分を行う社会政策は、不平等の是正ではなく、かえって亀裂や格差を拡大することになるだろう。むしろ社会的なものは、人間の生命過程、つまり「食べる、飲む、産む」、さらには「住む、着る」といった「動物的な諸機能」¹に定位し、そ

¹ Marx, »Ökonomisch-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1844«, in: *Karl Marx Friedrich Engels: Historisch-kritische Gesamtausgabe, Werke, Schriften, Briefe*, hg. von V. Adoratskij, Abt. 1, Bd. 3, Marx-Engels-Verlag G. M. B. H., Berlin 1932, S. 86. (マルクス『経済学・哲学草稿』城塚登・田中吉六訳、岩波文庫、一九六四年、九二頁)

の水準における不可能性を排除するというかたちで人びとの間に一様性を実現するものでなくてはならない。動物的な「一者性」とは、人間がそこから脱すべきものではない。重要なのは、社会的なものが発する包摂的な一様化の力学を、人間を同一性へと還元するものとしてではなく、それによって人間の生の基層をなす共通の諸要素を準備するものとして捉え直すことである。

したがってまた、社会的なものの科学である統計学も、ただ画一化や均質化をもたらす正常化を行うものとしてのみ捉えられるべきではない。確かに統計学や確率論が遂行する、大量観察による対象の抽象化は、出来事の一回性や人格という人間の固有性を一定の水準で消去する。またそのことが、人間存在における個別性の喪失や自己および他者に対する関心の霧散という、いわゆる大衆現象と親和的な関係にあったことも歴史的な事実だ。しかし、これらは統計学の実践による必然的な帰結ではない。なぜなら統計学者の構想した社会像は必ずしも、均質性や代替可能性で満たされた統制状態にある全体というヴィジョンを描かなかったからだ。確かにその中には、多数の人間が共に在るという事態に対し、諸個人の「あいだ」における関係や相互作用よりも、大数の法則による現象の統括が成り立つ集団性に社会認識の本質を見るものがあつた（四章二節）。しかし一方で、厳密な理論的構築によるものではなく萌芽的かたちではありながらも、特異な社会像を提出したものもあつた。一つは、他に対して無頓着に、それ自体ばらばらに存在する個々人の私的利益を中継点として紡がれる放物線としての社会像であり、いま一つは、孤立した原子の集合でも組織化された全体でもない、諸要素の偶然的な連鎖からなる分子的な群としての社会像である（二章三節、四章三節）。

統計学によって提示される、人間の共在の形に関するこうしたイメージが、社会的なものをめぐる諸実践と具体的にどのように交差するのかという問いにただちに答えることは難しい。しかしそのことによって、社会的なものの「技術的道具」である統計学が、アーレントが述べた意味での画一化をもたらすだけのものであると結論づけるのは、いささか早計だろう。なすべきは、統計学の可能性をその一面に押し込めて批判することではなく、数量化の技術が示す諸種の可能性によって得られる想像力をもとに、社会的なものの地平を開くための実践の論理を組み立てていくことではないか。

生政治を複数の相へ種別化する

ヴァルター・ベンヤミンはかつて次のように述べたことがある。「広大な歴史的時間の中では、人間の集合体のありかた全体とともにその知覚様式も変化する」。そして、そのような知覚の変化には「社会的変革」²が表現されている、と。

統計学を一つの知覚メディアと見なした場合、統計学的観察によって構成される主体は革命を担うそれではなく、むしろ改革の対象の側へと位置づけられるものだろう。年金ヒステリーをめぐる実践に即して明らかにしたのは、改革の対象というかたちで縁取られた

² Walter Benjamin, *Medienästhetische Schriften*, Suhrkamp, Frankfurt am Main 2002, S. 356. (ベンヤミン「複製技術の時代における芸術作品 1936」高木久雄・高原宏平訳『複製技術時代の芸術』、晶文社クラシックス、一九九九年、一六頁)

人間の存在様態は、鋭敏な批判意識を有し責任感に富むといった能動性よりも、私的利益のみを追求し自己の安寧にまどろみ、関心や共感を自身が他者へ向けるのではなく他者からそれらを受け取ることに専心するという受動性によって特徴づけられるということだった。そしてそれは、人びとがたんに扶養されるという事態を呼び寄せた。確かにそこでは人間の生は保護されているが、経済的価値の産出や循環は十全にはなされず、保護の提供者への依存状態がはびこり自由への道も閉ざされるという点で、社会政策は機能不全を起こすことになった。統治の麻痺である。それに対してなされるべき変革として提案されたのは、改革というなだらかな変化よりも革命的な根底からの変化、すなわち「社会保険の解体」という現状の保障制度の撤廃だった。人びとを安全状態の内部におけるまどろみから覚醒させ、気遣いを各人のもとに戻すためには、安全状態を解除すればよいというわけである。これに対して、年金ヒステリーの現象を道徳や制度の問題から切り離れたうえで、共苦の感情を媒介にしてではなく、あくまで公正の理念に根ざした権利を通路として、社会的なものを組織していかなければならないとする立場を取り上げた（五章三節）。

確認しておかなければならないのは、社会的なものにせよ生政治にせよ、問題は、それらが招来する支配状態にあるのであって、それらによって導かれる統治のプロセスにあるのではないという点だ。統治は、「しかるべき目的に導くための諸事物の配置」³（この「事物」には人間も含まれる）に関わるのであり、それ自体で否定されるべきものではない。それは、関係の可能性を「塞ぎ」、「動かないように固定し、運動のあらゆる可逆性を妨げる」⁴支配状態とは異なる。

フーコーは、権力を他者との力関係における行為の誘導と捉えた。この見地が示唆するのは、権力の拒絶は他者との関係の拒絶を意味するという点である。すなわち権力関係から脱却しようとする試みは、具体的には、暴力による他者の抹消や他者からの分断という事態を招くことになるだろう。しかしそもそも政治とは、共通の有限な資源のもとで多数の人間が相互に圧殺されることなく共に在る状態を実現するための営みだったはずである。そして、生政治もまた一つの政治として理解するとすれば、目指されるべきはその磁場から離脱することではない。そのような試みは、人間がふたたび自然状態へと投げ戻され、「死の中へ廃棄される」ことを意味するだろう。

重要なのは、生政治を一元的に解釈してしまうのではなく、その都度の文脈とともに種別化し、退けるべきものとそうでないものを腑分けすることである。たとえば、人種や民族共同体といった全体性に準拠し、その水準における有用性にしたがって個々の生を選別していく優生学的な思考や実践に対しては、注意深いまなざしを向けその正当性をたえず問い直していく必要があるだろう。他方で、人間の生存保障に関わる社会権は、それがときに扶養に対する依存や従属という権力の過剰を呼び込むものであるとしても、生政治のもとでの闘争の産物として継承されていくべきだろう。なぜならそれは、「生命、身体、健康、幸福、必要の充足への『権利』」として、「政治的対象としての生が……それを管理し

³ Foucault, »La ›gouvernementalité‹«, in: *Dits et écrit II*, p. 645. (「『統治性』」石田英敬訳『ミシェル・フーコー思考集成 VII』、二五八頁)

⁴ Ders., »L' éthique du souci de soi comme pratique de la liberté«, in: *Dits et écrit II*, p. 1530. (「自由の実践としての自己への配慮」廣瀬浩司訳『ミシェル・フーコー思考集成 X』、二〇〇二年、二二一頁)

ようと試みたシステムに逆らうべく逆転させられた」⁵ことの一つの帰結だからである。それは未来へ向けて鍛え上げられるべきではあっても、唾棄すべきものではない。

人びとの関係が固定され、別様でありうることへの可動性が失われる、つまり権力関係が支配関係に転化した際、それを打開するための実践が通過する回路として、社会改革という方途は確かに十分なものではなかったかもしれない。しかし生政治は、それがテクノロジーによる自然の改変と資本主義の発達という近代以降の技術的、経済的諸条件の展開のもとで人びとの生を組織する実践の総体であるという点で、人間の生の営みにとってまさしく必要なものであるという立場に立つなら、そこで生じる権力の過剰や過少を解決するための政治的チャンネルとして革命や抵抗が有効であるようには思われたい。むしろ、社会改革（*soziale Reform*）という、社会関係の形を変えるための運動において傍らで示された可能性をもとにして、社会や人間主体、自由や公正といった、人間の生を基礎づける諸概念の形態変化（メタモルフォーゼ）を構想していくことこそ重要ではないか。それが、生政治における闘争のあるべき姿だろう。

⁵ Ders., *La volonté de savoir*, p. 191. (一八三頁)

文 献

※翻訳のある欧語文献のうち、原典を参照したものは（1）欧語文献に、翻訳を参照したものは（2）邦語文献に含めた。また、一次資料には*（アスタリスク）を付した。

略語表

ASGS	Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik
ZKPSB	Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus
ZVW	Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft

（1）欧語文献

- Anderson, Benedict, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Revised Edition, Verso, London; New York 2006. (白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山、2007年)
- Arendt, Hannah, *The Human Condition*, Second Edition, University of Chicago Press, Chicago & London 1998. (志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994年)
- Benjamin, Walter, *Medienästhetische Schriften*, Suhrkamp, Frankfurt am Main 2002, S. 351–383. (高木久雄・高原宏平訳「複製技術の時代における芸術作品 1936」『複製技術時代の芸術』晶文社クラシックス、1999年、7–49頁)
- *Bernhard, Ludwig, *Unerwünschte Folgen der deutschen Sozialpolitik*, Julius Springer, Berlin 1912.
- Bonß, Wolfgang, *Vom Risiko: Unsicherheit und Ungewißheit in der Moderne*, Hamburger Edition, Hamburg 1995.
- *Braun, Heinrich, »Zur Einführung«, ASGS, Bd. 1, H. Laupp'schen Buchhandlung, Tübingen 1888, S. 1–6.
- *Bücher, Karl, *Arbeit und Rhythmus*, 3. Aufl., B. G. Teubner, Leipzig 1902. (高山洋吉訳『労働とリズム』第一出版、1944年)
- Coleman, William, *Death is a Social Disease: Public Health and Political Economy in Early Industrial France*, University of Wisconsin Press, Madison, Wis. 1982.
- Conze, Werner, »Sicherheit, Schutz«, in: Brunner, Otto, Conze, Werner und Koselleck, Reinhart (hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe: Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 5, Klett-Cotta, Stuttgart 1984, S. 831–862.
- Cowan, Ruth L. Schwartz, »Francis Galton's Contribution to Genetics«, in: *Journal of the History of Biology*, Vol. 5, 1972, pp. 389–412.
- Cullen, Michael J., *The Statistical Movement in Early Victorian Britain: The Foundations of Empirical Social Research*, Harvester Press, Hassocks 1975.
- Daston, Lorraine J., »Introduction to Volume 1«, in: Krüger, L., Daston, L. J. and Heidelberger, M. (eds.), *The Probabilistic Revolution*, Vol. I, MIT Press, Cambridge, Mass. 1987, pp. 1–4.
- Deleuze, Gilles, *Logique du sens*, Éditions de Minuit, Paris 1969. (小泉義之訳『意味の論理学』上下巻、河出文庫、2007年)
- Deleuze, Gilles, »L'ascension du social«, in: *Deux régimes de fous: textes entretiens*

- 1975–1995, Éditions de minuit, Paris 2003, pp. 104–111. (「社会的なものの上昇」『狂人の二つの体制 1975–1982』河出書房新社、2004年、159–170頁)
- Deleuze, Gilles & Guattari, Félix, *L'anti-Œdipe*, Éditions de Minuit, Paris 1972. (宇野邦一訳『アンチ・オイディプス——資本主義と分裂症』上下巻、河出文庫、2006年)
- Desrosières, Alain, »How to Make Things Which Hold Together: Social Science, Statistics and the State«, in: Wagner, Peter, Wittrock, Björn and Whitley, Richard (eds.), *Discourses on Society: The Shaping of the Social Science Disciplines*, Kluwer, Dordrecht 1991, pp. 195–228.
- Desrosières, Alain, *The Politics of Large Numbers: A History of Statistical Reasoning*, trans. by Camille Naish, Harvard University Press, Cambridge; Massachusetts; London 1998. (= *La politique des grands nombres: Histoire de la raison statistique*, Éditions La Découverte, Paris 1993.)
- *Engel, Ernst, »Die Volkszählungen, ihre Stellung zur Wissenschaft und ihre Aufgabe in der Geschichte«, ZKPSB, Jg. 2, 1862, S. 25–31.
- *Engel, Ernst, »Der Arbeitsvertrag und die Arbeitsgesellschaft«, in: *Der Arbeiterfreund*, Jg. 5, 1867, S. 129–154.
- *Engel, Ernst, »Das statistische Seminar und das Studium der Statistik überhaupt«, ZKPSB, Jg. 11, 1871, S. 121–211. (森戸辰男訳「エンゲルの統計学論二篇」『統計学古典選集第十一巻』栗田書店、1942年、347–519頁)
- *Engel, Ernst, »Zur Statistik der Dampfkessel und Dampfmaschinen in allen Ländern der Erde«, ZKPSB, Jg. 14, 1874, S. 265–280.
- *Engel, Ernst, »Die Statistik der Morbidität, Invalidität und Mortalität, sowie der Unfall- und Invaliditätsversicherung der Erwerbsthätigen«, ZKPSB, Jg. 16, 1876, S. 129–188.
- *Engel, Ernst, »Das Zeitalter des Dampfes in technisch-statistischer Beleuchtung«, ZKPSB, Jg. 19, 1879, S. 251–314.
- *Engel, Ernst, »Das Zeitalter des Dampfes in technisch-statistischer Beleuchtung (Fortsetzung und Schluss)«, ZKPSB, Jg. 20, 1880, S. 53–144.
- *Engel, Ernst, »Die tödtlichen und nicht tödtlichen Verunglückungen im preussischen Staate im Jahre 1879 und in früherer Zeit«, ZKPSB, Jg. 21, 1881, S. 29–88.
- *Engel, Ernst, *Der Werth des Menschen*, 1. Theil: Der Kostenwerth des Menschen, Leonhard Simion, Berlin 1883. (森戸辰男訳「人間の価値」『統計学古典選集第十一巻』、185–346頁)
- Evers, Adalbert & Nowotny, Helga, *Über den Umgang mit Unsicherheit: Die Entdeckung der Gestaltbarkeit von Gesellschaft*, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1987.
- Ewald, François, *L'Etat providence*, Editions Grasset & Fasquelle, Paris 1986.
- Ewald, François, »Die Versicherungs-Gesellschaft«, in: *Kritische Justiz*, Jg. 22, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden 1989, S. 385–393.
- Eyler, John M., *Victorian Social Medicine: The Ideas and Methods of William Farr*, Johns Hopkins University Press, Baltimore 1979.
- Fisch, Jörg, »Zivilisation, Kultur«, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 7, 1992, S. 679–774.
- Foucault, Michel, *L'archéologie du savoir*, Gallimard, 1969. (中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社、1981年)
- Foucault, Michel, *Surveiller et punir. Naissance de la prison*, Gallimard, 1975. (田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社、1977年)
- Foucault, Michel, *La volonté de savoir*, Gallimard, 1976. (渡辺守章訳『知への意志』新潮社、1986年)

- Foucault, Michel, «*Il faut défendre la société*» *Cours au Collège de France (1975–1976)*, Gallimard et Seuil, 1997. (石田英敬・小野正嗣訳『社会は防衛しなければならない』筑摩書房、2007年)
- Foucault, Michel, »Réponse à une question« (1968), in: *Dits et écrits I, 1954–1975*, Gallimard, 2001, pp. 701–723. (『エスプリ誌』質問への回答)『ミシェル・フーコー思考集成 III』筑摩書房、1999年、70–99頁)
- Foucault, Michel, »Sur l'archéologie des sciences. Réponse au Cercle d'épistémologie« (1968), in: *Dits et écrits I*, pp. 724–759. (「科学の考古学について——〈認識論サークル〉への回答」『ミシェル・フーコー思考集成 III』、100–143頁)
- Foucault, Michel, »Michel Foucault explique son dernier livre« (1969), in: *Dits et écrits I*, pp. 799–807. (「ミシェル・フーコー、近著を語る」『ミシェル・フーコー思考集成 III』、197–208頁)
- Foucault, Michel, »La naissance d'un monde« (1969), in: *Dits et écrits I*, pp. 814–817. (「ある世界の誕生」『ミシェル・フーコー思考集成 III』、218–222頁)
- Foucault, Michel, »Nietzsche, la généalogie, l'histoire« (1971), in: *Dits et écrits I*, pp. 1004–1024. (「ニーチェ、系譜学、歴史」『ミシェル・フーコー思考集成 IV』筑摩書房、1999年、11–38頁)
- Foucault, Michel, »L'évolution de la notion d'individu dangereux dans la psychiatrie légale du XIX^e siècle« (1978), in: *Dits et écrits II, 1976–1988*, Gallimard, 2001, pp. 443–464. (「十九世紀司法精神医学における『危険人物』という概念の進展」『ミシェル・フーコー思考集成 VII』筑摩書房、2000年、20–45頁)
- Foucault, Michel, »La ›gouvernementalité‹« (1978), in: *Dits et écrit II*, pp. 635–657. (『統治性』『ミシェル・フーコー思考集成 VII』、246–272頁)
- Foucault, Michel, »L'éthique du souci de soi comme pratique de la liberté« (1984), in: *Dits et écrit II*, pp. 1527–1548. (「自由の実践としての自己への配慮」『ミシェル・フーコー思考集成 X』筑摩書房、2002年、218–246頁)
- Foucault, Michel, «*Sécurité, territoire, population*» *Cours au Collège de France 1977–1978*, Gallimard et Seuil, 2004. (高桑和巳訳『安全・領土・人口』筑摩書房、2007年)
- *Fuld, Ludwig, »Der Begriff des Betriebsunfalles im Sinne der deutschen Gesetzgebung«, ASGS, Bd. 1, 1888, S. 417–428.
- *Gerkrath, Albrecht, »Zur Begriffsbestimmung des Unfalls«, ZVW, Bd. 6, E. S. Mittler & Sohn, Berlin 1906, S. 1–19.
- Gigerenzer, Gerd, Swijtink, Zeno, Porter, Theodore et al., *The Empire of Chance: How Probability Changed Science and Everyday Life*, Cambridge University Press, Cambridge; New York 1989.
- Gillispie, Charles C., »Intellectual Factors in the Background of Analysis by Probabilities«, in: Crombie, Alstair C., *Scientific Change: Historical Studies in the Intellectual, Social and Technical Conditions for Scientific Discovery and Technical Invention, from Antiquity to the Present*, Heinemann, London 1963, pp. 431–453.
- Gould, Stephen J., *The Mismeasure of Man*, Norton, New York 1981. (鈴木善次・森脇靖子訳『人間の測りまちがい——差別の科学史』河出書房新社、1998年)
- Grimmer-Solem, Erik, *The Rise of Historical Economics and Social Reform in Germany 1864–1894*, Clarendon Press, Oxford 2003.
- Habermas, Jürgen, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp 1990. (細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』未来社、1994年)
- Hacking, Ian, *The Taming of Chance*, Cambridge University Press, Cambridge 1990.

(石原英樹・重田園江訳『偶然を飼いならす——統計学と第二次科学革命』木鐸社、1999年)

- Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Suhrkamp 1986. (藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』I・II巻、中公クラシックス、2001年)
- *Heidegger, Martin, *Sein und Zeit*, Klostermann, Frankfurt am Main 1977 (1927). (細谷貞雄訳『存在と時間』上下巻、ちくま学芸文庫、1994年)
- Hiltz, Victor L., »Statistics and Social Science«, in: Giere, Ronald N. and Westfall, Richard S. (eds.), *Foundations of Scientific Method: The Nineteenth Century*, Indiana University Press, Bloomington 1973, pp. 206–233.
- *Horkheimer, Max und Adorno, Theodor W., *Dialektik der Aufklärung: Philosophische Fragmente*, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main 1972 (1947). (徳永恂訳『啓蒙の弁証法——哲学的断想』岩波書店、1990年)
- *Horn, Paul, »Unfallversicherungsmedizin 1900–1924.«, ZVW, Bd. 25, 1925, S. 52–66.
- *Jaspers, Karl, *Die geistige Situation der Zeit*, fünfte, zum Teil neubearbeitete Aufl., Walter de Gruyter & co., Berlin und Leipzig 1933 (1931). (飯島宗享訳『現代の精神的状況』理想社、1971年)
- Kaufmann, Franz-Xaver, »Diskurse über Staatsaufgaben«, in: Grimm, Dieter (hg.), *Staatsaufgaben*, Nomos, Baden-Baden 1994, S. 15–41.
- Koch, Peter, »Lexis, Wilhelm«, in: *Neue deutsche Biographie*, Bd. 14, Duncker & Humblot, Berlin 1985, S. 421f.
- Koch, Peter, »Manes, Alfred«, in: *Neue deutsche Biographie*, Bd. 16, 1990, S. 22f.
- *Kohler, Josef, »Versicherungsvertrag und Rechtsphilosophie«, ZVW, Bd. 10, 1910, S. 631–637.
- *Kraepelin, Emil, »Ueber geistige Arbeit«, in: *Neue Heidelberger Jahrbücher*, Jg. 4, Heidelberg 1894, S. 31–52.
- *Kraepelin, Emil, »Der psychologische Versuch in der Psychiatrie«, in: *Psychologische Arbeiten*, Bd. 1, Wilhelm Engelmann, Leipzig 1896, S. 1–91.
- *Kraepelin, Emil, *Zur Hygiene der Arbeit*, Gustav Fischer, Jena 1896.
- *Kraepelin, Emil, *Die psychiatrischen Aufgaben des Staates*, Gustav Fischer, Jena 1900.
- *Kraepelin, Emil, *Die Arbeitscurve*, Wilhelm Engelmann, Leipzig 1902.
- *Kraepelin, Emil, *Psychiatrie: Ein Lehrbuch für Studierende und Ärzte*, 8. Aufl., Bd. 4, J. A. Barth, Leipzig 1915.
- *Kraepelin, Emil, »Arbeitspsychologie«, in: *Die Naturwissenschaften*, Jg. 8, Heft 44, 1920, S. 855–859.
- *Kraepelin, Emil, »Arbeitspsychologische Untersuchungen«, in: *Zeitschrift für die gesamte Neurologie und Psychiatrie*, Bd. 70, 1921, S. 230–240.
- *Kraepelin, Emil, »Arbeitspsychologische Ausblicke«, in: ders. (hg.), *Psychologische Arbeiten*, Bd. 8, Julius Springer, Berlin 1925, S. 431–450.
- Krüger, Lorenz, Daston, Lorraine J. and Heidelberger, Michael (eds.), *The Probabilistic Revolution*, 2 vols., MIT Press, Cambridge, Mass. 1987. (近昭夫・木村和範・長屋政勝ほか訳『確率革命——社会認識と確率』梓出版社、1991年)
- Lecuyer, Bernard-Pierre, »Médecins et observateurs sociaux: Les Annales d'hygiène publique et de médecine légale (1820–1850)«, in: *Pour une histoire de la statistique*, INSEE, Paris 1977, pp. 445–476.
- Lengwiler, Martin, »Technologies of Trust: Actuarial Theory, Insurance Sciences, and the Establishment of the Welfare State in Germany and Switzerland around 1900«, in: *Information and Organization*, vol. 13, Pergamon, New York 2003, pp. 131–150.
- Lengwiler, Martin & Beck, Stefan, »Historizität, Materialität und Hybridität von

- Wissenspraxen: Die Entwicklung europäischer Präventionsregime im 20. Jahrhundert«, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Jg. 34, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 2008, S. 489–523.
- *Lexis, Wilhelm, *Einleitung in die Theorie der Bevölkerungsstatistik*, Karl J. Trübner, Strassburg 1875.
- *Lexis, Wilhelm, *Zur Theorie der Massenerscheinungen in der menschlichen Gesellschaft*, Fr. Wagner'sche Buchhandlung, Freiburg i. B. 1877. (久留間鮫造訳「人間社会に於ける大量現象の理論に就いて」『統計学古典選集第九巻』栗田書店、1943年、61–256頁)
- *Lexis, Wilhelm, »Naturwissenschaft und Sozialwissenschaft«, in: *Abhandlungen zur Theorie der Bevölkerungs- und Moralstatistik*, Gustav Fischer, Jena 1903, S. 233–251. (久留間鮫造訳「自然科学と社会科学」『統計学古典選集第九巻』、27–60頁)
- *Liebert, Arthur, »Das Problem der Versicherung im Lichte der Philosophie«, ZVW, Bd. 24, 1924, S. 73–83.
- *Liniger, »Simulation«, in: Alfred Manes (hg.), *Versicherungslexikon*, zweite, völlig bearbeitete Aufl., E. S. Mittler & Sohn, Berlin 1924, S. 1152–1154.
- *Manes, Alfred, *Moderne Versicherungsprobleme: Aus Vorträgen und Aufsätzen*, zweite, veränderte und erweiterte Aufl., Leonhard Simon NF., Berlin 1913.
- Marx, Karl, »Ökonomisch-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1884«, in: *Karl Marx Friedrich Engels: Historisch-kritische Gesamtausgabe, Werke, Schriften, Briefe*, hg. von V. Adoratskij, Abt. 1, Bd. 3, Marx-Engels-Verlag G. M. B. H., Berlin 1932, S. 29–172. (城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波文庫、1964年)
- Marx, Karl, *Das Kapital: Kritik der politischen Ökonomie*, Bd. 1, hg. von Friedrich Engels, Dietz Verlag, Berlin 1953. (大内兵衛・細川嘉六監訳『資本論第一巻』大月書店、1967年)
- *Mayr, Georg von, »Arbeiterversicherung und Sozialstatistik«, ASGS, Bd. 1, 1888, S. 201–259.
- *Mayr, Georg von, »Deutsche Arbeiter-Statistik. Methodologisches und Technisches«, in: ders. (hg.), *Allgemeines Statistisches Archiv*, Jg. 3, H. Laupp'schen Buchhandlung, Tübingen 1894, S. 119–163.
- *Mayr, Georg von, *Statistik und Gesellschaftslehre*, 2 Bde., J. C. B. Mohr, Freiburg i. B.; Leipzig und Tübingen 1895–1897.
- *Mayr, Georg von, *Grundriss zu Vorlesungen über praktische Nationalökonomie*, 1. Teil. Einleitung und Allgemeiner Teil, H. Laupp'schen Buchhandlung, Tübingen 1900.
- *Mayr, Georg von, *Begriff und Gliederung der Staatswissenschaften*, H. Laupp'schen Buchhandlung, Tübingen 1901.
- Merz, John T., »On the Statistical View of Nature«, in: *A History of European Thought in the Nineteenth Century*, Vol. II, William Blackwood and Sons, Edinburgh 1903, pp. 548–626.
- *Nietzsche, Friedrich, *Nachgelassene Fragmente. Herbst 1885 bis Herbst 1887*, hg. von Giorgio Colli und Mazzino Montinari, Walter de Gruyter, Berlin, New York 1974. (三島憲一訳『ニーチェ全集 第九巻 (第II期) 遺された断想 (一八八五年秋—一八七秋)』白水社、1984年)
- Oberschall, Anthony, *Empirical Social Research in Germany 1848–1914*, Mouton, Paris 1965.
- Pankoke, Eckart, *Sociale Bewegung – Sociale Frage – Sociale Politik: Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert*, Ernst Klett Verlag, Stuttgart 1970.

- Pankoke, Eckart, »Gesellschaftlicher Wandel sozialer Dienste. Voraussetzungen und Entwicklungsperspektiven«, in: Kerckhoff, Engelbert (hg.), *Handbuch Praxis der Sozialarbeit und Sozialpädagogik*, Bd. 1, Schwann, Düsseldorf 1981, S. 3–30.
- Pankoke, Eckart, »Von „guter Policey“ zu „socialer Politik“. „Wohlfahrt“, „Glückseligkeit“ und „Freiheit“ als Wertbindung aktiver Sozialstaatlichkeit«, in: Sachße, Christoph und Tennstedt, Florian (hg.), *Soziale Sicherheit und soziale Disziplinierung: Beiträge zu einer historischen Theorie der Sozialpolitik*, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1986, S. 148–177.
- Porter, Theodore M., *The Rise of Statistical Thinking, 1820–1900*, Princeton University Press, Princeton 1986. (長屋政勝ほか訳『統計学と社会認識——統計思想の発展 1820—1900年』梓出版社、1995年)
- Porter, Theodore M., »Lawless Society: Social Science and the Reinterpretation of Statistics in Germany, 1850–1880«, in: *The Probabilistic Revolution*, Vol. I., 1987, pp. 351–375. (「法則のない社会——一八五〇—一八八〇年のドイツにおける社会科学と統計学の再解釈」『確率革命』、278–318頁)
- Porter, Theodore M., *Trust in Numbers: The Pursuit of Objectivity in Science and Public Life*, Princeton University Press, Princeton; New Jersey 1995.
- Rabinbach, Anson, *The Human Motor: Energy, Fatigue and the Origins of Modernity*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles 1990.
- Rabinbach, Anson, »Social Knowledge, Social Risk, and the Politics of Industrial Accidents in Germany and France«, in: Rueschemeyer, Dietrich, Skocpol, Theda (eds.), *States, Social Knowledge, and the Origins of Modern Social Policies*, Princeton University, 1995, pp. 48–89.
- Radkau, Joachim, »Die wilhelminische Ära als nervöses Zeitalter, oder: Die Nerven als Netz zwischen Tempo- und Körpergeschichte«, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Jg. 20, 1994, S. 211–241.
- Radkau, Joachim, *Das Zeitalter der Nervosität: Deutschland zwischen Bismarck und Hitler*, Hanser Verlag, München, Wien 1998.
- Raphael, Lutz, »Die Verwissenschaftlichung des Sozialen als methodische und konzeptionelle Herausforderung für eine Sozialgeschichte des 20. Jahrhunderts«, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Jg. 22, 1996, S. 165–193.
- Riedel, Manfred, »Gesellschaft, bürgerliche«, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, 1975, S. 719–800. (河上倫逸・常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』以文社、一九九〇年、11–135頁)
- *Rümelin, Gustav, »Über den Zufall«, in: *Reden und Aufsätze*, J. C. B. Mohr, Freiburg i. B. und Leipzig, 1894, S. 278–300.
- Sarasin, Philipp, *Reizbare Maschinen: Eine Geschichte des Körpers 1765–1914*, Suhrkamp, 2001.
- *Scheler, Max, »Die Psychologie der sogenannten Rentenhysterie und der rechte Kampf gegen das Übel«, in: *Vom Umsturz der Werte: Abhandlungen und Aufsätze*, 5. Aufl., Francke Verlag, Bern und München 1972 (1915), S. 293–309. (飯島宗享・小倉志祥・吉沢伝三郎編『『年金ヒステリー』の心理学と災禍に対する正しい闘い』『シェラー著作集 5 価値の転倒 下』白水社、1977年、127–150頁)
- Schivelbusch, Wolfgang, *Geschichte der Eisenbahnreise: Zur Industrialisierung von Raum und Zeit im 19. Jahrhundert*, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main 2002. (加藤二郎訳『鉄道旅行の歴史』法政大学出版局、1982年)
- *Schmoller, Gustav, »Rede zur Eröffnung der Besprechung über die sociale Frage in Eisenach den 6. October 1872«, in: *Zur Social- und Gewerbepolitik der*

- Gegenwart. Reden und Aufsätze*, Duncker & Humblot, Leipzig 1890, S. 1–13.
- *Simmel, Georg, *Über soziale Differenzierung. Sociologische und psychologische Untersuchungen*, Duncker & Humblot, Leipzig 1890. (居安正訳『社会分化論・社会学』青木書店、一九七〇年)
- *Simmel, Georg, *Soziologie. Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, Duncker & Humblot, Leipzig 1908. (居安正訳『社会学——社会化の諸形式についての研究』上下巻、白水社、1994年)
- *Simmel, Georg, *Philosophie des Geldes*, hg. von Frisby, David P. und Köhnke, Klaus C., Suhrkamp, Frankfurt am Main 1989 (1907). (元浜清海・居安正・向井守訳『ジンメル著作集 2 貨幣の哲学 (分析篇)』、居安正訳『ジンメル著作集 3 貨幣の哲学 (総合篇)』、白水社、1981年)
- *Sombart, Werner, *Das Wirtschaftsleben im Zeitalter des Hochkapitalismus (=Der moderne Kapitalismus, dritter Band)*, Bd. 2, Duncker & Humblot, München und Leipzig 1927.
- *Stephinger, Ludwig, *Versicherung und Gesellschaft*, Gustav Fischer, Jena 1913.
- *Studnitz, von A., »Die Lehren der Unfallstatistik«, in: Gustav Schmoller (hg.), *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, Jg. 6, Duncker & Humblot, Leipzig 1882, S. 1267–1279.
- Tanner, Jakob, »Der Tatsachenblick auf die »reale Wirklichkeit«: Zur Entwicklung der Sozial- und Konsumstatistik in der Schweiz«, in: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, vol. 45, Schwabe & Co. AG, Basel 1995, S. 94–108.
- *Taylor, Frederick W., *Die Grundsätze wissenschaftlicher Betriebsführung* (deutsche autorisierte Ausgabe von R. Roesler), R. Oldenbourg, München und Berlin 1919.
- *Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie*, fünfte, revidierte Aufl., 1., 2. Halbband, Tübingen 1976. (清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波文庫、1972年、世良晃志郎訳『支配の社会学』I・II巻、創文社、1960–1962年)
- *Weber, Max, »Methodologische Einleitung für die Erhebungen des Vereins für Sozialpolitik über Auslese und Anpassung (Berufswahl und Berufsschicksal) der Arbeiterschaft der geschlossenen Großindustrie« (1908), in: *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, J. C. B. Mohr, Tübingen 1988, S. 1–60. (鼓肇雄訳「封鎖的大工業労働者の淘汰と適応 (職業選択と職業運命) に関する社会政策学会の調査のための方法的序説」『工業労働調査論』日本労働協会、1975年、1–76頁)
- *Weber, Max, »Zur Psychophysik der industriellen Arbeit« (1908–1909), in: *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, S. 61–255. (「工業労働の精神物理学について」『工業労働調査論』、77–324頁)
- *Weber, Max, *Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*, Wissenschaftlicher Verlag, Schutterwald/Baden 1995 (1904). (富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波文庫、1998年)
- *Weizsäcker, Viktor von, »Über Rechtsneurosen« (1929), in: Achilles, Peter et al. (hg.), *Soziale Krankheit und soziale Gesundheit. Soziale Medizin*, Gesammelte Schriften, Bd. 8, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1986, S. 7–30.
- *Weizsäcker, Viktor von, »Soziale Krankheit und soziale Gesundheit« (1930), in: Gesammelte Schriften, Bd. 8, S. 31–95.
- *Weizsäcker, Viktor von, »Versicherung oder Sicherung?« (1932), in: Gesammelte Schriften, Bd. 8, S. 126–136.

- *Whitehead, Alfred N., *Process and Reality: An Essay in Cosmology*, ed. by Griffin, David R. and Sherburne, Donald W., The Free Press, New York 1978 (1929).
(平林康之訳『過程と実在——コスモロジーへの試論』全2巻、みすず書房、1981-1983年)
- *Wörner, Gerhard, *Allgemeine Versicherungslehre*, dritte, erweiterte und verbesserte Aufl., G. A. Gloeckner, Verlag für Handelswissenschaft, Leipzig 1920. (志田 鉦太郎・印南博吉訳『保険総論』明治大学出版部、1933年)
- Zahn, Friedrich, »Georg von Mayr«, in: ders. (hg.), *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 15, Kraus Reprint, Nendeln/ Liechtenstein 1967 (1925), S. 1-6.
- *Zweig, Stefan, »Die Welt der Sicherheit«, in: *Die Welt von gestern: Erinnerungen eines Europäers*, S. Fischer Verlag, 1962 (1944), S. 13-36. (原田義人訳「安定の世界」『ツヴァイク全集 19 昨日の世界 I』みすず書房、1973年、15-52頁)

(2) 邦語文献

- 足利末男『社会統計学史』三一書房、1966年。
- 有田正三『社会統計学研究——ドイツ社会統計学分析』ミネルヴァ書房、1963年。
- 市野川容孝「社会的なものの概念と生命——福祉国家と優生学」『思想』908号、2000年、34-64頁。
- 市野川容孝『「社会科学」としての医学(上)(下)——1848年のR・ヴィルヒョウによせて』『思想』925号、2001年、196-224頁、939号、2002年、116-142頁。
- 市野川容孝『社会』岩波書店、2006年。
- 市野川容孝・村上陽一郎「思想としての安全学——『安全性』とは何か」村上陽一郎『安全学の現在——村上陽一郎対談集』青土社、2003年、203-250頁。
- 植村邦彦「ドイツ初期社会主義と経済学」経済学史学会編『経済学史——課題と展望——』九州大学出版会、1992年、119-128頁。
- 大河内一男「講壇社会主義」『社会思想史辞典』新明正道監修、創元社、1961年、397-410頁。
- 大橋隆憲『社会科学的統計思想の系譜』啓文社、1961年。
- 重田園江『フーコーの穴——統計学と統治の現在』木鐸社、2003年。
- 河本英夫『メタモルフォーゼ——オートポイエーシスの核心』青土社、2002年。
- キートン、ロバート・E. (松浦以津子訳)「補償に関する諸原理」『ジュリスト』691号、1979年、38-44頁。
- 木下秀雄『ビスマルク労働者保険法成立史』有斐閣、1997年。
- 木村和範「統計的推論の普及とその社会的背景」『北海学園大学経済論集』36巻3号、1989年、277-303頁。
- クレーリー、ジョナサン(岡田温司監訳、石谷治寛・大木美智子・橋本梓訳)『知覚の宙吊り——注意、スペクタクル、近代文化』平凡社、2005年。
- 小泉義之「フーコーのディシプリン——『言葉と物』と『監獄の誕生』における生産と労働」『現代思想』37巻7号、2009年、206-218頁。
- 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年。
- ジュネット、ジェラルド(和泉涼一訳)『パランプセスト——第二次の文学』水声社、1995年。
- スミス、アダム(水田洋監訳、杉山忠平訳)『国富論(一)』2000年、岩波文庫。
- 田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房、1993年。
- 近昭夫「科学史研究者による統計学史研究について」『統計学』58号、1990年、70-79頁。
- チポラ、カルロ(川久保公夫・堀内一徳訳)『経済発展と世界人口』ミネルヴァ書房、1972

- 年。
- ツァハー、ハンス・F. (新井誠監訳、藤原正則ほか訳)『ドイツ社会法の構造と展開——理論、方法、実践』日本評論社、2005年。
- 長屋政勝・金子治平・上藤一郎編著『統計と統計理論の社会的形成』北海道大学図書刊行会、1999年。
- 西村健一郎「ドイツ労働災害補償法の生成に関する一考察 (一) (二)」『民商法雑誌』65巻4号、1972年、528-558頁、65巻5号、1972年、733-756頁。
- 西村健一郎「第5章 労働保険と雇用政策」古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』東京大学出版会、1999年、71-106頁。
- 藤本武「労働災害の歴史 (I) ——欧米諸国を中心として」『労働科学』四七巻二号、1971年、49-84頁。
- ブルンナー、ジョゼ (多賀健太郎訳)「傷つきやすい個人の歴史——トラウマ性障害をめぐる言説における医療、法律、政治」『思想』972号、岩波書店、2005年、5-43頁。
- 前田達明「不法行為法の制度と理論——その展開と限界」『ジュリスト』691号、1979年、15-22頁。